

菅江真澄資料センター

真澄研究

18号

諸般に亘る博識を辿って

—菅江真澄随筆連想—…………… 新野直吉 1

講演記録

静岡と星座の方言——内田武志の軌跡Ⅱ…………… 石井正己 9

秋田の伝説と真澄

—「貞任伝説」生成の軌跡とその背景—…………… 阿部幹男 31

翻刻・随筆『おほまあらこ』（高階貞房著）…………… 松山修 55

平成26年3月

秋田県立博物館

諸般に亘る博識を辿って

菅江真澄隨筆連想

新野直吉

初めに

平成二十五年度の館話も十二回の結び三回を、前年度と同じように「布伝能麻迹万珥」に当て、十月二十五日(金)・十一月八日(金)・十一月二十二日(金)に拙話を試みた。それを文章化して記述する。

一、布伝能麻迹万珥(7)

先ず「阿衰蘇神仙」が項題である。「今云ふ仙北郡は旧ノ山本郡也。仙北は元郡ノ名にあらず。雄勝、平賀、山本を山北三郡と云ひし也」と述べる。平賀は古代には平鹿と表記されていたが中世に「賀」の文字も使われるところもあった。続けて「むかしは山北河北と呼びし地也。河北は今の山本郡能代〔古名淳代また野代也〕のあたりをさしていへり」と述べる。山北とは神室山(古名平戈山)と丁岳を結ぶ丘陵線から北ということであろう。能代と書くのは、近世の宝永元年(一七〇四)四月の大地震の後で、災害で野に代わってはいふことから、「能く代る」の文字となつたのである。淳代

と書かれるのは『日本書紀』で斉明朝の七世紀中期、野代と書かれるのは『続日本紀』で宝龜二年(七七二)である。

さらに「仙北を山乏と書し事あり。不詳からぬ字とて千福と書しといへり。山乏と書キしはいつの頃ならむ。千福と書し事は無住国師ノ『沙石集』にも見えていとふるくより云ひしことと見えたり。或書に山に仙あるゆゑに山北を仙北と書キ字音によめるよしを記し、またその仙といふは常陸坊海存也云々と見えたり」と記す。

山乏とは横手盆地が出羽第一の広さを持つ平地帯なることによる文字表現なのであろうと考えるが、山に常陸坊の仙人がいたとするのは説話であらう。常陸坊が仙術を得て「駒が嶽に今も住り」と記すのは、現地伝承尊重主義の真澄流表記であらう。『清悦物語』によつて清悦海と二人の近習が義経の頃から後世まで存命し、清悦は寛永七年(一六三一)夏まで平泉に住み、「中納言政宗公」に召されたといふことまで、「ゆゑよしなきにもあらじかし」とすることには、現代とは異なる社会意識の中で、真澄先生が筆を執っていることが看

取でざる。

次は「やまごのもつかた」である。「出羽みちのくにて杣人を山子ヤマゴといふ」と記した上で、「河ノ辺郡岩見山に杣たてて其あたりの麓にもあまた住り」と現状を記す。かはのべ郡というのは古代の河辺郡の呼び方である。近世に整えられた河辺郡とは郡域の具体的広がり異なるが、古代のそれは雄物川(秋田河)の河辺の地で後世の岩見川流域河辺の状があるのに比すれば広大である。この主題は「もつかた」で「飯碗の如き」ものだという。しかも著者のいつもの博識で「考ふに『延喜式』に椀形卅口モヒカタミツクチとあるもモツカタにして、此椀形モヒカタ国々より貢しもの、今し世かけてかゝる片山里にも残りけるにこそあらめ」とやや驚いた体で考証する。他にも杣人たちの日常用具に、他地方では見ないものが多いと記している。敢えて言えば伝統文化(物)周囲論とでも位置づけるべきか。

次いでは「さくらあき、はなそ」である。要するに「麻芋アサマの種」を蒔くことに関わり、若い頃の信濃本洗馬滞在時の経験や『万葉集』の古歌知識の豊かさを示し、普通冬に蒔く麻の種を桜咲く頃に蒔くと「桜麻とも花芋とも申」すことの雅情を記述したものである。

さて「齧田浦神アイタクランカミ」の項が次であるが、先ず斉明天皇四年(六五八)紀の四月條の「阿部ノ臣(闕名)率船師一百八十艘

伐蝦夷。齧田淳代二郡蝦夷望怖乞降。是勒軍陳船於齧田浦」なる文を掲げ「みふみのまき」に見えたり」と述べて叙述を始める。明治以来相当一般的に言われて来たように、著者真澄が賀茂真淵一本居宣長系の国学者なら、『古事記』を「みふみ」と言うことはあっても、『日本書紀』を「みふみ御文(書)」とは言うまいという私見は別のところでも述べたと思うが、やはり『日本書紀』の漢文体を「みふみ」とする立場は、古代末・中世以来の両部神道の立場なのであることを裏書しているであろう。勿論両部神道反対の立場で江戸時代に興った儒家神道でも『古事記』よりは漢文体の『日本書紀』を尊重するであろうが、前項はじめ至る処で發揮する万葉学などの熟達を見れば、彼が儒家神道などを好む漢学者でないことは明らかである。

そしてこの斉明四年紀が秋田の古代史にとって極めて大切な条文であることも明らかである。まず「齧田」などと妙な文字ではあるが「アキタ」の名が六国史に現われる始めはここである。続いて「齧田蝦夷恩荷進而誓曰不為官軍故持弓矢、但奴等性食肉故持。若為官軍以儲齧田浦神知矣」となり、「将清白心仕官朝矣、仍授恩荷以小乙上定淳代津軽二郡々領」という重要国策の展開が述べられる。東北六県の県庁所在地で、秋田のように関連地名が七世紀に官撰史書の記述対象に

なつたような例は他にない。恩荷が今の男鹿に脈絡が通ずる語であることも改めて言うまでもない。その恩荷は、肉食という縄文時代以来の食文化をも口にしてゐる。勿論稲田を耕す弥生文化の存在は、一世紀に津軽に及んでゐたことが考古学的に明らかにされてゐるのだから、縄文以来の弓矢の保持は狩猟専一文化だつたということを示すものではない。稲作と共に伝統の（採取や）狩猟（漁撈も）も併せ行ひ、北国の豊かな食文化を持つてゐるということを表わしてゐる。

精神文化としても「浦の神」を奉じていて、日本民族（伝統語でいえば大和民族）の「わだつみ（綿津見）の神」信仰と異るところはない。だから「官に仕える」というと、彼には小乙上の位を与え、北に連なる地域の長を淳（能）代と津軽で郡領（こおりのみやつこ、当時の表記では「評造」）に定める。恩荷を郡領（評造）にしたという部分の文辞は欠けているが、小乙上は評造相應の位であるから越国の国守（宰）であつた阿部（倍）臣（比羅夫）が、部下の三評造を即座に設置できるように、政治文化的にこの地もその首长豪族も達してゐたことがわかる。

行政制度の受け入れ可能状態と共に、或いはそれ以上の意味を持つのが、「神信仰」である。両部系であろうとも神信心の深い真澄は、「恩荷が誓言せしその齧田浦神とまをし奉

る。今ノ山本ノ郡米代のみなど、向ヒ能代の浦落会といふ地に古へいとくふる宮地ありし。その後田村將軍銚と旗とを秘蔵であらたに斎き奉りて蝦夷平八幡と近き世より称へ奉つたのがそれであると述べる。一向差支えない如くであるが、田村麻呂が出羽側に来たことはない。使者が持参納したとしても、それは一四〇年も後のことになる。

次とその次は七倉に関することになる。「七倉の宮どころ」で「秋田ノ郡北比内ノ莊小繫村（山本郡二ツ井町）に七倉山あり」として記すところ、「七倉のせき」で「むかし七倉天神宮の杜のあたりに関すゑたりけるにや」と記すところは、「宜なるべし」となろう。また終りの「やたての齋杉」は古記録の端に書かれたという多分故ある記述であろう。

二、布伝能麻迹万珥（8）

矢立と連なる「長走りのせきや（関屋）」で此処も「いではの長ばしりも俗名ならねば世にしらば、かの『枕草子』にも記されなまし」は、少々現地配慮の珍しい文章かも知れぬ。

次の「いつくしの滝」は、陸奥にいた頃のことを、「はしわのわか葉」に在り」として揚げてゐる。此の歌人らしく「けふ初末（午）ノ日の祭見てむと人々にいざなはれて、漆寺の前にくちたる桜の薬いまを盛りと咲たるに、枯し枝も

花のめぐみをうるし寺となふ御法のしるしならまし。此寺の上人なんどいざなひ、前沢の大桜見んとて尋ね入る」と次々に花を求め歌を詠む遊覧記の世界で、中尊寺に至る。「こ、に弁慶桜とて武蔵坊がうゑたるうす墨桜といふがありしと聞て人にとひしかば、そのさくらは近きとし枯れたるよしをいへば、すべなうこ、を出て高館の旧跡アトに登りて義経堂にぬかづく」となる。義経が、「御身がはりとて似たる人をきり、その首をかまくらに贈り、みづからは蝦夷が嶋わたりしたまひき」と述べ、続けて「伊達治郎泰衡も君の跡をしたひしならむ。出羽にいたりて河田が手にかゝりしなんど」とあるが、泰衡は義経を伐つた人物なのだからこの解釈には首をかしげざるを得ない。「平泉に泊る」と日記は結ばれる。

十日には平泉を發ち「まづ達谷タツタの窟ウツに入りてかの百鉢の多門天を見れば、みなこぼれうせてはつか斗残りぬ」「むかし葉室中納言某卿の娘を悪路王ぬすみとりて、此姫とともに此窟ウツに籠り栖むを、都より人たづね来つれば悪路王はらぐろにの、しり姫を小脇にかいこみ大横刀をぬいてむかへば、尋ね来る都人しあましてにげいにき。一とせの春、さくら原の花おもしろさにほだされて、姫をいざなひ、窟を出て此花のもとにて酒いたく飲み多ひにゑひてたふれふしたるとき、かの姫君たゞひと、ころにげうせ給ひしなんど、むかしものがた

りしつ、五串村に来る」と書く。昔物語なので史実とは関係がない構成になっていると考えられるが、悪路王は阿弓流為の脚色人物であろう。「人々を別て山ノ目に来る。磐井ノ郡の保長大槻ウツサ〔千左エ門といふ也〕清雄がり訪へば、あなめづらしなんどとかたらふ」となる。保長は古代令制度の五保の長だが、近世村落制度上の長の意で用いている。

連続して「はしわのわか葉〔夏の紀行の名なり〕」の項で、「おなじ十一日、つとめて大槻清古にいざなはれて此宿よりはいと／＼近き配志和社ハシワミヤにまゐる」となるが、「此みやしろの中には皇孫彦火瓊々杵尊、左木花開邪姫ノ命、右高産靈尊也。神明神社あり。八幡、安日、鎌足、神星、土守ななどの神社あり。そが中に安日とあるは阿倍家の上祖にや。神日本磐余彦尊官軍のころ安日はみちのくに流され、津軽郡戸左の浦（今十三（トサ）と云てじふさんといへり）（に）在りて、其後胤安倍頼時也。また鎌足ノ社もゆゑよしある事にや。いと古き社ゆゑものがたり多し。また此山へ菅大臣ノ御子ひとところいにしへさすらへおはしたるといふ物語あり。其よしにや菅香梅とてとし旧りたる梅のわか葉さしたり」と書き進み、次第に歌人の本領を發揮した文脈になって行くが、津軽滞在の年月の中で樹立したのであるう安日が安倍頼時の先祖論は、果たして蝦夷地渡航以前の磐井滞在中には成立してい

たものか否かは疑問で論定できない。

先にもあった「七ツツグ具良」すなわち七倉（座）についての項を「ふた、びこ、にしるす」として次に書き出している。

「崖に七倉山あり。そは松倉、大倉、三本杉倉、柴倉、箕倉、烏帽子倉、獅子倉〔岩面に獅子頭を彫たり、此あたりに獅子頭を権現とた、へ云へば権現倉とも又正面倉とも云ふ〕しか七倉也。また七倉ともいふ。また里鶯翁の日記の事そらんじ、みだりに書なしたり。ふた、び原本を見てつみを糺して明しとせり」とある。当方も平成十六年に「辞夏岐野莽望図」即ち「しげき山本」を扱った折に「七倉と書いた七座山に登ろうと云々」と、ジョイナス講話期のこととして話しているが、真澄が里鶯の業績を安易に用いたなどとも思う筈もなかった。まず右の引用で「しか七倉也。また七倉ともいふ」の部分は「ななつぐらなり。またななくらともいふ」と書いたものであろう。享和二年三月九日のところでは七つ目は「正面の亦の名をこんげんともいひ」としており、慈寛大師が「したまふ権現さま」と前もって解説を加えていたが、ここでは「円仁大とこ（徳）」は出ていない。

そして里鶯を「その学才ひろき人」として今でいえば北秋に弟子が多いとまで書き、その父桂葉が寛永元年（一六二四）十月に子息里鶯が大館城主西家義方に招れて講

義に行くのを見送り餞けしたことまで記している。どうも歌学者父子に言及しておく必要があるような気持になる。

父の晩翠堂桂葉は寛永元年（一六二四）生まれで、大光院尊為という修験であった。その父は男鹿の脇本村常楽院尊灌の次男で、能代の八幡神社と住吉神社の別当職となった人物で、尊為（桂葉）は父のあとを受けて、能代両神社の別当職を継ぎ、天和元年（一六八一）に久保田藩で修験大頭役の制度が行われると、その任に就き久保田城下の役署勤務のため移住し、七年間藩の法院行政を掌った。やがて上洛し北村季吟に入門して『古今集』や『源氏物語』を学んで秘伝を得た。宗教の方でも大峯山に百日間の行を修めて、大峯山十二先達の一人に数えられて帰郷した。

子の少蝶庵里鶯は慶安四年（一六五二）生まれで、貞享四年（一六八七）父から別当職を継受し、父に随って上洛北村門に入り歌学を修めた。『源氏物語』全体の講義を受けた。元禄三年（一六九〇）大峯山に入峯修行した。強い性格だったので、寺社奉行に上書したことで当局の怒りを蒙り、祖父尊英の出た男鹿の常楽院に閑居を命ぜられたが、学は進み晩年まで多くの著作を遺した。元文二年（一七三七）八十七歳で逝去した。真澄はこの修験学者を評価しているのだが、そうなる寛永元年九月では、父桂葉でさえ生まれた年に当た

るので、里鶯が佐竹西家義方に招かれるということには有り得ない。『山ふところ』を読み違えて成文したのか、或いは「全集」の編者が誤読したのかなどということになるが、爰は後考を俟つことになる。

次は「つゆくまやま」の項である。阿仁の露隈山という岩山の話であるが、「獵士岩」と、「狗石」があることが話題である。「むかし麼哆宜犬を引つれて白熊を追ひ来けるが、熊は神ななどにやありけむ、空を飛て往方をしらず、万太義も世多も息尽て死といふ。そが立ながらくゑして石となりたるなりといふ。美濃国大井山にて根津神平放鷹を追ひ来て犬とともに立ながら死たるもの語に似たる」と博識に基く解説を行う。

さらに「万太宜てふ事は古科剥にて、麻太は緞木の皮をいふ。其緞を剥て糸に練て布に織り、また繩に糾ひて用ふ。その業する山賤等つねに戈鐮をもて山に入りて何にてまれ獸を見ればまづ是を捕りぬ。獺を禁られし事ありしかば獺を業とするもの鉾の柄をぬきとり山鐮を隠して級剥なりと偽りて山入りせしがもにて、今は出羽陸奥の獺者の目となりて、又鬼なソどて（と）書ぬ。それらが禁忌辞といふものいと多し」と得意の言語論を展開し、「白熊を露祁羅といふは古言也。また狗を世多といふは蝦夷語也」「白熊を露熊といはゞ

こ、なん白熊の山の名にこそ負め」などと述べる。蝦夷語はアイヌ語ということであろう。

白熊なるものが長命である旨を『江源武鑑』に基いて述べ、「また今熊、猪熊、某熊、呉熊とて熊といふいと多し。

そはみな隈に云ひ前にいふ也」と述べ、更に故郷三河国の稲熊村の神社に言及して項を結ぶ。

三、布伝能麻迹万珥（9）

前回の阿仁の露熊山に関わる「ふ（し）かけやま」の項が初めである。「露熊山の紅葉を見しとき、なほ深く分めぐればおなじ山の横嶺に、仏形岩などふたはしら三はしらならば、奥に伏蔭といふ村もあり。ふしかけはよしありげなる名なり。伏陰、節掛なども書たり。節懸とは箭籠にいふ長ふしかけ、小ふしかけ、くだふしかけなどのたぐひこそあらぬ。某（其）事は『四季草』の春草の巻につばらか也」という、村の名を弓矢の筈即ち刃の形との関係で解こうという立場が妥当か否かは定め難いにしても、何でも知っている真澄先生という受止め感になる。武家時代の知識人としては、或いは当然のことなかもしれないとも考えられる。

次は「みやまの夜鶉」の項である。「深山の奥に夜更て鶉の鳴事あり。おのれ聞しこと《狍形日記》にもせたり。三

声聞しがいとく小音也。出羽雄勝郡の七葉樹温泉（皆瀬村羽湯）に聞し人あり。秋田郡杜良の嶽に聞し人あり。また同郡太平山の女人堂にて聞し人あり。いづれも小鶏の鳴がごと、凡一こゑづつ也といへり。『武家俗説弁』古戦場に必幽霊出て妖怪をなすと云条云、一云々、と見えたり。おのれ此事あやしく聞しとき考ふ、山に竹鶏、松鶏などあり、そのこゑならんかとおもはれたり」というのである。「云々」と引用文を省略した漢籍は、中国大陸第三の大河である河南省に発し安徽省・江蘇省を流れる淮水（淮河）に關わる地で張氏が小寺に宿り、夜数方に及ぶ「小鶏声」を聞き、灯明地に満つるを望視して問うと、寺僧が「此処は古戦場で、天氣が陰晦の状態になると則ちこの状況が生ずる」と言つたというのである。真澄の合理性ある判断は、他国のことであるから、日本の旅行先で、なるべく現地伝説などを批判表現は控えて描写するのと、異なる正確さで考察するところを記したのであろう。

次の「石神山」の項は、「陸奥ノ国堺近く虎毛山、牛尾山、大高森、白山、杵山、黄金原、駒形山、馬草か嶽などいふみねくならびたり。駒形山はみちのく也。また石神山はいとく高く秀たり。その山には石像あるてふ。此石神山の麓には出羽国雄勝郡椽温泉あり。石神山は古き名地也」

と、山を視て信仰を語る真澄らしい姿を示す。そして石神を「石ノ神とて大原に在まうづ」と畿内の神に由来する位置づけをして、「此神社は貞観（八五九―八七七）のころ山城国大原野の御神を遷しまつりて、続名山大原寺を円珍禪師の闢き給ふ。本地は薬師仏也。清衡豊田館より平泉に移り住て鬼門に中ルを祈りし処、円仁ノ作の仏ませり。文徳天皇仁寿二（八五二）年辛未七月、陸奥国なる石神に從五位下を授給ひしとぞ。此神の御事なりと大原寺の神録に見えたり。おのれもこゝろをさなき歌の手向。治れる御代はとたえずつけ石うごかぬ末のほどもしられて」と敬虔な一首で結ぶ。

円珍は空海の姪の子の筈であるが真言ではなく天台座主の高僧であり、円仁は東北の古代仏教とは極めて縁の深い慈覚大師である。当時までの一般的な神信仰が習合神道だったわけであるから、ここに書かれる神仏合体の状況は社会にとつて自然のことではあつたのであろうが、本居や平田ならこう一体的な信仰の相は書かないであらう。

次は「鷲座山」でまた山である。「雄勝郡根杉山の背を足倉山とて爪白の鷲つねに栖みぬといへり。脚坐とは、わしをを訛りていふならむかし。『統紀』卅六卷太宗高紹天皇（あまむねたかつぎのすめらみこと）（四十九代光仁天皇の御事をまをす）宝龜十一（七八〇）年正月云々。――、また

足倉は手倉山におしならべて云ひし名ならむ」などと考証している。

次は「平戈山」の項である。「陸奥国胆沢郡の駒形の神山〔同国栗原郡には駒形根神ませり〕に石の鯰（国字）尾銚めけるものを蔵めたるをもて平戈山といふと説る人あり。おのれ八口内（ヤクナイは元ト蝦夷言にてありき、シヤクナイ也。シヤクは夏也、ナイは沢也）の事記たる中に、神室が嵩の山脚に戈立石、石兜なんどいへる処あり。此神室が嶽、出羽と陸奥に跨たる大嵩也」と書き、「平銚山」とも書く。

次は「都流宜涅」の項である。「阿邇莊杜良嵩（森吉山）は墓に似た比企が嶽といひて蛙を神の御使とて、麓の人は谷墓のさわたるを見ても恐おもふといへり。またおなじ秋田郡大江平嵩、今云ふ太平山、さどびごととに太平山ともはらいへり。こは蛇野ノ莊に在る大嶽也。麓の大野に蛇いと多かりしが、今は田とひらけたり。此山の峯は蛇頭に似て、尾は劔峯に在るよし」と今の町人にも興味ある事を書く。

「あをたまかけご」の項は「今世に人知れる加羅不登（唐太ともいふ渡玉也）玉は、其嶋へ遠嶋より渡し——そが中に色青キが清くみやびやかにめでたければ、人ごとに是を佩玉とせり」と書き、松前渡島経験も生かして、「北の海みち」交易のことを記している。

（秋田県立博物館名誉館長）

静岡と星座の方言——内田武志の軌跡Ⅱ

東京学芸大学教授 石井正己



講演風景

一、菅江真澄研究に至る軌跡を辿る意味

近年の菅江真澄研究は大変な勢いで進んでいます。和歌の読み直し、ジオパークとの連動などによって、真澄が残した二百年前の記録が大きな価値を持つてきています。そうしたことが進むために、秋田県立博物館の菅江真澄資料センターが果たしてきた事業が下支えになってきたことは間違いありません。この間の地道な積み重ねが、さまざまな場で大きな

花が開くための土壌になっているように思います。

お手元にパンフレットが配られていると思いますが、七月十三日に東京の四谷で「菅江真澄とナマハゲ」という催しを開きます。秋田県人に、「おらほの真澄のままでなく、おらほの真澄を東京に出してもらいたい」ということを何回かお願いしてきました。真澄を秋田県の財産にするだけではなく、日本の文化遺産にすることができれば、やがて秋田県に返ってくるのではないかとという壮大な展望があります。

今日は男鹿市菅江真澄研究会会長の天野莊平さんが見えています。秋田県関係者とぜひこの催しを成功させたいと思っています。ふるさとの秋田県を離れて首都圏で暮らしている方々があれば、ふるさとを知る良い機会になるはずで「七月十三日は四谷に集結！」ということ、秋田県からも呼びかけただけなら大変ありがたいと思います。

副題にしました「内田武志の軌跡」は、昨年(二〇二二)この時期に第一回目を行い、その記録「内田武志の軌跡Ⅰ」は『真澄研究』第十七号に「方言と昔話」と題して載っており

ます。この時は鹿角の方言と昔話についてお話ししました。今日、今日は静岡県の方言についてお話しします。秋田県立博物館で静岡県の話というのはやや場違いな感じも致しますが、内田武志の菅江真澄研究への道筋を辿るために、どうしても通らなければならない課題であると考えて、今日は静岡県の話をしたいと思います。

昭和初期の熱狂から見ると、やや中だるみの状態であった菅江真澄研究は戦後になって復活し、今日に至ります。その際、読みやすい現代語の抄訳を提供した『菅江真澄遊覧記』、研究の基礎的な資料を集大成した『菅江真澄全集』を作った内田武志の功績を抜きに考えることはできません。

今、私どもは内田の残した遺産に全面的に依存することで菅江真澄と接しているからです。

内田が何を考えて、七十二年に及ぶ人生を生き抜いたのかということを考えてみなければなりません。血友病という不治の病を抱えた人生において、菅江真澄を研究することは大きな生き甲斐だったはずで、後半生の菅江真澄研究の検証に入つてゆくためには、どうしても前半生の方言研究を見なければならぬと考えて、今日のお話しをすることにしました。

二、方言研究における静岡県の重要性

内田武志は大正十二年（一九二三）、ふるさとの鹿角を離れ、八月から神奈川県鎌倉に移り住みます。ところが、翌月の九月一日に関東大震災が起こり、鎌倉で被災します。この時は相模湾北西部を震源地とするマグニチュード7・9の大地震でしたので、震源地に近い鎌倉では大きな揺れがあり、さらに津波が襲いました。そうした大災害を生き抜いて、翌年（一九二四）、静岡に移り住みます。十六歳で県立静岡商業学校に入学しますが、血友病が重くなってゆき、病気のために学業を途中で止めざるを得なくなります。

そういう状況の中でも、静岡と関わりながら、自分の生き方を考えてゆきます。後で述べますように、内田の言葉の中に、「居るところに依つて仕事を進めるのが自分の方針である」という一節があります。この生き方は極めて重要です。

静岡へ行つたら静岡で自分のやるべきことを探し、秋田に戻つたなら秋田でやるべきことを探すことにするからです。自分が生活する場所で課題を見つけ、それについて研究を深めるのです。「住めば都」という諺がありますけれども、彼の学問はそうにして花開いてゆきました。

静岡県に行つたことは、結果的に見れば、後の菅江真澄研究に向かう大きな足取りになったと思われれます。静岡県は、

秋田から見るとずいぶん遠い感じがしますが、東京からは関西に行く通過点です。静岡県は日本列島の東と西の中間地点であり、それは大きな意味を待ちます。これから述べるように、東の文化と西の文化の接触地である静岡県は、方言の分布を考える上で重要な地域であるという認識があったと思います。

折しも昭和に入ってから、方言研究が急速に進みます。先導者の一人が柳田国男であり、昭和二年（一九二七）、『人類学雑誌』に「蝸牛考」という論文を連載し、さらに昭和五年（一九三〇）に単行本の『蝸牛考』を出します。「蝸牛」というのはカタツムリのことですが、カタツムリの方言を知るために、東京朝日新聞社の肩書きを使って全国にアンケート用紙を配り、その結果を集計して論文にまとめたのです。

その結果立てたのが「方言周圏論」という考え方です。地図に一つ一つの事例を落とし、「蝸牛」に関する方言が同心円状に広がったことを証明してゆきます。その結果、文化の中心地・京都で新しい言葉が生まれて地方に伝播し、一番遠い青森や鹿児島あたりに古い言葉が残っていると考えました。南の文化と北の文化の近さを発見したのです。そうした仮説を実証する上で、最も典型的な事例が「蝸牛」だったわけです。

柳田は民俗学の中で方言を考えましたが、国語学の中からは東条操という人が現れます。この人は「方言区画論」を唱えます。地域によって方言のあり方は違い、大きくは本土方言と沖縄方言に分かれ、本土方言は東部方言と西部方言、九州方言の三つの区画に分かれることを証明します。柳田は発生という視点で考えましたが、東条の場合は現象としてとらえようとしたのだと思われます。

その際、柳田の「方言周圏論」で言えば、静岡県は中央から地方に広がってゆく通過点ですが、東条の「方言区画論」では、静岡県は東部方言と西部方言の境界線に位置します。そうしたことを念頭に置くならば、静岡県の方言を明らかにすることは、一地域の方言を明らかにするのみならず、当時の方言研究の最も重要な研究課題だったはずで、柳田国男も東条操も内田武志の仕事を中心に支えましたが、その成果をこれから御一緒に辿ってみたいと思います。

三、蒲原有明の「序」が説く土地の人々の協力

前回、『鹿角方言集』は昭和五年くらいにできていたが、発行が遅れて昭和十一年（一九三六）になったというお話をお話ししました。その間の昭和九年（一九三四）に、『静岡県方言集』という小さな本が出ています。本は小さいけれども、

『静岡県方言集』ですから、タイトルは大きいのです。

それに蒲原有明が「序」を書いていきます。蒲原は詩人として知られ、新体詩時代の最高の到達点が蒲原有明であると説明する人もあります。柳田国男や島崎藤村は新体詩人として活躍しましたが、同じ時代の空気を吸って生きた人です。けれども、大正に入ると文壇から遠ざかり、当時は静岡市鷹匠町に住んでいました。静岡という場所で、蒲原有明と内田武志は偶然出会うのです。

蒲原の「序」は、「内田君が北の奥地の寒国から移り来て、この暖かな東海のとりに住み着くやうになつた、その事すでに奇しき因縁であらう。内田君は所謂外来者の一人である」と始まります。秋田県から静岡県にやってきたことを言うのですが、大事なのは「外来者」という指摘です。つまり、静岡県で生まれ育つた人間ではなく、外から来た人間であるという立場を重視するのです。

しかし、「外来者は兎角遠慮がちに物を言はねばならない。それが殊にその地方に関する事柄となれば猶更である」として、外来者とその地方の事柄を取り上げるのは遠慮がちになると指摘します。現に今、私は東京から来て菅江真澄の話を続けていますが、本末転倒だと言われても仕方がありません。柳田国男が考えたように、外来者がその土地に住む人間

の心のひだまで理解できるかと言えは、それはなかなか難しい。けれども、外来者が果たすべき役割もあると思うのです。

さらに、内田が「方言の採集」を企てて、『静岡県方言集』を出版するのは、「一に採集その法に適ひ、且又方言研究の盛んな時運に際会した賜物と云へば云はれぬこともない」としながらも、「それだけでは採集者の志がかくも早く酬られるに至らなかつた筈である」と指摘します。研究の方法や時代の流行だけでは、「外来者」を容易に受け付けない地方にあつて出版は難しく、それを支える支援が必要だということです。

蒲原は、「この地方の人士が、自家の宝蔵を探るに任せただけでなく、これを公開するまでの寛容を示されたことに就て、著者はその享けた厚福を如何に感謝すべきであらうか」とする。「か」と疑問で示しますが、内田に惜しみなく土地の言葉を教えて、公開を許容した土地の人々に感謝するべきだと指摘するのです。

こうしたことを述べた蒲原は、この頃、昔の友達である柳田国男が進めていた郷土研究に深い興味を持っていました。「内田君は最初石川啄木に就いての意見を抱いて草庵を叩かれたのであるが、文学上の議論を好まぬ自分は、その代りに郷土研究の興味を鼓吹した」と述べている。蒲原は内田に郷

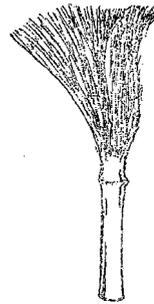
土研究の意義を説き、この方言集は「分量に於て甚だ貧しい」が、「民俗的意義を有つものを主要の部分とし、特殊の方面では漁村の語彙を載せてゐる」ことを評価したのです。

さらに、内田には出版を助ける協力者がいました。この方言集は麗沢叢書の中の一冊として出ますが、麗沢叢書は静岡市で郷土出版物を数多く出版している矢鳥屋書店に置かれた麗沢叢書刊行会で発行しています。中心人物であつた法月俊郎の理解があつて、出版に踏み切ることができたのです。蒲原は、そのような土地の人々の深い理解の上で、この小さな方言集が出たことを指摘しているのです。

そして、蒲原はこの方言集に出てくる言葉を取り上げます。まずあげるのはオカンジャケという玩具です。オカンジャケというのはとても不思議な物ですけれども、竹を二節ほどで切り、半分を小石などで丁寧に叩いて糸状にしてゆき、箒のようにします。大きさは四十七センチから五十七センチもあつて意外に大きく、紫色・赤色・青色に塗つたりします。

オカンジャケで男の子は戦遊びをしたり、和尚さんが払子を振る真似をしたりしますが、女の子は日本髪（おんなげ）の結い方を習うそうです。ですから、男の子にとつても女の子にとつても遊び道具なのです。蒲原は、静岡県にある珍しい玩具について書かれているので、こういったもののルーツを探る契機に

なるのではないかと言っています。



オカンジャケ

二つめにあげるのはオキノコゾウです。オキノコゾウというのはアホウドリのことです。今は特別天然記念物であり、国際保護鳥にもなっているアホウドリをオキノコゾウと呼びました。今、鳥島などでしか見られなくなっていますが、少し前までは静岡県の浜辺近くにやつてきたのです。本文には、「信夫翁。以前は浜辺近くにも来たが今は見掛けなくなつたと謂ふ」とあります。

蒲原は、オカンジャケにしても、オキノコゾウにしても、文化的な意味を持つ言葉について、この小さな方言集はきちんと接近していると指摘したのです。そして、「兎にも角にも言語と事物、言語と心理の関係を求めんとする場合に、方言は意外の光明を其間に投ずるものである。して見れば内田君のこの小著もこの郷土の埋もれんとする大切な資料を採集し整理した功勞に加へて学問の利益を将来に確保する事業の

一端といつてよいであらう」と結びました。消えゆく郷土資料を採集整理し、それは将来の学問のために役立つことになると述べたのです。

四、内田武志の「自序」「凡例」が述べる経緯

一方、体の具合の悪かった内田武志は、初めての小さな本に「自序」を残しています。「大震災の翌年に静岡に移り来つて住む様になつてから早十年にもなり、この静岡が第二の故郷と云つてもよい様になつた」と始めます。鹿角が第一の故郷でしたが、鎌倉は残念ながら第二の故郷にならず、十年暮らした静岡が第二の故郷になつたのです。静岡が第二の故郷と言えるようになった一番大きな理由は、方言を集めたことにあるでしょう。人々の話す方言を通して静岡と深く接することで、第二の故郷と呼べるようになったにちがひありません。故郷と方言が不可分の関係にあることを感じます。

内田は静岡で生活する中で、「常日頃耳に聴く方言を書留めたものや、採集に出掛けたり、調査紙を配布したりして蒐集調査した方言が大分溜つてきた」とします。まだ杖を突いて漁村の古老を訪ねることができた時期もあつたのです。そして決定的なのは、柳田国男が「蝸牛考」をまとめる時に使つたようなアンケート調査を行ったことがあります。それに

よつて、自分の経験を大きく越えてゆくことができたのです。

麗沢叢書に入れるに当たつては、枚数に制限があつたので、語彙を選択する必要があつたようです。そこで、第一に「民俗学的語彙」を採つて訛語を排除しました。そして、「既成の書からは一語も採らず、全て自分で新しく調査した語彙」に限つたのです。その際、明治四十三年（一九一〇）の『静岡県方言辞典』にあげてある語と重複しないように心掛けたそうです。そこにこの方言集の独自性があると主張しています。

内田自身、この「自序」で「他郷人たる自分には」と言っていますので、「第二の故郷」とは言いながら、蒲原有明が指摘したことについて強い自覚を持つていたと思います。最後に、法月俊郎の他、方言調査に協力してくれた人物として森田勝、大森栄、久米二次の名前をあげています。森田勝は静岡女子師範学校教諭、大森栄は静岡男子師範学校教諭、久米二次は焼津水産学校教諭です。つまり、静岡県内の先生方の協力を得て、生徒たちにアンケートを頼んだのです。

その様子は「凡例」の中に出てきます。この方言集は「実地採集と通信調査せる語、及学校生徒の方言調査報告等によつて集れる語彙の中より採録せるもの」でした。「学校生徒の方言調査報告」というのは、昭和六年（一九三一）以来、静岡男子師範、静岡女子師範、焼津水産学校の生徒たちから得

たものでした。先生を通して、故郷を離れて寄宿舎で勉強している生徒たちが学期末の休暇に帰省する際に方言調査紙を配布し、帰省先で書いてもらったのです。

さらに「凡例」には、「斯様にして集れる二千枚の調査紙を本として、其の中から訛語は除き、出来るだけ未発表の方言を挙げる様に勉めた」とあります。内田が頼んだ方言調査紙は、二千枚も集まってきたのです。アンケートの回収率というのはなかなか上がらないのですが、先生が介在したにせよ、「八割」近くが回収されているのです。内田が先生や生徒との信頼関係を築いたことは極めて重要です。その結果、血友病で歩けなくても、静岡県全域のデータを手に入れることが可能になったのです。

そうして得た一般的な語彙に対し、漁村語彙と山村語彙は違った調査方法を採用しました。漁村語彙は、内田の「実地調査」と、昭和八年（一九三三）の夏期休暇に前記三校で漁村出身の生徒数名に、内田が雑誌『方言』に載せた「静岡市近傍漁業語彙」の別刷を参考にもらって集めたのです。山村語彙は、柳田国男の『山村語彙』を参考にして「簡単な語彙集」を作成し、昭和八年の夏期休暇に女子師範で山村出身の生徒数名に書いてもらって集めたのです。周到な準備のもとで個別調査を実施したことがわかります。

今、この方言集に載った個々の語彙の検討には入らないことにしますが、興味深いのは、ピヤースケ、ポッチ、コンボーラ、ハイビク、ヨコデ（横座）、オーアシ、ナンバ、クグツ、マンガ（天草採取用）、タンテキ、カックリ網、オカンジャケの図版一二点を入れていることがあります。オカンジャケについては前に掲げました。

例えば、クグツというのは「小

鳥の首を締めて捕る罟。竹で作る

（田）」とあります。「（田）」と

いうのは田方郡の語彙だということ

とです。これについての図版は側

面図と正面図があり、「ハネ」と

呼ぶ竿の先の仕掛けに「餌」を乗

せておき、この餌に近づいた小鳥

の「首を締める竹管」が付いてい

ます。内田自身はこの罟を見たこ

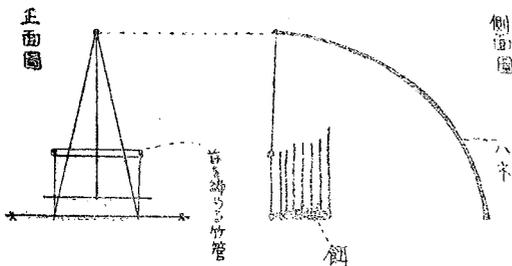
とはなかったでしょうから、十分

な説明が尽くされたとは言えない

までも、図版と言葉で簡潔に山村

の暮らしを説明した意義は大き

かったと言えましょう。



五、『静岡県方言誌』のための調査方法

『静岡県方言集』は小さな本でしたが、内田武志は、さらに昭和十一年から昭和十六年（一九四二）にかけて、『静岡県方言誌』三冊をまとめます。彼が行った大きな仕事の一つです。これは静岡県内の方言の分布調査の成果をまとめたものであり、それを昭和十一年の分布調査第一輯「動植物篇」、昭和十二年（一九三七）の分布調査第二輯「童幼語篇」、昭和十六年の分布調査第三輯「民具篇」に分けて発表したのです。

内田は「動植物篇」の「序」で、昭和六年の秋から静岡県の方言の調査をするようになったことから書きはじめます。その頃、『鹿角方言集』を編む間に、当時住んでいた静岡市の近くの海辺を歩き回って、漁夫の言葉を民俗学的な視点から集めていました。柳田国男の『蝸牛考』が昭和五年に出て、方言の地理的な分布研究が盛んに唱えられていた時期であり、そうした気運の中で静岡県の方言の調査を進めたのです。

一方で、内田は「郷里の方言集」には分布調査を断念した」と述べます。本当であれば、故郷・鹿角の方言が一番親しみがあがり、故郷からやって来た親類に話を聞きますが、鹿角の方言分布図を作ることとはできないと諦めたのです。鹿角方言のアンケート調査をするという進め方もあったかもしれませ

んが、そのためには新たな人脈を作る必要があったはずです。

むしろ、「第二の故郷」と呼んだ静岡県で方言分布図を作ってみたいと考えたのです。そこで静岡女子師範学校の森田勝を訪ねて、同校生徒に方言の調査を依頼したところ、快諾してくれたそうです。さらに静岡男子師範学校と焼津水産学校の生徒たちにも調査を依頼して、やがて前述した『静岡県方言集』ができたわけです。

しかし、これは「小調査」であって、「分布調査」しても生徒は兎角町附近の開けた地方の者が大多数を占め山奥海辺等の僻地からは何時も報告されず分布地図を作るにも一町村を単位にすれば白地が多くて発表する程のものが出来なかつた」のです。師範学校に来る生徒はエリートであり、やがて先生になろうとしている若者でした。山村や漁村に住む者は少なく、多くは町場に暮らしていたのです。その結果、町場の報告は集まっても、僻地の報告は集まらず、方言分布図を作っても町村単位では空白地帯が多かったのです。生徒に頼むという調査方法の限界でした。

そこで「県下全般にわたり一斉に同一項目の調査を行ひ度い」と考え、「調査語彙を記した方言調査用紙を作製しそれを配布して、調査語の下方空欄に其の地方の方言を片仮名で発音通りに記入して貰ふ事にしてゐる」という方法を採用し

ます。方言調査用紙を全県下に配布して、方言分布図を作製するという方法を考えたのです。

「凡例」には第一回調査について、昭和九年十月、静岡県全町村の一町村を単位とした方言の分布状態を調査しようと考えて、全県下の各小学校約四百二十カ所及び静岡女子師範学校生徒約百八十名に対して調査用紙を送付して依頼したことが見えます。六百部の調査用紙を配布する資金と労力はどうしたのかと感じますが、昭和九年二月に『静岡県方言集』が出て、次の展開としてこの調査を行ったのです。『静岡県方言集』発刊の反省から新たな調査方法を考え、「静岡県」を名乗るにふさわしい実態が模索されたのです。

しかも「調査用紙は半紙判五頁で質問語数は約百三十位、体言用言など各種の語を記載した」そうです。受け取った側も結構プレッシャーがあったと思います。「同一町村に数部を依頼した処もあつたが之は特に山間部の分教場などに多い」とありますので、特に山村の言葉を集めようと配慮したことになります。

第一回は六百部くらい配布し、「この結果は三ヶ月程経て約八割の解答を得ることが出来た」とあり、回収率は非常によかったと言えましょう。昭和の初めには、方言研究とともに郷土教育が盛んになってゆく雰囲気がありましたので、こ

の調査には郷土教育に深い関心を抱く先生方が協力したにちががありません。

第二回調査は、昭和九年十二月、農村関係の語彙の調査でした。依頼先は県下の各農学校などでした。生徒が冬季休暇で帰省する時に頼み、帰校後提出してもらうようにしました。「調査用紙は半紙判五頁で主に農村に関する語彙七十余語を挙げて記入報告を受けた。依頼した部数は約二千三百部、返送された数は約千六百部であつた」とあります。回答率は約七割でした。

第三回調査は、昭和十年（一九三五）七月に、前記の諸学校などに、生徒の夏季休暇に合わせて方言調査を依頼しました。「調査用紙は半紙判五頁で掲載語は約百三十語、發送部数は千八百部位、返送されたのは千五百部であつた」と見えます。回答率は八割を超えています。内田の願いが先生を介して浸透していたことが察せられます。

静岡県の方言分布図を作製するという目標をこうしたアンケート調査によって実現したのです。それは先生と生徒という多くの協力者を得て、初めて可能になりました。しかし、残念ながら、このアンケート用紙は内田の残した資料にも見つかっていません。どこに残っているとすれば、内田に返送しなかったり、学校日誌に挟まれていたりする可能性が考

えられます。アンケート用紙を探し出すには、静岡県の人々に呼びかけるしかありません。

「凡例」には、「大調査」に先立つ五回の「小調査」が出てきます。こういう大がかりな調査をする前に、昭和六年から数百部単位の調査を行っています。それらの成果は間違いなく『静岡県方言集』にまとまっていたはずで、

その他に行ったものに、「天体星座の方言調査」があり、これは昭和八年一月と昭和九年八月に、静岡女子師範学校・静岡男子師範学校および焼津水産学校の生徒に依頼したもので、「報告数約七百部」とあります。「天体星座」に限った調査であり、今日最後に述べる『日本星座方言資料』へ流れてゆくものです。

もう一つは「幼な言葉の調査」であり、これは昭和九年三月に静岡女子師範学校の生徒に依頼し、「報告数は約百五十部」でした。この「幼な言葉の調査」は『静岡県方言誌』の二冊目の「童幼語篇」へ流れ込んでゆくはずで、内田の中にあふれるような思いがふつふつと湧いてきて、時をおかずにさまざまな調査が一举に行われていった様子がわかります。

六、『静岡県方言誌』のための整理と構想

続く「◎整理について」で、「蒐つた方言は模造紙一枚を

二百分したカードに書取り整理した」とあります。小さなカードを作って調査用紙に書かれた内容を転記し、そのカードを並べ替えて分類してゆくわけです。カードは何万枚に及んだのか想像もつきませんが、気の遠くなるような作業を重ねたはずで、

その整理は、次のような部門に分けて行われました。

- 第一輯 動植物篇
- 第二輯 童幼語篇
- 第三輯 天文地理人倫肢体篇
- 第四輯 用言篇
- 第五輯 農家関係語篇
- 第六輯 漁家関係語篇

このうち第一輯と第二輯は実現しましたが、第三輯以降はうまくゆかず、この時には挙がっていなかった「民具篇」が発行されることになりました。それが渋沢敬三の影響であることは間違いないでしょう。一方、「農家関係語篇」「漁家関係語篇」は、柳田国男の「農村習俗語彙」「漁村習俗語彙」と重なります。ちょうど民間伝承の会が昭和十年から活動を始めた時期であり、そうした影響があったにちがいません。

それにしても、唐突に「用言篇」があるように、これらの分類基準は必ずしも明確ではありません。「大体分布調査は以上の六輯に分冊する積りであるが未だ調査不備の篇もあるから後で変更するかも知れぬ」というように、資料に偏りがあつて、実現するかどうかはつきりしてなかつたのです。

そして、「分布調査篇は其の収容せる全単語を全語彙篇として纏められる。尚全単語篇はこれ以外に自分の蒐めた語、調査紙の余白などに記入された語及び今迄に発表された静岡県下の方言類全部を収める考へである」と結びます。この六輯を「分布調査篇」と呼んだと思われませんが、ここには新たな調査と従来記録を総合した「全単語を全語彙篇として」収録するという構想が見られます。この六輯の総索引のようなものを構想していたのではないかと思われま

す。それにしても、気の遠くなるような調査用紙の印刷・発送・回収があり、次に回収した調査用紙に書かれたデータのカード化を行い、それらをテーマ別の『静岡県方言誌』という形でまとめてゆくのです。体調がすぐれなかつた中でこれだけのことができたのは、なんとと言っても、二十代から三十代にかけての若さだつたと感じられます。

今日申し上げておきたい一つのキーワードは、「全部」とあつたように、「全てを知りたい」と思う発想です。都合の

いい所だけを摘み食いするような研究ではなくて、「全てを知りたい」という飽くなき願望は、やがて、菅江真澄であれば、『菅江真澄全集』を編集するところへつながつてゆくはずで

す。内田の「全てを知りたい」と思う飽くなき執念は、『静岡県方言誌』から『菅江真澄全集』へ貫かれていくはずで

す。だが、一方で「序」では、「次の目次にもある通り動物六十二種、植物二十八種の方言調査だけを以て此の動植物篇を纏めることにしたのは、これで蒐集調査が充分に行届き得たと云ふのでは決してない。この数年来の調査の結果を先づ整理してみても今後の採集の参考資料にしようと思つたままである」と述べています。

先の「全部」というのは、知り得た「全部」であつて、この「動植物篇」は完成ではなく、完成を目指すための歩みであつたのです。こうした考えは柳田国男の影響かと思われませんが、これが出ることによって、「今後の採集の参考資料」になると考えたのです。ですから、この大部な方言誌をもつてしてもなお未完成です。『菅江真澄全集』にしても「全集」を名のりながら、「あるべき全集」のための足跡に過ぎないとさえ考えていたのではないでしようか。「全集」が出ることによつて、その「全集」にも載つてない資料が明らかにな

ります。菅江真澄の場合、そうした内田武志の志がこうして資料センターに受け継がれているのはすばらしいことです。もしこの資料センターがなければ、内田武志の思いは拡散してしまったことでしょう。

なお、「動物の部」は「一 こくぞうむし」から「六二 ふくろう」まで、「植物の部」は「一 ははこぐさ」から「二八 しきみ」までを立項しています。これには、「1 蛸蛎」「2 蝸牛」「3 蛞蝓」「4 蚕Ⅰ」「5 蚕Ⅱ」の方言分布図が入っています。柳田国男が問題にした「蝸牛」で言えば、「マイマイ系」と「ガサツパチ系」という二つの系統が色と模様で示されています。静岡市辺りは都市部であり、両方が混在していることがよくわかります。「蛞蝓」の分布では、伊豆半島がずいぶん違っていますが、言葉が混在している様子が地図でわかります。

こうして方言分布図を作って研究をまとめてゆくことで、データを可視化してゆくわけです。それによって、冒頭に述べたような「方言圏論」や「方言区画論」に対して、静岡県ではこうであるということを実証的に言うことができるようになったのです。

七、第二輯「童幼語篇」の記述と分布地図の効果

第二輯は「童幼語篇」です。「童語篇」と「幼語篇」を合わせて、「童幼語篇」と呼んでいます。柳田国男の用語で言うと、「児童習俗語彙」に相当します。これは幼い子供たちが使う言葉のことですが、子供の遊びの中には「お手玉」「鬼遊び」「片足飛び」などもあります。これには、「1 お手玉」「2 片足飛び」の方言分布図が付きまます。

内田は厳密に言えば、「児童語の中でも遊戯に関する語を纏めたもので詳しく云へば児童遊戯関係分布語彙調査とも云ふべきものである」としています。しかし、それだけでなく、「神を拝む時の詞」「仏を拝む時の詞」というようなことも調べてあり、それに収束するものではないと考えられます。

オカンジャケについては前にも触れましたが、「一八 おかんじゃけ」があり、さらに「童戯篇」に「六 おかんじゃけ」があります。静岡地方では相当広く行われている遊びであることがわかります。そして、「それが静岡市外服織村の洞慶院の縁日に近在の百姓家、玩具店などにより土産品として鬻がれてゐる関係上、郷土玩具愛好者には相応広く知られてゐるものである」としています。

オカンジャケは、子供たちが自分で作るだけではなく、洞慶院という今もある曹洞宗のお寺で、七月十九日と二十日の縁日に売られています。その時は、近くの農家や玩具店が

作って土産品として売ったのです。従って、いろいろなオカンジャケが集まってきて、そこで売られてゆくわけです。

この本には、オカンジャケがどういうものであるかということに始まり、作り方や遊び方まで実に詳しく書いてあります。その頃から八十年近く経った今でも、静岡市近郊の人々は、洞慶院の縁日でオカンジャケを買えば、夏に病気になるという魔よけや縁起物として伝えられているそうです。そのオカンジャケが県内においてどういう言葉で伝えられているのかということも、一生懸命調べています。

内田がオカンジャケに注目したのは、実は方言ばかりでなく、郷土玩具が注目された時代だったからでしょう。昭和初期に有坂与太郎などが郷土玩具を研究して、雑誌『旅と伝説』は特輯を組んでいます。渋沢敬三の民具の収集も、その原点在郷土玩具があったことはよく知られています。こけしの価値が発見されるのも、同じような文脈からです。

八、第三輯「民具篇」で試みた方言分布図の工夫

第三輯としてまとまったのが「民具篇」です。民具というのは農具や漁具など人々が使った生活用具を広く呼んだ言葉です。こうした民具の重要性を説いたのが渋沢敬三です。明治の実業家・渋沢栄一の孫であり、今年（二〇二二）は死んで

五十年に当たる年で、いくつかの催しにかけて予定されています。

この方言誌には、当初、「民具篇」はなかったわけですから、内田の構想に変更があったことになりました。どこかで民具と方言の関係に気が付いたのかと思いますが、その背景には大部の方言誌を惜しみなく出してくれる渋沢敬三の期待に応えたいという気持ちがあったと思います。

これに先立つ昭和十一年、渋沢敬三はアチック・ミューゼウム（屋根裏の博物館）と呼んだ機関から、『民具蒐集調査標目』を出しました。それに則って、静岡県にはどういった民具がどういう言葉で言われているのかを集めています。内田は多くを語りませんが、時代の動向に敏感に対応しようとしたのです。

実は、第一輯、第二輯、第三輯と進む中で、内田の方法は次第に進化してゆきます。「後記」で、「整理方法は前二輯の如く題名を掲げた次に単に方言と其使用地名を羅列するだけではなくこの輯には簡単な解説や図版説明等をも記したのであるが、尚方言系統別による民具と形状との関係、形状からみた名称と使用地の関係等種々の観点から整理し説明を加へるべきであった様に思ふ」と述べています。

第一輯 第二輯は、例えば「カタツムリ」の方言を並べて、

どういふ地域にあるかというだけだったのです。それが「其使用地名を羅列する」という実態です。ところが、第三輯の「民具篇」では、それに「簡単な解説」や「図版説明」を付けたのです。しかし、「方言系統別による民具と形状との関係、形状からみた名称と使用地の関係」など、さらなる説明を加えるべきであつたという反省が生まれています。

そうした思いは残つたにしても、その項目に「簡単な解説」や「図版説明」を加えたために、記述がどんどん膨れてゆきます。結局、それまでの三倍くらいの量になってしまいました。けれども、民具を研究していた洪沢敬三の仲間に入り、それに応えるのには、やはり「民具篇」が必要だと考えたことは間違いありません。

そして、方言分布図のことが出てきます。第一輯、第二輯では市町村別にそこで使われている言葉を色と線で単純に表しました。例えば、静岡市ならば静岡市全体を同じ色で塗ってしまったのです。ところが、「民具篇」では市町村全体を塗ってしまわず、点符号で分布を表したのです。

「担ぎ平俵」を見ると、個別の集落名で色別に落としてゆくわけです。赤一色でも、そこに番号を入れて、どういふ言葉と対応しているのかを示したのです。さらに、今度はその番号を色別にして、系統を入れてゆきます。「釜」といふの

は魚を獲る籠ですけれども、それではそこまで入っているのです。

つまり、内田は方言分布図をほとんど正確にしていたのです。○○村の中で一カ所しか聞いていないのに、それを村全体の言葉にしてしまうのは危険だということです。もつと正確に、この集落ではこういう言葉が使われていると入れてゆくのです。

これを作るのは、本人も印刷所も大変で、印刷のための経費は大きくなります。思えば、柳田国男の『蝸牛考』初版の地図は全部色分けをしていました。あの色分けを文庫でやつたならば、値段が高くなつてしまいますので、再版から記号を改めて、黒一色にしたのです。この分布図は、『蝸牛考』初版の試みを引き継いだものと言えましょう。内田がやりたようにやらせた洪沢敬三の力量も評価するべきです。

例えば、「背負梯子」は山仕事に行つたりする時に担いで行くものです。それを見てゆくと、いろいろな系統があり、「インガ系」「シヨイコ系」「シヨイウク系」「ヤセウマ系」に分かれます。それぞれA、B、C、Dとし、その他範囲の狭いものをEと付けます。例えば、田方郡の韭山村は伊豆半島の真ん中あたりですが、ここではBの「シヨイコ系」とDの「ヤセウマ系」が同じ集落の中で使われていることがわか

ります。

九、第三輯「民具篇」の「容器の方言分布表」の達成と限界

学問が正確になってゆくほど、入れ込まなければいけない情報がどんどん増えてゆくわけで、一つ一つ説明しはじめたらきりがありません。「容器の方言分布表」では、民具の名前が「担ぎ平俵」から「馬の口籠」まで出ています。一番右側が賀茂郡、一番左側が浜名郡ですから、伊豆半島の先端から北上がって、浜名湖に向かって西の方へ行くという並びになっています。

真ん中にある「腰籠」は、賀茂郡から志太郡までずっと○の「ビク系」ですが、右肩の数値が9から24へだんだん上がっています。一方、浜名郡と引佐郡は□の「ボーラ系」で数値は23と10です。その間にある榛原郡から磐田郡までは○の「ビク系」と□の「ボーラ系」が両方が出てきます。このデータから見事に「使用勢力」の関係がわかります。

この「容器の方言分布表」はそれだけでなく、相互の関係まで見えるのです。「腰籠」だけでなく、同じ「ビク系」の言葉は「担ぎ平俵」にも見えます。「担ぎ平俵」というのは藁で作った平たい籠で、二本の縄で吊します。これが榛原郡か

ら浜名郡までは「ビク系」になっています。つまり「ビク系」の言葉は、この地域では「担ぎ平俵」に移動しているのではないかと思われるのです。言葉があちらこちらに動いて「使用勢力」を持つてきた様子が読み取れることになりました。

方言分布図は「1 担ぎ平俵」「2 背負梯子」「3 釜」が付いていますが、これはずいぶん凝っています。「釜」は魚を捕る籠ですけれども、地図は「ウゲ系」「カゴ系」「タギ系」「ダルマ系」「ツツ系」「ツボ系」「プチコミ系」「ホーロク系」「モジリ系」「ヤナ系」「リョーコシ系」に分類し、記号を色と形で区別しています。裏の「釜方言使用町村個数別表」では、どこの郡ではなんと言っているかが数値でわかるようになっていきます。方言分布図と個数別表で方言の勢力関係を表すのです。内田の方言研究の極致はこうしたところにあると言っているでしょう。

私を知るかぎり、これほど徹底して県単位で方言の分布をまとめた資料はありません。方言辞典はどここの県にもありますが、言葉同士の力関係、あちらでは濃く、こちらでは薄く、ちょうど境界部分が重なっているというようなことをデータで示したものはありません。これは方言の分布研究のたぶん極致であり、空前絶後の成果を作ったのだと思います。こんな言葉が出て来ます。

自分は民具の調査に於てある一項目を捉へて広い地域に亘る名称とその形の変化など、つまり横に拡がる有様を探求すると共に、ある特定の狭い一地点則ち一部落もしくは一家屋を単位として其処の人々が日常生活をなすには如何程の民具を使用してゐるか、衣食住に関する民具類一般と農漁業等その土地の生産に必要な道具類をすべてに亘つて調査し、その形状、材料、使用状態等につき図を以て示し、又その製作方法及び使用者との関連や民具相互の關係等につき詳述し度いと思つてゐた。

内田はそのようにして「全民具」を精査することが「一つの調査目標」でしたが、まずは「基本となるべきもの」を作つてみたいと考えました。しかし、そうした思いと現実はどうどん開いてゆくばかりで、この長い「後記」を次のように締めくくっています。

自分の躰の都合で挫折の止むなきに至つた事は何としても残念な事であつた。自分の躰も最近では両肩関節疾患のため殆ど執筆が出来難く無理に使用すれば関節に内出血を起す様な有様なのでこの稿をなすにも口述をもつ

てすることが多く、為に整理にかくも時日を要し前第二輯の刊行後四年にして漸くこの輯を脱稿するに至つたことは種々の都合のあつた事とは云へ誠に怠慢の至りであると申訳けなく思つて居る。

体調はこれほど悪化していて、口述筆記するような状態でこの第三輯をまとめたのです。

十、「日本常民生活資料叢書」復刊時の回想

実はこの『静岡県方言誌』三冊は発行部数も少なく、手に入らなくなりましたので、昭和四十八年（一九七三）に「日本常民生活資料叢書」の中に復刊されます。内田武志は第一四巻の「解説」で、宮本馨太郎が内容見本に書いてくれたことを引用しています。

宮本は、柳田国男と東条操によつて民俗学と国語学の両方から方言調査が提唱された時期に生まれた「静岡県方言誌」には、四つの特色がありました。「第一は調査方法を示し、資料の出所を明らかにしている点」、「第二には調査地域が静岡県下の全町村にわたっている点」、「第三は方言分布図を作成・添付している点」、「第四は民具の実体に即して方言をとらえている点」です。復刊を前にこうした評価を得て、

内田は「時期がよかったとしか言いようがない」と洩らししました。

戦時中のある日、東京の家に東条操が太田栄太郎と一緒に訪ねてきて、「あなたのように、方言分布図を出版してもらえるとは幸福ですよ」と言ったそうです。こんなに手のかり、しかも商品として売れそうにないものを出すというのは、渋沢敬三でなければやってくれなかつたはずです。まったくその通りでしょう。

そして、「東西両方言の接触地静岡県で、ご自分の唱えた方言区画説が、次々と証明されるのを何よりも喜んでおられるようだった」とします。東条は内田の成果を自分の説を補強するものとして理解したのだと思います。しかし、内田が本当にそう思っていたのかどうかはわかりません。彼は静岡県で言えることに限定したという点では、非常に禁欲的です。けれども、東部方言と西部方言の接触地である静岡県の実態が方言分布図として提出された意義は大きかつたはずですよ。しかし、振り返って、次のような反省を述べているのです。

これらの成果の反省であるが、方言の採集手段は、ひと頼みの間接調査であつたために、自分にはそのことばのもつ機能が皆目わからず、これでは「生きた言語」を

調べたことにならないではないかという焦燥感がいつもあつた。また、分布図作成によつて、方言の混在する地域がわかつて、現地に臨んで実際に細かい調査を行なうだけの体力のないのが何よりもマイナスであつた。つまり自分のような身体状況の者には、これから新しく方言地図などを作る資格がないのではないかという反省をもつて、漸次自信を失つてしまつたというのが否めない事実である。

一つは、大勢の協力者があつても、それは「ひと頼みの間接調査」にすぎないという思いを深くしていつたのです。アンケート調査では、その言葉が生活の中で使われている様子がつかめなかつたのでしよう。もう一つは、分布図で方言の混在する地域が明らかになつても、踏み込んだ「細かい調査」によつてその原因を調べてゆくことができなかったのです。あれだけ大きな成果をあげながら、むしろそれゆゑに方法の限界を感じて、自信を失つていつたようですよ。

東京へ移つた昭和十一年頃から病状が進み、「全然歩行ができなくなつていた」そうです。『静岡県方言誌』はそうした病状の中で、すでに静岡を離れて東京でまとめられていつたのです。次いで、空襲が激しくなり、昭和二十年（一九四五）

の春に秋田に疎開します。その時に所持していたのが柳田国男の『菅江真澄』一冊だったというのは、有名な話です。そして、終戦と同時に菅江真澄研究に取りかかります。

そこに、「居るところに依って仕事を進めるのが自分の方針である」という一文が見えます。これは内田の人生を貫く思想でしょう。静岡では静岡でしかできない方言研究、秋田では秋田でしかできない真澄研究を進めるのです。その背景にあったのは、洪沢敬三が疎開する内田に、後述するように、「秋田に行つたら菅江真澄のことも徹底的に掘り下げて見るとは」と勧めたことは大きかったはずで、真澄は内田にとって生きる希望だったはずで、

この「解説」を書いた時期は、『菅江真澄全集』が「半分に達したところ」でした。先に方言研究では「自信を失ってしまった」と述べていましたが、ここでは、「真澄の資料はあたるかぎりほぼ全て入手することができたので、こんどは自信をもって仕事を進めていくことができるのが何よりの幸せだと思っている」と述べています。

つまり、『静岡県方言誌』の達成と限界を見つめた「反省」の上に立って、戦後の真澄研究が始まったのです。「あたるかぎりほぼすべて入手することができた」というところには、全集への飽くなき願望が出ていますが、「自信をもって

仕事を進めていくことができる」という認識は重要でしょう。秋田での真澄研究が彼の人生を支えたと言ってもよいかと思えます。

十一、洪沢敬三が寄せた序文「歩けぬ採訪者」

戦後の内田の研究は菅江真澄から始まります。詳しくは次の機会にお話ししますが、疎開で秋田へ帰ってきて、『秋田叢書別集 菅江真澄集』を譲り受けて真澄研究に入り込みます。昭和二十一年（一九四六）五月に『真澄遊覧記総索引 歳事篇』が出ます。「歳事篇」という語彙への着目は、それまでの方言研究から連続しているように思われます。昭和二十三年（一九四八）七月に『秋田の山水』、八月に『菅江真澄の日記』、そして昭和二十四年（一九四九）四月には『松前と菅江真澄』と、比較的小さな本が次々と出ます。さらに、昭和二十四年十一月、『日本星座方言資料』が出ます。今日は最後にこの本を取り上げて、結びにしたいと思います。

冒頭に洪沢敬三は「歩けぬ採訪者」という序文を寄せています。この一言だけ見たら差別的だと思われるかもしれませんが、これは内田武志との深い信頼関係がなければ書けるものではありません。洪沢はそんなことは百も承知で、「歩けぬ採訪者」と呼んだにちがいません。歩けなくても、静

岡県の方言を集め、そして今、菅江真澄の資料を集めようとしているのですから、彼の方法の本質に関わる表現だったはずです。

今は詳しく読みませんが、洪沢は静岡県葵文庫長の故貞松修蔵に紹介されて内田を知りました。内田は血友病でしたが、その意力と学問への情熱には驚嘆すべきものでありました。そして『静岡県方言誌』を出しつづけたことについて書いています。「アチツクは方言関係のものは寧ろ避けて居た」というのは、方言は柳田国男や東条操に任せて、そうではないところを出そうと考えていたことによります。

内田のものを入れたのには、やはり考えるところがあったのです。まず、「学究としては未熟かも知れないが異常の素質を持たれ全般の構想は別として、あの境遇として能ふ限り科学的な方法を採られたと思はれたこと」をあげます。「科学的な方法」というのは、内田武志の学問を特色づけるキーワードです。二つめに、「一つの県で語彙の種類は少いがこれだけ徹底したものは珍しいこと」をあげます。つまり、「徹底したもの」だという指摘です。三つめに、「内田君に万一のことがあったらせめて紙碑としてもよいと言った気分が心の一隅にあつたこと」まで告白しています。

内田が秋田に移るとき、洪沢は「秋田に行つたら菅江真澄

のことも徹底的に掘り下げて見ては」と勧めたそうです。さりげない一言ですが、「徹底的に掘り下げて見ては」という助言は異様かもしれません。「秋田に移つてからは同君は曾つて自分と話し合つた菅江真澄研究に没頭、全く驚く程の熱心で事に当り出した」のです。『静岡県方言誌』の延長上に菅江真澄研究があり、「居るところに依つて仕事を進めるのが自分の方針である」と考えて、驚くほどの熱心さで研究に当たつたのでしょう。

さらに、「稀代の旅行者の研究に一步も歩けぬ学徒が挺身している姿は是又稀に見る対蹠ではある」と述べます。「歩けぬ探訪者」が「稀代の旅行者」の研究に没頭しているといのは、確かに「稀に見る対蹠」であつたでしょう。内田の心の中には、あれだけ歩き通した菅江真澄に託す夢や願いがあつたにちがいません。内田の人生をかけた取り組みを言うには、「歩けぬ探訪者」という言葉しかなかつたのです。そして、「内田君には本当の意味の完成はない。あくなき追求力はもうこれでよいと言う気持ちを引き寄せないのであらう」と結びます。つまり、「偉大なる未完成」として内田武志の業績を讃えているのです。

十二、『日本星座方言資料』の発刊が後れた理由

『静岡県方言誌』の復刻が出たのと同じ昭和四十八年に、『星の方言と民俗』が『日本星座方言資料』を改題して出ます。今ではこちらの方が読みやすいので、これで読んでくださるとよいと思います。この中には、「牡牛座」から「小熊座」まで二十五の星座について書いています。

重要なのは、『星の方言と民俗』の「はじめに」で、「日本人の星を観照する習慣は、明治になって西洋のものの方が輸入されるまではなかったのだ、と思ひ込んでいる人は少なくない。事実、星座の名は、こんにち、我々のあいだでもすべて外来の恒星の固有名が適用し、それにまつわる神話や伝説が紹介されている」と述べます。日本には星に関する知識が育たなかったという思い込みは、今も一般的な考え方だと思います。しかし、そうした固定観念を根本から疑ったのです。

それにはきっかけがありました。静岡附近の農漁村で方言採集をしていると、「ある日、焼津の浜で網をつくるついでに老人の漁師が「南の方にニボシが見える」と話してくれた」というのです。ニボシというのは何なのか知りたいと思って尋ねますが、漁師から「ニボシ？ 何の魚のニボシ（煮干）かね」と不審がられたという笑い話まで出てきます。

漁師の中には、「今は磁石や時計があるから、そんなこと

をたよりにはしない」と答える者もいました。もう星を頼らなくても漁業ができる時代を迎えていたのです。「星の方言採集は急がなければならぬ時期である」という危機感を抱いて、往復葉書を出したりするなどいろいろなことをして、農業・漁業と星の関係を探ったのです。この本は静岡県が中心になっていますが、他にも協力者がいて、沖縄の例も引きながら、「千数百枚に及ぶ記入票」を元にして、『日本星座方言資料』をまとめています。

結局、「以上の作業を通じて、日本人は西洋の星座名にとらわれず、豊富な星座名を持ち、俗信や説話を持ちつたえていたという事実がとらえられたのは愉快なことである」と述べたのです。日本には星の方言と俗信・説話がちゃんとあったことが、内田の努力によって明らかにされたのだと言えましょう。そのことを自信をもって述べているのです。

しかし、それだけではありません。「このような星の民俗資料が全国各地から豊富に集められて、やがて「全天星座和名集」がつくられる時点において、わたくしの仕事もその一資料として役立つならばさいわいである」と述べるのです。ここにあるのはやはり「全」に向かう思想です。自分の仕事はそのための初めの一步にすぎないと考えていたのです。

『静岡県方言誌』を刊行し、星座方言の整理執筆にかかっ

たのは昭和十七年（一九四六）の夏であり、「（星座方言資料）」と題してまとめあげたのはその年の冬に入ってからでした。しかし、戦争が激しくなり、秋田に疎開する時には「（星座方言資料）稿千数百枚」を抱えて行きます。やがて戦争が終わり、洪沢敬三から改めて出版の話が出て、刊行に至ったのです。この仕事は早くできていましたが、菅江真澄研究に後れることになったのは、戦争による中断があったのです。

こうして見てきますと、静岡県での方言調査とその刊行を飽くなき探求心をもって進めたことがわかります。その達成とともに限界が感じられる中で、戦争による疎開を強いられ、ふるさと秋田に戻ります。そうした中で、それまで放置していた菅江真澄研究が新たに始まります。それを支えたのは「居るところに依って仕事を進める」という思想でした。しかし、方言研究から菅江真澄研究に続く連続性とともに、方言研究から菅江真澄研究に変わってゆく不連続性もあつたはずです。

内田武志の達成と限界を見るためには、今日お話ししたような人生の歩みを考えなければならないように思います。前回と今回の二度にわたって方言研究を取り上げたのは、菅江真澄と無関係に思われるかもしれないかもしれませんが、あれほど熱心に研究を進めた背景が見えてこないと考えたからです。彼が遺した『菅江真澄遊覧記』にしても、『菅江真澄全集』にして

も、それにかけた情熱の淵源はこうした方言研究にあったのだと、今ならもう断言することができます。長々と静岡県の話を申し上げてきました理由をご理解いただけたなら、今日のお話は大きな意味があつたのではないかと思います。

秋田の伝説と真澄 — 「貞任伝説」生成の軌跡とその背景 —

日本山岳修験学会評議員 阿部 幹 男



講演風景

はじめに

ただ今ご紹介いただきました阿部と申します。「酒と美人とまごころ」の秋田県。大好きな秋田県の県立博物館で、講演する機会を与えていただき、大変光栄に存じます。

講演に先だつて一言お礼を述べます。実は私は岩手県の大槌町出身で、今般大震災で生家も何もかも失ったものの一人です。死者行方不明者一二五六名、いまだに四百名を越える人たちが行方不明です。明日は八月十一日、震災から三年目の旧盆の月の命日に当たります。皆で海辺に立って手を合わ

せる日です。お隣りの県ということもあり、大震災において秋田の方々からたくさんのご支援や激励をいただきました。今も大仙市におけるガレキの焼却や秋田県の漁業栽培センターで育てられたヒラメの稚魚を大槌湾に放流していただくなど、各団体や個人の方々から多くにご支援をいただいています。深く感謝申し上げますと共に、このことをいつまでも語り伝えようと思っています。

一、東北の語り物

私は勤務の傍ら、長年東北の語り物、主として奥浄瑠璃という語り物を、ならびにこれが地元に着してできた伝説を調査しているものです。奥浄瑠璃とは、近世東北地方において盲法師や巫覡の徒（修験・巫女・陰陽師）によって語り継がれた芸能です。元禄二年（一六八九）五月八日、東北を旅した松尾芭蕉は塩竈の門前町でこれ聞き、次のように『おくのほそ道』に記しています。

其夜目盲法師の琵琶をならし、奥上るりと云ものをかたる、平家にもあらず、舞にもあらず、ひなびたる調子うち上て、枕ちかうかしましけれど、さすがに辺土の遺風忘れざるものから殊勝に覚らる。

江戸からやってきた芭蕉にとって、これを聞いて、「辺土の遺風」と映ったのでしよう。しかし、この奥浄瑠璃のルーツは、室町期から江戸初期にかけて語られた幸若舞曲とか説経節とか古浄瑠璃とよばれる語り物芸能なのです。「お伽草子」の作品群とも深い関連性があります。幸若舞曲とは戦国武将が好んだ芸能です。三人で舞ながら語る芸能で、織田信長は『敦盛』の一節「人生五十年、化天の内にくらぶれば、夢幻の如くなり、一度生を受け、滅せぬ者あるべきか」といつも口ずさんでいたと伝えています。また、説経節ですが、元來僧侶が御経を説き聞かせたものが芸能化したもので、代表的作品として『山椒太夫』『かるかや』『小栗判官』『しのだ妻』があげられ、江戸時代前期に最盛期を迎えた芸能です。古浄瑠璃とは、日本のシエークスピアと言われる近松門左衛門が活躍する前に盛んに上演されていた浄瑠璃を指します。「浄瑠璃」とは、義経と浄瑠璃姫との恋物語を節付けして語ったものを指しますが、この語りに人形と三味線が加わり

爆発的人気を獲得すると、このような形態の芸能を「浄瑠璃」と総称するようになるのです。やがてこの浄瑠璃と歌舞伎が互に影響し合い、現在でも日本を代表する芸能として人気を博しています。ここで話を元に戻すと、芭蕉が聞いた奥浄瑠璃とは、芭蕉の一昔前に江戸・大坂・京都でも演じられた作品なのです。したがって、奥浄瑠璃は日本の中世から近世芸能史研究においても貴重な存在なのです。

ところが、残念なことに現在これを語れる方は誰もいません。語りは消滅してしまいました。が、最後の語り手である岩手県一関市の故北峯一之進さんが語りを収録したテープがありますので、それを聞きましょう。題名は「義経東下り」で、その冒頭部です。***（テープ）

次に、三味線を用いずに素語りで語っている様子を聞かせましょう。衣川村の佐々木武人さんが語った「かもん長者」という語りで、説経節「さよひめ」が原曲で、やがて古浄瑠璃「竹生島の本地」として改作されたもので、近世初頭頃には北上川流域の盲僧によっても盛んに語られ、地元の伝説（日本の最北端にある前方後円墳である角塚古墳の命名由来）として今日に語り継がれています。***（テープ）

奥浄瑠璃の研究において、今日欠かせない資料は盲法師の語りを書き写した写本です。娯楽の少ない東北において盲法

師の語りは好評を博し、識字層よつてこの語りが書き残されました。この写本もその一つで、十数年前一関の骨董屋さんで、自分で値段を付けて購入したものです。五百円です。「常盤御前鞍馬開」という作品です。幸若舞曲『常盤問答』や古浄瑠璃『常盤物語』と深い関係のある作品です。

二、真澄の記録

次に貴重な資料は、盲法師や奥浄瑠璃に関する記録なのです。これらの記録を一番丁寧に残してくれたのが菅江真澄なのです。その代表例を紹介しましょう。「かすむこまかた」天明六年（一七八六）二月二十一日付けの条です。

日暮れば某都某都とて兩人相やどりせし盲瞽法師、三絃あなぐりいでてひきたつれば、童どもさし出て、浄瑠璃なちよにすべい、それやめて、むかしく、語れといへば、何むかしがよからむといふに、いろりのはしに在りて家室のいふ、琵琶に磨確でも語らねか。さらば語り申さふ、聞きたまへや。「むかしく、どつとむかしの大むかし、ある家に美人ひとり娘が有たとさ。そのうつしき女ほしさに、琵琶法師此家に泊りて、其母にいふやう、わが家には、大牛の臥ほど黄金持たり。その娘をわ

れにたうべ、一生の栄花見せんといへば、母の云やう、さあらば、やよおもしろく琵琶ひき、八島にてもあくたまにても、よもすがらかたり給へ。明なばむすめに米おはせて法師にまゐらせん、(後略)」と語りぬ。

この記録から、この頃この地方で人気があつた演目は、『八島』と『田村三代記』であつたことが判るのです。『八島』とは、源平の八島合戦において、佐藤継信が主君義経をかばつて命を落す場面を語つた物語です。『田村三代記』とはお伽草子『鈴鹿（田村）の草子』と深い関係にある作品です。征夷大将軍・坂上田村麻呂と鎮守府将軍・藤原利仁が史実から飛び出て合体融合し、スーパーヒーロー田村丸利仁として誕生し、鈴鹿山に住いをする妖艶な魔王の娘・立烏帽子の援助のもと、日本をも打ち越えて繰り広げる愛とロマンに満ちた壮大な英雄物語です。では、なぜ「三代記」かいうと、この語り物には三代の田村将軍が登場するからです。初代は悪星（隕石）から生まれた星丸こと田村利春、二代目はこの利春と大蛇から生まれた大蛇丸こと利光、三代目は利光と世にも醜くい悪玉から生まれた千熊丸こと利仁を指します。つまり利仁のお母さんが「悪玉」です。このお母さん「悪玉」の歎きが人々を泣かせるのです。「悪星」とか「大蛇」とか「悪

玉」とかグロテスクなキャラクターが登場しますが、とてもすばらしい語り物です。拙著『東北の田村語り』をお読みになるとお分かりなつていただけると思います。石巻市の零羊崎神社(牧山観音)には「悪玉御前」と「坂上田村丸(利春・利光・利春)」の像と「琵琶」が残されています。これがそれを撮影したものです。その時、宮司の梅森さんが「田村丸さんは各地の博物館から借りにきませんが、悪玉さんは一度も借りにきません。どうして夫婦なのに悪玉さんは無視されるのでしょうか。可哀そうです」と言っていました。みなさんにもこの答えを考えていただきたいですね。東北各地のみならず全国に田村丸伝説が広まっていますが、この作品が元となつています。秋田の田村丸伝説の一つとして、真澄も『房住山昔物語』に山本郡大幡寺の古記を紹介しています。

東国の夷賊追伐の勅命ありて、坂上將軍田村麿当国に下向し給ふ。前年は御父、後年は田村丸の御子の將軍下り給ひて、夷賊の首長を誅伐し、殘党をのこりなくさがし出し、当国男鹿山の麓まで追伐し給ひしが、其眷属こ、かしこに隠れ、其中にくつきやうの夷賊十一人、其中にも名の聞えたる兄弟三人あり。兄の名を阿計徒丸、其次を阿計留丸、其次を阿計志丸といへり。(後略)

さらに兄弟の背丈はそれぞれ一丈を越えていたので、みな人は彼らを大長丸と呼んだと。また、雄和町女米木にある修験の靈場・高尾神社(権現)の伝説として「多龜ノ三月、鬼辰黒王ト云ヘル悪鬼、当山二居テ人民ヲ害シ、百合若大臣下向して、(中略)大臣及チ白羽の矢ヲ放ツテ鬼ヲ射殺ス」とあり、続いて「里俗の談ニ、女米木嶽羽往古賊首大滝丸ノ楯籠リシ処ナルヲ、田村將軍ニ攻落サレ大平山へ逃込み、(中略)男鹿嶋へ遁レタルヲ追テ討取タリト云」と『羽陰温故誌』にみえます。これらの田村丸伝説も、奥浄瑠璃の『田村三代記』や説経節の『百合若大臣』から何らかの影響を受けて成立していることが分かります。

三、真澄と浄瑠璃

ところで、真澄は多くの奥浄瑠璃関係の記録を残してくれています。その理由は何でしょう。私は彼の出生地に関係があると考えています。みなさんご周知のとおり、真澄は三河岡崎地方の生まれ、幼少のとき岡崎の成就院に稚児となり、やがて祈禱施薬を職能としていた白太夫であった父同様、に定住することなく、東北や北海道を巡り、多くの日記・旅行記・地誌を残し、文政十二年(一九二九)七月十九日、こよなく愛した秋田地(角館)で亡くなり、この地に骨を埋め

た人です。

この真澄が生まれ育った岡崎地方は「五万石でも岡崎様はお城下まで船が着く」と謡われたように徳川家ゆかりの地ですが、浄瑠璃発生の地としても名高いのです。

「浄瑠璃」の誕生について先ほど簡単にふれましたが、義経と浄瑠璃姫との一夜の恋物語の舞台が、東海道矢作(やはぎ)(岡崎市)なのです。十五世紀半ばには有力な語り物に成長して、東海道筋から京都にまでも広まるのです。『実隆公記(さねたかこうき)』文明七年(一四七五)七月末の紙背(しはい)に「我らはさらば(浄瑠璃)じやうるり御(前)ぜん(信田殿)したどのなど申候はん」という記録がその根拠です。十六世紀に入ると、『宗長日記(むねながにちぎ)』享祿四年(一五三一)九月十三日条、『言継卿記(ことつぐきょうき)』元龜二年(一五七一)七月二十五日条、同・天正二十年(一五九二)八月十五日条などに、盲僧の洗練された曲節よる「浄瑠璃御前物語」が人気を博したことが記されています。

岡崎の誓願寺というお寺さんには、義経と浄瑠璃姫の像が安置されています。それがこの写真です。現在でも歌舞伎役者が上演の千秋楽を祈願して、そつとお参りにくるそうです。また、浄瑠璃姫が住んだという長者屋敷も境内に横にあります。また、岡崎の乙川には浄瑠璃姫は義経を慕うあまり身を投げた処と伝える場所があり、お墓が立っていました。地元

の方は言うには、この墓は義経のいた平泉に向いているとのことでした。浄瑠璃の発生地ゆかりの地は、他にも京都の因幡堂をはじめとして愛知県豊橋の鳳来寺など、東海道の各地にあります。真澄も、この浄瑠璃姫物語を聞いて育ったと思われれます。『ふでのま』安永十年(一七八一)三月十二日付『浄瑠璃姫六百回忌追善詩歌連緋序』には、若い頃浄瑠璃姫六百回追善のための作歌を呼びかけた文が掲載されています。これからも分かります。また、父同様に定住者でなかった真澄は、盲法師のような各地を回って歩く人々に優しい眼差しを向けています。先ほど、お聞かせした奥浄瑠璃最後の語り手・北峯さんも、各地を回り祈祷とか按摩し、余興に奥浄瑠璃を語っていたと言っていました。

四、各地の「安倍伝説」

前起きはこれくらいにして、「奥羽の合戦にまつわる文芸が芸能のとのかわりて、貞任と中心とした伝説が在地でいかなる形で・享受されたを真澄の文章を引きながら話す」というのが本題ですので、これに移りましょう。

東北各地には、多くの「貞任伝説」および「安倍伝説」が伝えられています。『遠野物語』にもみえるように岩手県内にもたくさんあります。これらの伝説と語り物の関連で、私

が最初に注目したのが岩手県花巻地方に伝わる『瀧の白糸真砂の緒環』という語り物とこの地方の伝説でした。この語り物は幕末にこの地方の文人・佐々木儀三翁が、それ以前にあつた語り物『大沢滝明神の縁起』に『前太平記』を取り込んで改作したもので、デロレン祭文調に語らせたと云います。これを調査したところ奥浄瑠璃『八幡太郎奥州記全』というものが原拠であることを突き止めました。「奥州の合戦で、源氏側が難を極め、義家の乗った馬が暴れたため義家が捕縛される。ところが、貞任の一人姫・尾上前と懇ろになり、秘密を漏えいすると共に、義家を逃してしまった。怒った貞任は姫を生埋めにした」というストーリーです。

仙台藩は安永年間風土記を作成するのですが、岩手県金ヶ崎町(旧仙台藩)の本宮観音堂の別当宝寿院が仙台藩に提出した「風土記御用書出」に「一、社内に古塚一ヶ所 但し、白糸姫の石碑とも申伝候、無銘にて文字も見へ不申候、言伝へにはをのいの石とも申、又はおもし石とも申伝候」と記されていることから、安永五年(一七七六)七月時点で、姫の名称が「尾上前」から「白糸姫」に変わって幾久しくなつていたことが解りました。

そこで、他県にもあるのではと考え、福島県の地誌を探したところ、『信達一統志』(天保十二年・一八四二)の中に、福

島市宮代の山ノ王日枝神社の裏にある弘安元年(一二七八)の供養塔(板碑)にまつわる伝説として、次のように記されてあります。

山王宮華表の前南側にあり。今世嫁するもの此碑を過れば必其縁熟せずとて、此所を通ることを忌むなり。夫を嫌ひ縁を切らんむと思ふ女、此碑を人知れず縄もて縛り祈れば、果して縁を切ると云。怪しむべし。土人相伝説に云ク、むかし康平五年義家公安倍貞任を征伐の時、当邸に牙門を居給ふ。或時公合戦利を失ひ、貞任が為に擽となり給ふ。其時敵將貞任思ふ様、かほとに勇々しき大将を失はむこと本意にあらずとて、暫く公を押込置奉りに、その頃貞任に一人の女弟あり美人なり。名を尾上前と云ふ。公是に私語より、汝ひそかに罥を解、吾を出しなば吾汝を妻となし偕老同穴の契り為むと宣へければ、女実と思ひ、悦て公を出し奉る。公大によろこび毒蛇の口を通れたる心地して当邸の牙門(鎮守府)に帰り給ふ。その後、彼女公の音信なかりせは案じ煩へ、是もひそかに夜にまぎれ忍出て、本県の牙門に尋来り、公に逢奉らむと云へ入るれとも、公ゆるし給はず。且對て、東夷の女弟ハ夫人に為すこと難し。尤天子えの恐ありとて再

び言語を出し給はず。女大に悲しミ遂に自殺し失たりとぞ。(其後土民等是を哀に思ひ、其為に碑を建祭と云々) 故後世嫁するものの為に祟を為すと云。今に嫁するものこの碑前を通ること不能なり。嗚呼悲かな。世俗の過を伝ふること康めに事を設け、大なる過を伝へたる者なり。此碑ハ左衛門尉源朝定、先妣の為に建立するものなり。其碑云 右奉為過去先妣聖靈 遣捨五障苦域之身速届九品淨刹之土 乃至六趣有情四生含識離苦得脫 同円智種已 于時弘安元曆戊寅夷則上旬 左衛門尉源朝定敬白 斯の如くの文なり。上康平と下弘安と其間二百二十余年の違なり。何を以てかかゝる妄説を伝へたるものによ。奇怪の事なり。

五、秋田の貞任伝説

岩手、宮城、福島にあれば、秋田や山形にも伝わっているはずと考えて調査を始めました。ここでも秋田藩の地誌から始めました。この地誌をまとめた中心人物こそ菅江真澄です。やはり、ありました。『月の出羽路・仙北郡五』『同・仙北郡六』に記されている神宮寺嶽伝説でした。紹介しましょう。

○比咩賀美箇嵩 此御嶽は瀬織津姫を祀ルと云ひ、(中略)今は姫神と誰しもはら申奉るなんどいへり。その丹嶂の背向の方は伊豆ヶ嶽也。伊豆ヶ嶽は古城跡にて、昔阿倍ノ貞任(義家卿、衣が盾(タテ)ほころびけりとありしとき)年を経て、糸の乱ぬ古しさとことたへしとき、曳まがなひたる弓を直し、義家あそみ此秀句愛て、一たび貞任をはなち給ふ。貞任は、將軍の箭前に遁れし後は此伊豆山の城に楯籠り、亦嶽(神宮寺嶽をいふ也)を物見障徼の如にし(中略)また俗説に、義家將軍おほむ味方もちりくとなり給ひしとき、擒と成りおはして此畷城の柵に捕り籠られて、あまたの兵等に弓矢籠を負せて朝暮これを守らせけるに、貞任が未嫁義家朝臣を恋ひまゐらせて、ねよとの鐘聞クころひそかに荒垣をふみ踰て、夜がれせず通ひたりしかば、やがて義家朝臣の御子孕て産ぬ。かくて、この囚を忍び出ダし奉りてともにおちのびなむとせしとき、貞任此よしを聞イてはらぐろに息キまきの、しり、其媵と五十日児を捕らへさせ、穴を掘り生ケながら埋みたるよしをいふ。此事は檜岡ノくだりにも仄かしたり。其姫靈魂祟をなしかれば、後人は是を神と祀てしか姫神とも申すと云ひ、その忍びながねは、よなく、姫の通ひたりしよりしか名にお

へりといふ。(中略) 此姫ヶ嶽に神か仏か、むかし齋ひたりし堂社の址あり、そは亡魂を神と祀りし跡か。また姫の菩提に観音や安置、そを今は黒沢山の山脚に遷しけむ。そこに姫観音とて座り。此事榑岡ノ郷に精也。

(『月の出羽路・仙北郡五』)

「衣川合戦から落ち延びた貞任たちは姫神嶽に立籠った。貞任の姫が生虜となった義家と契り、一子を産み、三人で逃げようとしたが、姫と子は取り押さえられ生き埋めにされた」と。その亡魂が崇りをなすので神と祀ったと。

○姫神山伝説の事 (前略) 又治暦、延久(一〇六五―七四)の頃源義家朝臣、安部貞任、宗任等を征伐のため奥州の国に下向あるに、この貞任等嶽山養森山〔伊豆神社の社あり、高関下郷村分也〕の東南の間小高き山あり。是に居城を造りて鶴の羽形の城と唱候由。義家朝臣数度この城を攻るといへとも、或時は中天に同勢を抔見得中々落城いたすへく見得ねは、義家朝臣、心を苦しめ謀事をもふけて、彼宗任の姫近付給へ、終に妹背の中と深く御契りありけるに、この姫ある夜の寝物語りに、親宗任常に申よふ、義家我居城をいかに攻るとも、なと落

城すへきや。其謂は、かよふくの述を以て前は面川に羽を敷、後は養森沢〔笛ヶ沢と申所也と云〕に羽を舖、戦危きに望んで左右翼をもて天に飛の述ありと申と語りければ、義家の朝臣其謀を能聞玉へ、ある夜御食川の片羽を切落し、其後かの城攻に掛りしに、宗任等其述の敵にさとられたることをしりて、又頃は六月炎天なるに大雪を降せしによりて、義家の軍兵等働事を失ふ。義家の朝臣工夫をめぐらし、柴をまげて藤にてあみ、あんぢきとゆふものを調ふ〔今雪中人民用へ候かんぢき、これより始るよし〕。是を足に結付踏て雪を渡り終にかの城を攻落しけるに、宗任等是より式田と申所に走る由。此節宗任、我姫の義家公に馴染てその謀をもらせしと伝聞て、大に憤怒してかの姫を切殺し、此姫神山に埋葬ると云々。

又義家の朝臣老人の妾を、謀を求てかの姫に近寄せ、宗任の妾となし、この女の告るにまかせ義家朝臣前に記謀事を知りて、この城を攻落せしとも申説あり。又義家の朝臣宗任と戦ふ時、この姫神山へ登り敵地の要害を遠見せしとも申。又鶴の羽形の城落城の時、此山より大石を投打候由、今宗任の古城の辺りに、碎石と申て丸き大石所々にあり。又五月四日、この山沢已然清水流、昼後は

白水流る、也。同五日簾立事あり、この簾人民見候へは三年の内に死せると申て、同日この山へ登ること禁め申候。是姫の祟りなりと老人どもの申伝る事を記申候。

(『同・仙北郡六』)

「治暦・延久の頃、御嶽に立籠った貞任たちを義家が攻めたが難を極める。義家は謀略をもつて宗任の姫に近付き、馴染めて、攻め落とす方法を聞き出して陥落させた。姫が方法を漏洩したことを知った宗任は怒って姫を切殺し埋めた」と。別説として「義家は一人の女を、宗任の姫を通して宗任に近付けて、妾となさせ、城攻略の秘策を聞き出し陥落させた」と。

前者の伝説は、十八世紀以降の国学(古学・考証学)隆盛という時代思潮をうけた知識人に共通する文体で記述されています。「此御嶽は瀬織津姫を祀ると云ひ」という書き出しで始まっています。さすが真澄ですね。なぜなら、この姫の祖型は「瀬織津姫」なのです。この伝説構造の奥まで見通しているのです。ただし、ここで俗説の原拠は指し示していません。しかし、筋書きから推して伝説は、お伽草子の『御曹子鳥渡り』(御曹子・義経が不思議な鳥々をめぐり、蝦夷が鳥に渡って鬼の大王の姫に助けられ秘密の法を写しとる)や

『義経記』の鬼一法眼譚(義経が苦難に遭遇するものの鬼一法眼の末娘・皆鶴姫の協力によってその苦難を突破。その結果助力した姫は悲歎のうちに狂死)と同じ話型であり、神宮寺嶽の伝承としてしっかり根付いていた伝説であることが解りました。

したがって、この俗説の原拠なるもの、もしくはその痕跡が存在するのではないかと考え、各地を探索しました。女神嶽にも登りました。そのころ、姫神公園には一頭の鹿が飼育されているのを記憶しています。(なぜ鹿を飼育していたのでしょうか。)他の文献も漁りました。ここで目を付けたのが『新秋田叢書』(第三期第十二卷)の収められていた「金沢安倍軍記」でした。これは『陸奥話記』の研究者として高名であった梶原正昭先生によって『校註 陸奥話記』(現代思潮社・一九八二)にも、「前九年の役と後三年の役を混合し、内容的に荒唐無稽のところも多いが、東北地方におけるこの争乱の伝承のかたちを示す…」との但し書が添えられて資料篇に転載されていました。

私は、元来伝説とは創られるものであり、荒唐無稽なものと考えています。問題は、なぜその土地の人々が荒唐無稽な伝説を創り、なぜ大切に語り伝えてきたのかを究明するのが、その地域の文化を考える上での、私たちの使命と

場に招じる儀式「神下し」が行なわれるのが常套です。現在でも秋田万歳の「御国万歳」にも、その痕跡を窺うことができます。その「御国万歳」を少し聞いてみましょう。*

*(テープ)

「降神の祭文」は山伏修験では「国掛祭文」とも称し、「大國掛」と「小國掛」とがあります。前者は全国の霊山霊地の仏神名を唱えて招じるのに対し、後者はある特定の地方の山々や社寺に祀られる仏神名を唱えて招じます。「社寺書上」は後者にあたると言えます。説経節『さんせう太夫』の中にも、長々と「国掛祭文」が語られています。

○古浄瑠璃 次にく「安倍合戦の次第」は、英雄・八幡太郎の苦難、尾上前との恋、鎌倉権五郎や鳥海弥三郎の武勇譚、道行(厨川攻め)と、古浄瑠璃特有の構成要素を揃えた語り物文芸であります。

古浄瑠璃との詳細な関係については割愛させていただきますが、八幡太郎の安倍貞任攻めからみ、貞任の息女尾上前と義家の恋を主題とする古浄瑠璃正本は三点があげられます。そのなかで最も古い寛文頃(一六六一〜七二)の正本『八幡太郎義家』(あへのさたとうたいちの事)に酷似しているのです。ただ、正本では権五郎は「いまに、かまくらに、御れ

うの宮といは、れてあり」とあるのに対し、「安倍合戦の次第」では「兩人共に討死にし、(権五郎)景政は鎌倉に飛さり、御霊の宮と現じたり。弥三郎は鳥海山飛行、明神と顕れたり」とあり、鎌倉権五郎のみならず、鳥海弥三郎も鳥海山の神と顕れたと語ります。このことから東北地方の巫覡の徒によって語り伝えられた浄瑠璃、すなわち「奥浄瑠璃」の一つとも言えるでしょう。

(あらすじ)

天喜五年、奥州安倍一族が叛乱をおこし、神宮寺露なし川原に御所をたて、貞任みずから伏見中納言と号し、仙北の金沢、長野の八乙女、神宮寺楊ヶ森に城郭を構えた。勢は日に日にまして、都へも打ち登らんと風聞まで立ったので、帝は源頼義に太刀・くも切丸と名馬・天下芦毛を下賜し、討伐に発向させた。頼義は全国に触れをまわして軍勢を揃え、八月下旬八十万騎で下った。

奥州では仙台の沼倉七郎、堀の小源太、仙北沼館の庄司二郎が馳せ参じた。彼らの案内にて、仙北の金沢城を、義家を大將軍、鎌倉権五郎を侍大將として攻撃、大合戦が展開された。鎌倉権五郎も鳥海弥三郎も矢を射返えさせ、兩人とも討死。のちに権五郎は鎌倉の御霊の宮、弥

三郎は鳥海山の神として現じた。

一方、義家が騎した天下芦毛は関の声におどろき、安倍の陣地に駆け入り、義家は捕縛幽閉されてしまう。そのため官軍は一旦雄勝郡岩崎城へ引き、貞任の軍も長野八乙女城へ引いた。また弟の宗任の軍も神宮寺楊ヶ森に桶籠った。最上に陣取っていた頼義は金沢城へ軍勢を移し、やむなく三年に亘り逗留することとなる。

さて、幽閉された義家が時折弾く琴の音に、貞任の姫・尾上前（十六歳）が見ぬ恋にあこがれ忍び通い、終に夫婦の契りを結び、懐妊する。血縁を結ぶことになった貞任は喜び、一味になることを条件に祝宴を催す。心を許した貞任は、ある時狩りに誘いだす。その折、義家は天下芦毛に「軍の用意をすべし」との文をむすび、金沢城へむかわせ、自らは夜半に紛れ、姫と若君を引き連れ脱出、金沢城へたどり着く。

その後、ただちに義家らは長野八乙女城へ押寄せ、貞任軍は敗走。宗任の桶籠る楊ヶ森城も攻め落とされ、安倍方の御台や公家たちの多くは興福寺の淵に沈む。

貞任軍はなおも男鹿の新山本山に立て籠るが、これも叶わず津軽をまわり、南部の厨川城に桶籠り、やがて勢力を盛り返す。頼義・義家の官軍は金沢城を出立、生保内

を経て国見峠を越え、南部の方八丁（盛岡市太田、旧跡志波城）に陣をしいた。案内は土地の豪族・戸沢氏がたった。

終に天下分け目の戦いが七日七夜にわたり、武勇の誉れ高い安倍の三男の仲丸も坂東武者の大山太郎との激闘のすえ討死。厨川城も天をこがしながら落城。貞任も太刀先を口にくわえて、かつまが淵（盛岡市上鹿妻）に飛び込み、みくずと消えうせた。

○熊野信仰　ここで、鳩留尊仏について、少し触れましょう。仏典『増一阿含経』によると、鳩留尊仏とは釈尊誕生以前に出現した仏のことで、釈尊はこの仏たちの教義を整理するため、最後の七番目に現れたといえます。この地方の古刹高寺千手院の「開山縁起」（近世文書）には、次のように記しています。

羽后仙北郡田沢邑エカモギ里帷子宿小沢に碧巖アリ、並時テ古仏ノ像、往昔此ヲ過去七仏ト言、所謂毘婆尸仏、尸棄仏、毘舍浮仏、狗留孫仏、狗那含仏、加葉仏、釈迦牟尼仏也、居民此を黒諸仏、或る黒祖仏ト称ス、蓋シ狗留孫仏ヲ唱誤ルナラン、又尻高二臥仏ノ大仏アリ、又片

谷ニ無量寿仏アリ、前に木像ノ観音六軀アリ、昔一僧此
観音 軀を捧メ嶺吉川ニ来リ当山ニ安置ス

エカモギの里は奇岩怪石が多くあり、湯沢の河原毛地獄、

山形の立石寺同様、山岳信仰のメッカであり、中古から中世
にかけて熊野信仰が浸透し、横手盆地を取り巻く山々嶽々を
駆ける抖擻が盛んに行われたことが、「熊野三社鳴見沢由来」
〔雪の出羽路・平鹿郡一三〕所収〕から窺えます。

是万徳長者保昌難髪して保昌房と名のり此寺巡りの事を
創めて、先此白滝を一番とせり。また、此あたりはもと
御嶽の神の奥の院といへり。御嶽ノ社は万福長者の産神
也といへり。御嶽山の別当・万願寺専光坊は御嶽春峯
〔春入峯をいふなり〕執行の古跡也、今此寺の号のみ
移して上境邑の一向宗是也。秋峯は仙北郡本堂〔本は本
道にや〕村の大坂山〔今大坂村あり〕真弘ノ嶽〔真昼岳
といふ也〕に熊野十二社鎮座ノ峯也、それより山々嶽々
を巡り廻る難行荒行、薬師ヶ嶽、田沢の黒尊仏など順拝
して、此行ひ道中日数十三日にして峯の白滝にかゝる。
下別当玉泉院大覚院也。また神宮寺嶽の峯続キ姫ヶ岳に
は副河権現の鎮座あり。(中略) 八沢木の金峯山にて行

法秋峯の終りにして、それより四十八小屋取りぬ。(中
略) かくて峯中修行事ゆゑなく勤め終れば、当山に於て
院号、官位、補任等出タせしよし。(後略)

本縁起に枚挙された社寺は、金沢・幕林・沼館・八乙女な
どの八幡信仰系の神社と熊野信仰系の山岳寺院が主流をなし
ています。真澄が写した「横手熊野三所権現之縁起」は弘安
九年(一二八六)丙戌八月十五日の年号が見え、熊野信仰の
伝播の古さを感じ取ることができます。また、おなじく「薬
師如来堂」(蛭川邑)では、花館山には熊野から徐福伝説も
移されていたことを記しています。したがって、この縁起の
管理に深くこの地方の社寺や修験が深くかかわっていたと考
えられます。

○戦国大名・小野寺氏 ところで『御領分神社仏閣縁起』の
末文は、次のようにも記されています。

頼義御帰陳之事

其後八のへいに 十五間四面に八幡宮建立有り 五月
十五日にやふさめにむかふ者也 (中略) 其後金沢へ帰
し被成 頼義公の御前にて 南部の次第申上る 御悦び

限りなし 扱又 小野寺沼館庄司治郎臣下の働き神妙也
扱又権太郎には奥州五十四郡を被下ける 扱又小野寺
殿に出羽十二郡を被下ル、(後略)

「小野寺殿」とは、仙北・雄勝の戦国大名の小野寺一族を指します。紀州熊野にある米良実報院文書の中にある、貞和五年(一三四九)十二月二十九日付の「陸奥国先達檀那系図注文案」に、次のような一文が記されています。「一 出羽国山北山本郡いなにハ殿、かわつら殿、此人くハ大式殿先達申て候、常陸法眼房弟子の大式房にて候」と。

これは奥州持渡津の熊野先達幸慶から熊野本坊へ受持ちの檀那を報告したもので、「稲庭殿・川連殿」とはこの小野寺一族の城主をさします。また、熊野速玉大社文書の「熊野山新宮勸進状」と称される文書に「百文 小野寺上野守道俊、二百文 小野寺甲斐守道成」と記されています。小野寺道俊(晴道)とは、大永五年(一五二五)足利義晴の命により稲庭城主の家督をつぎ、天文十九年(一五五〇)に没した人物と言伝えられ、大永五年に円形の懸仏三面をこの地方の熊野社に寄進しています。この懸仏は、雄勝郡稲庭川連町小沢の熊野社、同鍛冶屋敷の熊野堂、同皆瀬村白沢の熊野社に現存しており、中世陸奥の諸豪族とならんで小野寺氏が熊野と結

縁していたことをこれらの史料から伺うことができます。したがって、小野寺氏が関与したと推察される伝説は秋田を代表する「小野小町伝説」があげられますが、この縁起の作成にも小野寺氏の存在が影響を及ぼしていると考えられます。

また、「本文」後半の「厨川攻」においては、鳩留尊弘の管理に深いかかりを持つ草分氏の由来や熊野参詣の利生とともに、小野寺氏の有力家臣、関口備中、黒沢和泉らの活躍が「関口、黒沢手勢六千余人にこゑをかけ、一度にとつとかかる」と記されています。さらに、「末文」の「頼義御帰陣之事」には「小野寺沼館庄司治郎、臣下の働神妙也。扱又、権太郎二ハ奥州五十四郡を下され、扱又小野寺殿に出羽十二郡を被下ル、」と記されています。権太郎とは奥州藤原氏初代の清衡を指し、沼館庄司治郎とは清原氏を指すものと考えられます。前者では沼館庄司治郎の頭に「小野寺」を附け加え、「臣下働神妙也」とあり、次に「小野寺殿には出羽十二郡被下ける」と「沼館庄司治郎」が取り除かれています。

○縁起の成立 この縁起の成立時期ですが、古浄瑠璃の興隆は江戸時代初期に入ってからであり、この縁起は古浄瑠璃の影響をうけていることから、この頃の成立と考えるのが常識でしょう。

慶長六年（一六〇一）小野寺氏は改易され石州へ流罪となります。後世、残された小野寺氏の旧家臣団によって作成され、彼らの矜持と存在の誇示をこの縁起に託して作成し提出したものでしょうか。

では、具体的な成立年代は推定できないものでしょうか。

この手がかりの一つとして、幕林八幡宮所蔵の慶安四年（一六五二）の「僊北之郡鐘見内邑幕林八幡宮ノ記文」があげられます。

一 康平四季七月下旬 源義家公阿倍貞任弟宗任御追討之刻 貞任ハ秋田男鹿嶋ニ逃籠 則四天王ヲ次テ搦取ル 宗任ハ仙北揚ノ森水上茶臼ヶ嶽ニ楯籠ル 依之義家公ハ鐘見内之在所ニ御陣幕ヲ張り搦取ル 義家公御軍ニ勝目出度御上洛可被成時 此在所ニ一ツノ庵室有リ 庵主ヲ召シ 被成爲御祝儀ハ青銅百疋 爲末世ノ御鐘一筋賜ル 此因縁ヲ次テ御上洛山源勝寺 山寺号ヲ改メ（後略）

慶安四年卯ノ八月十五日 上洛山源勝寺 住僧 是真（花押）

この一文「貞任ハ秋田男鹿嶋ニ逃籠」は「安倍合戦の次第」

にも同じ文が見えます。また、「四天王」とは、「安倍合戦の次第」や古浄瑠璃『八幡太郎義家』や『八まん太郎琴之縁』の冒頭部で紹介される「鎌倉権五郎景政をはじめとする四天王」を指します。また、「宗任ハ仙北揚ノ森水上茶臼ヶ嶽ニ楯籠ル」は、菅江真澄の『月の出羽路・仙北郡六』にも記すところでもあります。この史料については厳密な検討の必要ですが、作成年代の信憑性が高ければ、この由緒書が作成された慶安四年（一六五二）には、本縁起や神宮嶽伝説が存在していたという仮説が成立します。

また、縁起の作成や享受とも関連して、古浄瑠璃系の作品はすべて大団円を迎えるのに対して、なぜ神宮寺嶽伝説を含む東北各地の尾上前伝説は悲劇で終わるのかも考慮されなければなりません。

縁起の中の「安倍合戦の次第」に最も類似していると考えられる寛文頃（一六六一〜七二）の正本『八幡太郎義家』（あへのさたとうたいちの事）について若干言及しますと、この作品は初期の古浄瑠璃である「金平浄瑠璃」の影響を受けて成立しています。源頼義の家臣で、坂田金平（金時の子）や渡辺竹綱（綱の子）という架空の人物が登場して国家秩序を破壊転覆しようとする集団に対し、源家はいったんは敗北し苦境に立たされたものの、源頼義の下、四天王である坂田金平

(金時の子)や渡辺竹綱(綱の子)という架空の人物が登場して果敢に戦い、ついには再び天下の覇権を手中に収めるといふ筋立ての浄瑠璃で、泰平の世の到来と江戸幕府の成立を寿ぐ意味でも、非常に人気あつた浄瑠璃です。これに対して、「尾上前の悲劇」は、一昔前の「皆鶴姫」や「朝日天女」の草子系の物語に系譜をおびています。「安倍合戦の次第」でも「姫と若君を引き連れ脱出、金沢城へたどり着く」と悲劇を語っていません。

したがって、この「安倍合戦の次第」に先行する「原・安倍合戦」の存在を措定すべきかどうかどうかも含め、今後究明する必要があると思つています。

七、興福寺涸伝説

仙北・平鹿・雄勝地方においては、もう一つ取り上げなければならぬ伝説があります。同じく仙北神宮寺に伝わる「興福寺涸伝説」、別称「河熊伝説」です。『奥羽軍談』の「源義家公庄内所々陳取之事」の中には、次のように記載されています。

秋田に阿部貞任の氏神の宮あり。佐竹殿社参あれバ悪敷事出来候由伝候。此殿は八幡太郎義家の末流なれば如斯

かと佐竹殿御家ニても申伝候。

又不思議なる事あり。昔は佐竹殿江戸下り登り、仙北神宮寺川船にて通らせ給ふと承る。或時、大淵より黒き手ヲ出シ、舟に飾た鉄炮□取たる者あり。佐竹殿御覽シ、我が鉄炮取者凡日本に覺なし。何者なるぞ。潜を呼、此淵尋て見よとの御意により、早速潜を呼来れり。潜此淵に入、数刻ヲ経て浮上り、畏て申上けるハ、淵底に一壇あり。其下に大き成る穴有。夫ヲ潜行に水なく、金銀を鏤たる屋形有。其中に入見候得バ、床に鉄炮立置。側に僧一人居、汝何者ぞ。早疾帰れと被申候。其時、拙者申候ハ、秋田の城主佐竹様、此淵に鉄炮失イ御尋に被遣候と申候得バ、彼僧申けるハ、我ハ興福寺といふ坊主也。是ハ阿部貞任・宗任が屋形なり。娑婆の因縁つきて此淵の主となれり。向後、佐竹此川通る事無れと申べしと、此僧被申時、鉄炮取て帰り申候と、無憚言上仕りければ、佐竹殿始船中ノ人々奇異に思ひをなしけり。其より佐竹殿、此川御通り不被成由。此淵ヲ興福寺淵と申けり。

この伝説は、『源平盛衰記』の「老松若松劔を尋ぬる事」、つまり壇の浦で平家一門とともに海底に沈んだ宝劔を探索す

べく、義経が親子の海女（老松若松）を潜らせる場面と同じです。宝剣が鉄炮にかわつただけで『平家物語』から素材をえた、軍記物語にはとつてもふさわしい挿話です。

○「人見日記」 ところが、地誌編纂にたずさわつた菅江真澄は、『月の出羽路・仙北郡五』に、この伝説は掲載していいのです。代わりに、藩の文人・人見蕉雨が著した「人見日記」から、別の河熊伝説を引き出して載せています。

○人見日記に、「天英君神宮寺の川のはとりに放鷹し給ひ、白鳥をうち給はむとて舷へ鉄包を掛給ひしとき、水中より怪獣、黒毛の生ひたる手をさし出し、筒の半をむづと攔りぬ。君大に驚き引のき給ふに、終に引負け筒を奪れ給ひて、君いかり給ひて、水を乾して、かの怪獣を駆出すべしとありけれども、さばかりの大河、それゆゑ水練のものを入れ、さがしとめさせ給ひしかども見えざりし。其後萩台村の六兵衛なる水練、ひそかに潜り、洪福寺淵の底にて捜し出して、人しらず角館の北家へ売しが、年経てかの御筒なる事聞えければ、享保七年（一七二二）年閏寅二月とかや、右の御筒北家より献上なる、〔武庫御記録には、花立村の河原へ流れ寄たりし

を北家へ下され、北家より又献上といへり）。世に河熊の御筒と申伝へ候。かの怪獣の握りし痕、筒の半に残れりと見えし。六兵衛怪獣に祟られしとて其翌年冬、その淵へはまり死せりといふ。此物語は仙北ノ郡稻沢村の盲人若都なるもの委く知りて、人にかたりしとなむ」云々と見えたり。山高ければ水深くして、こはさまくなる処、山にも河にもいとく多し。

ここからは「興福寺淵伝説」の片鱗すらうかがうことができます。藩士でもあつた人見蕉雨は、これを実話風に改作したのであるまいかと私は考えています。真澄も、それを知りつつ採用したではなかつたのでしょうか。今日でも「阿部貞任は実はこの洪福寺淵に住む怪魚の化身で、妖術を使いにかに大雪を降らせ、八幡太郎をなやませ、…」との伝説が伝わっていることが暗示するように、真澄が地誌を編纂する時点でも、興福寺伝説は存在していたと考えるのが自然です。人見蕉雨が奇しくも「此物語は仙北ノ郡稻沢村の盲人若都なるもの委く知りて、人にかたりしとなむ」と末尾で馬脚を露しているように、盲僧が語るには「老松若松剣を尋ぬる事」から派生した「興福寺淵伝説」を語る方が、実話を語るよりもふさわしいと私は思っています。

○錦仁氏の説 真澄の地誌編纂の方針や方法について、錦仁氏が「論考 菅江真澄の地誌」（『真澄学』第五号所収）において示唆に富む指摘をしています。

真澄は何を書こうとしていたのだろうか。これこそ書かねばならないテーマは何であったのか。私は、和歌や俳諧などの風雅の道についての記事が多いのは、地誌の制作意図と密接に関連していると考ええる。（中略）『雪の出羽路・平鹿郡』を検証してみよう。（中略）読んでゆくと、坂上田村麿↓藤原秀衡↓小野寺氏↓佐竹氏へと続いてきた歴史がはつきりと浮かんでくる。地誌作成にテーマはいくつもあったと思われるが、これを書くことが中心的テーマであったろう。（中略）私たちは真澄の著作を、常民の視点に立って常民の生活を常民のために書いたと思ひやすい。優しい眼差しで、細やかに、リアルに描いたと考えやすい。たしかにそういう面はあることはいくら強調しても足りないほどだが、真澄の地誌に限定すると、常民の生活・行事をとりあげた記事は意外とすくない。真澄が多量の紙数を費やして熱心に書いたのは、小野寺氏から佐竹氏への歴史継承を内部に秘めた記

事なのであった。『雪の出羽路・平鹿郡』がそういう記事で溢れていることを見逃してはならない。真澄論および真澄の地誌の解剖・考察はそこから始まる。

詳しくは高論を参照していただくこととして、真澄はこの時点において、藩主・義和の全幅の信頼を得て、秋田藩の苦難にみちた歴史と将来を見据えた地誌を制作しようという情熱を燃していたと考えられます。

とすれば、真澄は藩主を恐喝するような「興福寺測伝説」は、存在しても掲載する訳にはいかなのです。立場を同じくする藩の文人・人見蕉雨が実話風に改作した記述を用いたのは当然の帰結でしょう。また「貞任が娘と義家との一子を怒って生き埋めした」という姫神山伝説は記載しても、『奥羽軍談』に記された「義家が後で貞任の娘を謀殺した」との伝説は、源氏の正統を自称する秋田藩主佐竹氏の地誌には記載するはずありません。伝説は、「あくまで創られた荒唐無稽なもの」、つまり真澄流に述べると「俗説」なのです。

○真澄と「尾上前伝承」 ここまで言及すると、「真澄は『御領分神社仏閣縁起』の存在を知らなかったのか」、「知っていたとしたなら何故ふれなかったのか」の謎に迫らない訳には

いかないでしょう。

まず「真澄は本縁起の存在を知らなかったのか」でありますが、実は「知っていた」のです。その根拠は、彼は『月の出羽路・仙北郡九』の「焼面橋」条に次のように記しているからです。

『羽州秋田神社縁起』といへる古記録に、「仙北山本郡云々、大曲ノ祇園清水、諏訪明神、伊勢、愛宕、大曲の西に当て大川寺と申寺あり。(中略)戸地谷に大威徳明王、花蘭の本宮也。同弥勒堂、高梨に諏訪、薬師、弘田に新山、本山大日如来云々」などと委曲に見えたり。なほ此古記にもとつかば、考うる事も多かるべし。

同じく「八幡宮」の条にも、『古神社縁起』として同じ文が記載され、さらに「堀見内に藍婆、白幡ノ八幡、安部と八幡殿と合戦の時、一宿の所也云々と見えたり」と付け加えられています。

実はこの古記録から抜き出した部分は、『御領分神社仏閣縁起』の社寺書上にも、同じ文がみえるのです。「堀見内にランバ、白幡正八幡、安部と八まんの合戦の時」と「殿」一字が脱落した文が。とういうより真澄はこの古記録より抜粋

して記載するとき、「八幡」に、特別「殿」を添えていたのです。抜き出した文章が同一であることから、『羽州秋田神社縁起』と『古神社縁起』と『御領分神社仏閣縁起』は名称が異なるだけで、同一のものであったと判断して間違いないでしょう。真澄自身も「なお此古記にもとつかば、考うる事も多かるべし」と記したのは、郡名が「仙北山本郡」が「仙北郡」に変わる寛文四年（一六六四）以前に成立したことを意識したもので、この古記録の重要性を認識していたのでしょうか。

では、なぜこれを紹介しなかったのか。このことは地誌にみえる神宮嶽伝説や河熊伝説の記述姿勢が如実に語っていると言えます。真澄は「比咩賀美箇嵩」では「俗説（モノガタリ）に」と冒頭でことわって紹介を始めています。「姫神山伝説の事」でも「後の人々云々、老人ともの申伝る事を記申候、後郷人咄会けりと云々」と締めくくっています。また「榎のおち葉」でも、次のように記しています。

鎌倉権五郎景政かげまさ身方ちりちりに成りしとき、此平館邑のはらぬらう埴生に身を潜み居たりけるが、正月になれば七草ななくさ摘むとて小湊、田井たいたいの雪間もとむるに、五十日いひ児この声して泣なぐをあやしいぶかしみ、雪踏したき山に入れば、端正しき

少女の、水子をいだいて木の空の内に大将義家朝臣と居
ならび、雪の上に柴火焚て居給ふを、景政見驚き、いそ
ぎ殖生にいざなひ奉り来ぬ。その少女は貞任が武士ども
に捕られて後に、生きながら埋められしといへり。此俗
説いぶかしう、諾がたし。(中略) 虚説(ソラモノガタ
リ)ならむかし。

(『月の出羽路・仙北郡四』)

真澄にとってこの伝承は「俗説」か「虚説(ソラモノガタ
リ)」であり、「いぶかしう、諾がたし」ものであったのです。
しかし、真澄にはそれを隠蔽しようとする姿は微塵もありま
せん。むしろ積極的なほど丁寧で紹介しているのです。では、
なぜ本縁起、とくにも「安倍合戦の次第」の部分にふれなかつ
たのかでしょうか。思うに、真澄は『羽州秋田神社縁起』
や本縁起は、俗説を縁起に仕立てたものにしか過ぎず、「沼
館八幡宮由来」「神宮寺郷古記由緒録一卷」などと同様に扱
う訳にはいかなないと考えのではないのでしょうか。真澄の地誌
の編纂姿勢は、当時の文献考証学にもとづいており、体系性
を保持し、客観性を確立しようとしたのです。したがって、俗
説や虚説を記述するだけでも十分であり、いかに源家を寿ぐ
物語でも、荒唐無稽な浄瑠璃の影響を受けた「安倍合戦の次

第一」の全文を取り立てて紹介する必要性を認めなかったため
と私は考えています。真澄は、代わりに『月の出羽路・仙北
郡一八』の冒頭において、次のように断り、

○金沢の戦ひものかたりのいくさぶみは、太平記とは大
同小異せり。また寛文二年の後三年記の刊板あり。また
画巻物の辞といふあり。塙檢校保己一ノ集る群書類従中
の後三年記と、両三本でらして合せてこれをうつつしぬ。

しかはあれど、なほ落字謬字も多からむか。そが中に朱
を以てところ／＼に段落あり。そは、そこに画ありける
けちめ也。

この巻すべて、歴史的は客観性を保持した「後三年記」や「金
沢後三年合戦之図」にあてたのでした。巨視的な見地に立つ
た英断と私は考えます。

真澄の日記や地誌には貴重な事項が記載されています。そ
れぞれの研究分野において、この貴重な資料やその背景にあ
る龐大なテキスト群は、実り豊かな成果がもたらすことを保
障しているのです。私も真澄のもたらした恩恵をたくさんい
ただいた一人と考えています。

八、『義経記』

最後に、「なぜ秋田に安倍伝説が定着しているのか」について触れたいと思います。ご存じのとおり、前九年合戦・後三年合戦・奥州合戦は、わが国の重大な出来事として『陸奥話記』・『後三年合戦絵巻』・『義経記』を初め、数々の作品にまとめられました。又、能の『貞任』を初め、幸若舞曲や浄瑠璃や歌舞伎の題材にもなり、『奥州安達ヶ原』など今日でも歌舞伎や文楽で演じられています。詳しくは拙著『東日本貞任伝説の生成史』の第一部で触れましたので、そこを讀んでください。

結論から申し上げますと、東北地方の安倍氏・清原氏・藤原氏にまつわる在地伝承は、『義経記』の「吉次が奥州物語」の内容と深く関わっています。

『義経記』の成立時期については室町時代初期から中期が定説となっています。

この中で注目すべきことは、巻第一の「吉次が奥州物語の内容」の内容です。奥州の秀衡が源氏の若君を「君」に戴こうとしていることを知った金商人吉次が、遮那王（義経）を鞍馬から奥州へ連れ出そうと説得する場面です。遮那王の「源平の間で戦いが起こった場合、合戦に役立つ者がどれほどいるか」という質問に、「義家は、合戦のあと奥州警護のため

藤原清衡を留めたので、秀衡の十八万騎と奥州の十四党の五十万騎はきつと味方になるはずだ」と吉次は答えるのですが、ここで長々と前九年合戦・後三年合戦・奥州合戦の経緯を語るのである。この内容が東北におけるこれらの合戦伝承を象徴しているのではないかと考えています。

むかし兩國の大將軍をば、をかの大夫とぞ申しける。彼が一人の子あり。安倍權守と申しける。子どもあまた候ひけり。嫡子厨川次郎貞任、次男鳥海三郎宗任、家任、盛任、重任とて、六人の末の子に、境冠者良増とて、霧を残し、霞を立て、敵の起こるときは、水の底、海の中にて日数を尽くす曲者なり。これら兄弟は丈せい骨柄、人にも越えて、貞任が丈高さ九尺三寸、弟の宗任は八尺五寸、いづれも八尺に劣るはなし。中にも境冠者良増は、一丈三寸候ひけり。

安倍權守の世まで、宣旨・院宣にも畏れ参らせ、毎年に上洛して、逆鱗を休め奉り、安倍權守死去の後、宣旨に背き、偶々院宣なる時は、北陸道七か国の片道を給はりて、上洛仕るべき由申しければ、片道給はるべきにてありけるを、公卿僉議するありて、「これは天命に背くにこそ候へ、源平の大將を下し、追討せさせ給ひ候へ」

と申されければ、源頼義勅宣ちよくせんを承つて、十一万騎の軍兵を率して、安倍を追討の為に、陸奥へ下り給ふ。

駿河の国の住人高橋大蔵大夫に先陣をさせて、下野の国いりこふちと申す所に着き給ふ。貞任これを聞きて、厨川の城を去つて、阿津賀志山の中山を後にあてて、安達の郡に木戸を立て、行方の原に馳せ向かひて、源氏を待つ。

大蔵大夫大将として、五万余騎白河の関を打越えて、行方の原に馳せ着き、貞任を攻む。その日のいくさに安倍こましくうち負けて、浅香の沼へ引退く。伊達の郡阿津賀志山の中山に引籠る。源氏は信夫の里、摺上川すりあげがわの端、はややしろ(宮代)といふところに陣を取つて、七年互ひに戦ひ暮らす。

源氏の十一万騎も皆討たれて、叶はじとや思ひけん、頼義上洛して内裏に参り、「頼義叶ふまじく候」と申されければ、「汝叶はずは、代官を下して、急ぎ追討せよ」と重ねて宣旨下りければ、急ぎ六条堀川の宿所に帰りて、十三になり給ひける子息を内裏へ参らせ給ふ。

(中略)「無官の者を合戦の大將する例なし。元服せさせよ」とて、後藤内則明ごとうないのりあきらさし添へられて、八幡へ参らせ、元服せさせて、八幡太郎義家と号せさせす。

(中略)

秩父十郎重国が先陣を給はりて、奥州へうち下り、阿津賀志の城を攻めけるに、なほ源氏うち負けて、事悪しかりなんとて、急ぎ都へ早馬をたて、その由を申されければ、年号が悪しければとて、康平元年と崇めらる。

同じき年の四月廿一日、阿津賀志の城を追落す。しから(四方)坂にかかりて、伊奈関を攻め越して、最上の郡に籠る。源氏つづいて攻め給ひしかば、雄勝の中山を打越え、仙北せんぼくの金沢かなざわに引籠る。

それにて一兩年を送りて戦ひけれども、鎌倉権五郎景政、三浦平大夫為繼、大蔵大夫光任、これらが命を棄てて攻めけるほどに、金沢の城をも追落とされて、白木山にかかりて、衣川の城に籠る。為繼、景政重ねて攻めければ、厨川ぬかふの城へ移る。

康平二年六月廿一日、貞任大事の手負ひて、梶子色かぢこしよの衣着て、磐手の野辺にぞ伏しにける。弟の宗任降人たり。境冠者をば、後藤内が生捕り、やがて斬られぬ。

義家都へ馳せ上り、内裏の見参に入りて、末代までの名をあげ給ふ。その時奥州へ御供申し候ひし、三浦少將みうらおに十一代の末、淡海公の後胤、藤原清衡と申す者、国の警護に留められて候ひけるが、亘理の郡にありければ、亘

理権太清衡と申すは、兩國を手に握りて、党十四、党以下
の弓取五十万騎、秀衡が伺候の郎等十八万騎もちて
候。これこそ源氏の乱出で来たならば、御方人ともなりぬ
べきものにて候

※『義経記』（日本古典文学全集・小学館）引用

と、前九年合戦を中心に後三年合戦と奥州合戦を取込んでま
とめた合戦の経緯を語らせているのです。ここでは、両軍を
「阿津賀志山〜四方峠（蔵王町）〜伊奈閑（笹谷峠）〜最上
〜雄勝の中山峠〜仙北金沢〜和賀の白木峠〜衣川〜厨川糠部
城」と、当時の東北主要道に沿って正確に移動させています。

かつて柳田国男が「東北文学の研究」（『雪国の春』所収）
において、『義経記』は北国下りの地理がとくに詳しいこと、
山伏やまぶしの作法がよく記されていること、平泉における亀井兄弟
の活躍がとくに華やかに描かれていることなどから、この物
語の主要部分は奥州系の語りだろうと述べました。また、東
北地方の祖先を思慕する情と、この地方に広がっていた熊野
信仰くまのしんぎょうとを背景に、多くの伶俐れいれいな座頭ざとうによって培われた語り
が、京都にもって出ても恥ずかしくないほどまでに成熟した
のが『義経記』であったとも述べています。この「吉次が奥
州物語の事」も、一連の合戦を知悉した東北の人々によって

熟成されていたのではないでしょうか。

そして、この物語で最も大切なことは、前九年合戦・後三
年合戦・奥州合戦を一体のものとして捉えようとする歴史認
識が、東北の伝説（歴史物語）の根底に流れていたというこ
とです。そして、この源は、平泉金色堂の棟札墨書銘に「天
治元季歳次甲子建立堂一字（中略）大檀 散位藤原清衡 女壇
安倍氏清原氏平氏」と施主名に象徴され、「中尊寺建立供養
願文」に記すように、戦乱で亡くなった人々の鎮魂であると
考えています。亡き人々を象徴する人物こそ「安倍貞任」で
あったと。

仙北の地で展開されるという「安倍合戦の次第」も、「吉
次の奥州物語」の系譜を引くものです。また縁起の構成が暗
示するように、仙北地方を中心とする神仏を招き下し、この
物語を語るという行為は、これらの合戦よって亡くなった安
倍氏・清原氏・藤原氏、さらにはこの地方の人々の靈魂の鎮
めであり、これによって、この地方の豊穡と泰平と願う儀式
でもあります。神宮寺の神子によって姫の人身御供譚が語ら
れることによって、その願いがさらに保証されたものである
うと考えています。

おわりに

以上、秋田の「安倍伝説」を、真澄の文章を引きながら述べてみました。しかし、語り残したことが多くあります。鳥海山とこの伝説の深い関係は、かなりの説明を要しますので、割愛させていただきました。また、後三年合戦や清原氏にまつわる浄瑠璃や物語で未だに日の目をみていないものがあります。その一つ、享保十四年（一七二九）正月二日に大坂豊竹座にて初演された『後三年奥州軍記』（並木宗助・安田蛙文等の合作）です。本当にすばらしい作品です。清原武衡・家衡兄弟、執権として鳥海弥三郎が登場。「尾上前」に替り、鳥海の娘・「信夫」や武衡の娘・「みさお姫」が登場し、東国の源氏武士団と奥州の清原・安倍の武士団が対決するサスペンスとドラマに満ちみちた作品です。無論、現在は上演されません。東北大学の図書館（狩野文庫）の中に正本が静眠しています。もし、機会がありましたら取上げて見たいと思います。

秋田の調査は三十年以上前の、昭和六〇年代から始めました。以来、今は亡き鳥田亮三館長や昨年お亡くなりになりました藤原庫治様をはじめ、多くの方々から温かいご支援をいただきました。この場をお借りて感謝を申し上げますと共に、亡き方々のご冥福をお祈り致します。

また、皆様には拙い講演を長時間わたり聴いていただきこ

とに、改めて深くお礼を申し上げます。有難うございます。

（平成二十五年八月十日 博物館講堂にて）

〈付記〉講演の構成や要旨が変らない範囲で、削除・加筆などをを行い、文章を整えました。

参考文献

- * 『田沢鳩留尊菩薩縁起』（『新秋田叢書・第十二巻』所収）。
- * 『修験道霞職の史的研究』（森毅・名著出版）。
- * 『熊野那智大社文書・第一〜四』（統群書類従完成刊行会）所収。
- * 『奥羽永慶軍記』（復刻版 無明舎出版）。
- * 『古浄瑠璃正本集』第十巻所収（角川書店）。
- * 『古浄瑠璃正本集』第三巻所収（角川書店）。
- * 『中仙町史 通史編』（一九八三）。
- * 『ふるさとの散歩道』（木下孝・仙北印刷）。

翻刻・随筆『おほまあらこ』(高階貞房著)

松山 修

随筆『おほまあらこ』(高階貞房著) 翻刻の意義

菅江真澄が国学者であったか、あるいは、国学者と呼べるかどうかを述べるには、まず「国学」をどう定義するかが前提となる。それは、国学には後年、狹隘な皇国史観へと繋がっていく要素があるからで、そのため、まずは真澄の時代における国学の様相から語らなくてはならないと考える。

真澄周辺の国学者として、いずれも本居大平門下であることから、大友直枝^{なおえ}、高階貞房^{たかはしさだふさ}、鳥屋長秋^{とやのながき}が挙げられる。しかしながら、長秋については、同じ「国学者」として括するにはあまりにもその学究内容が異なる。鳥屋長秋『天寿歌句解』(秋田県立図書館蔵本)の内容などからすると、長秋は、現在でいう国文学・国語学の範疇の人と見なせるだろう。本居宣長が『うひ山ぶみ』で、国学の源流の一つに契沖の学問を置いていることから見ても、国学として強調されがちな思想面ばかりではなく、日本語のあり方を問い直す学究の流れが、国学という学問にあったことがわかる。

さて、私たちが真澄の国学性を論じようとするとき、真澄

周辺の人物による著作との比較や関連から論ずることも一つの方法と考える。しかしながら、現状において、その出版は限定的なものとなっている。大友直枝のいくつかの著作が渡部綱次郎著『近世秋田の學問と文化―和學編―』(平成十一年)で翻刻されているだけである。

本稿が翻刻する『おほまあらこ』は、高階貞房による考証随筆である。これまで全文が翻刻されたことはなく、管見では、『菅江真澄全集』(未來社)別巻一(以下、『菅江真澄全集』は全集と略記する)で、菅江真澄と白唄に関する項目など数項目が翻刻されているだけである。白唄に関する項目は、本稿の第32項(以下、【32】のように示す)である。その他には、【104】の天注部分、【65】の全文、【70】の一部、【88】の全文(ただし、図なし)が、全集別巻一・五六九〜五七一頁で紹介されている。

貞房のもう一つの随筆である『旅寝のすさみ』は、昭和二十五年に焼失したとされるから(全集別巻一・五七五頁)、ここで翻刻する『おほまあらこ』が、高階貞房の国学性を知

る上で唯一の随筆となるだろう。

随筆『おほまあらこ』全一三七項目中、本居宣長の『玉勝間』からの引用が十項目程、また「大人説」と書くことが多い『古事記伝』からの引用も十項目程あるほか、賀茂真淵や荒木田久老からの引用も見られる。さらに、古今伝授や仏教への手厳しい批判など、貞房の思想の性向が明らかかなものが数多く含まれている。

はじめにも述べたように、高階貞房の国学性を明らかにしていくながら、相対的に真澄の国学性を考えていくのが本来の目的である。その端緒として、『おほまあらこ』の翻刻を位置づけたい。

底本について

・本稿は、大館市立中央図書館蔵『おほまあらこ』を翻刻するものである。底本は、大館市指定文化財の一括指定を受けている真崎文庫の一冊で、請求番号M-100（大館市教育委員会『真崎勇助翁コレクション目録』）である。

・底本の題簽は「大まあらこ 全」で、表紙右上に「財団法人栗盛教育団蔵本」の朱印が捺されている。巻末写真に示すように、本文第一丁表に書かれた内題が「おほまあらこ」であるため、本稿は内題を書名として用いる。

・底本は、青色表紙の明朝綴じ。半紙本、全四十六丁。遊紙はない。裏表紙見返しには、第四丁表の書き出し部分（「一」の「尊自天而降到於出雲国簸之川上^{云々}」）の反故紙が、天地逆さ裏返しで貼られている。

・底本の実際を知っていたために付した巻末写真は、大館市立中央図書館アーカイブスから提供を受けた画像である。
・大館市立中央図書館蔵『おほまあらこ』が、高階貞房による自筆本であることを次に述べる。

全集別巻一・五八八頁の注（14）には、「高階貞房『おほまあらこ』大山重寿旧蔵。写本は大館市立栗盛記念図書館蔵」とあり、現在の大館市立中央図書館蔵本が写本であるとの判断が示されている。貞房の二男・大山重華の大山家にあつた多くの資料は、昭和二十五年三月に焼失した。前述したように、随筆「旅寝のすさみ」もその際に焼失したとされる。『おほまあらこ』が大山家旧蔵であつたならば、その際に焼失した可能性が高い。

一方で、次の三点から、現在の大館市立中央図書館蔵本を高階貞房の自筆本と判断する。

一点目は、他資料にみる貞房の筆跡と同じであることが挙げられる。具体的には、秋田県立図書館蔵の短冊「菅江真澄が筆のまに／＼といふ書」と短冊「月」、大館市立中央図書

館蔵「古登保喜の歌」(短冊二葉、M―一五七〇)、同館蔵「琉球国人ども江戸へまゐりけることをきゝてよめる」(長歌断簡、M―一五七二)との同一性が認められることである。ここでは、文字について詳しく論証しないが、それら資料の写真を巻末に掲載する。

二点目は、説明のために捺されている印章(八沢木村出土の銅印)が、写しなどではなく、捺印したものを切り抜いて貼付していることである(【26】図1にある)。

三点目は、第一丁表に捺された「菅園文庫」印(上部が蝕字)、第四十六丁ウラに捺された「須賀能園高階貞房記」印が実物であることが挙げられる。二つの印章については、巻末写真で確認することができる。

以上の三点から、大館市立中央図書館蔵本も貞房の自筆本と考えるのである。

それでは、大館市立中央図書館蔵本は大山家旧蔵本の別本なのであろうか。それとも、そもそも大山家旧蔵本が存在しなかつたのであろうか。

私見では、後者であろうと考える。

仮に、大山家旧蔵本が存在したならば、理由として挙げられるのは、全集の翻刻(全集別巻一・五六九―五七一頁)と本稿の翻刻との違いが若干認められることであらう。さら

に、全集別巻一・五二五頁に写されている鳥屋長秋から貞房に贈られた長歌が、『おほまあらこ』からの出典とされていることが理由として挙げられるだろう(全集別巻一・五四八頁の注(2))。

しかしながら、例えば、【32】における翻刻の違いは、全集は「作れりとぞ」、本稿では「作なりとぞ」としているが、くずし字の「れ」と「な」は見誤りやすい字であるから、全集翻刻の間違いと考える。また、全集では、「を」とすべきところをすべて「お」としているが、これは、古語の「をぢ」からしても「を」とすべき文字である(大館市立中央図書館蔵本では「乎」)。

全集別巻一に翻刻されている項目では、他に【88】にも翻刻の違いが認められるが、前述の【32】を含めていずれも軽微なもので、全集の翻刻の間違いと考える。それよりも、漢字・ひらがな・カタカナの書き分けがすべて一致するのは、却って全集がいうところの「大山家旧蔵本」が、大館市立中央図書館蔵本と同一のものであることを示している。

次に、鳥屋長秋が貞房に贈った長歌であるが、本稿が翻刻している『おほまあらこ』の他項目に比べると、そこだけが異質な文章となる。前後もなく、鳥屋長秋の長歌だけが『おほまあらこ』に書き写されたとは考えにくい。また、全集に

おける当該資料の字の配置が、大山家旧蔵本の実際を反映しているものであるならば、他の項目の書き方(字の配置)とは異なる。全集での長歌の引用が、大山家旧蔵本とされる『おほまあらこ』からであったか疑義を呈せざるを得ない。

さらには、全集別巻一・五七〇頁冒頭二行に示された書冊の体裁が、大館市立中央図書館蔵本と一致すると見なせることが挙げられる。

大館市立中央図書館蔵本が高階貞房の自筆本であることと、右に挙げた理由から、全集別巻一・五八八頁の注(14)と全集別巻一・五四八頁の注(2)は、引用資料を注記する際の錯誤であったと考えるものである。

凡例

・読みやすさを考慮して、適宜、句読点や濁点を付した。これらはもとより解釈の提示であるから、間違いがあれば翻刻者の責任である。

・本文中の割注は、すべて「」内に文字ポイントを小さくして示した。

・項目の文頭にはすべて「」が付けられているが、翻刻に際してはそれらを示さず、項目を示すための通番を付した。

それが【1】～【137】である。

・カタカナルビ、漢文読み下しのための返り点は、貞房が付したままであるが、ルビの内、濁音となるべき語については濁点を付した。

・漢字については、旧字(正字)や異体字を常用漢字にしたが、一部で慣用を考慮するなどしたために統一がとれていないところがある。

・引用文の翻刻については、できるだけ原典にあたって記述を確認した。貞房自身の引用の間違ひについては、貞房の引用を尊重しながらも、解釈上必要がある場合は「」内に文言を示すなどして傍注とした。

・蝕字については、引用書にあたるなどして補訂した。不明な文字は□で字数分を示した。

・【62】と【104】の二箇所にある天注は、「天注：…」で示した。

・【77】(第二十六丁ウラ)の一箇所貼紙がある。内容は、木内石亭著『雲根志』からの引用となっている。巻末写真に示すとおり、料紙の紙質が異なるほか、本文とは筆跡が異なる。この部分を書いて貼付したのは、筆跡と石材への興味から旧蔵者(収集者)の真崎勇助であろう。

・貞房による図示が三箇所ある。本文中に写真を掲載して図1～3とした。

(秋田県立博物館学芸主事)

〔菅園文庫〕印（「真崎文庫」印）（財団法人栗盛教育団蔵本）印

おほまあらこ

高階貞房記

【一】

掛卷母可畏三種神器の事は世人のよくしりたることにて、今

さらにいふべきにあらざれど、近世には付会説おほく又宝鏡の失たるにつきては一種欠たるがごとくおもふ人もあめれど、それはた神代よりの御にあらざるをも一わたりいはん。まづ三種神宝は古事記に、是以隨白之科詔日子番能逐々芸命此豐葦原水穗国者汝将知国言依賜故随命以可天降。於是副賜其遠岐斯八尺勾璽鏡及草那芸劔亦常世思金神手力男神天石門別神而詔者此之鏡者專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉次思金神者取持前事為政此二柱神者拜祭依久々斯侶伊須受能宮。

〔此二柱神とは大御神の御靈実御鏡と思金神の御靈実とをさして申せり。〕書紀に一書云、故天照大神乃賜天津彦々火瓊々杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劔三種ノ宝物上々。因勅皇孫曰葦原ノ千五百秋之瑞穂国是吾子孫可レ王タル之地也。宜爾皇孫就而治焉行矣宝祚之隆当與天壤無窮者矣。又一書云、是時天照大神手持ニ宝ノ鏡ヲ授ニ天ノ忍穂耳ノ尊ニ而祝之曰吾見視コト此宝鏡一当猶レ視レルガ吾可與同床共殿以為ニ齋ノ鏡ト云。古語拾遺に、于時天租天照大神高皇產靈尊乃相語曰夫葦原ノ瑞穂

国者吾子孫可レ王之地ナリ皇孫就而治焉宝祚之隆当與天壤ト無ル

窮矣即（脱ニ以）八咫鏡及草薙ノ劔二種ノ神宝ヲ授ニ賜皇孫ニ永

為ニ天璽ト（所謂神璽之劔鏡是之）矛玉自從云々などある是な

り。本居大人云、先此三種を連ね挙るついでには鏡劔玉とか鏡

玉劔とかあるべき理なるに、古事記書紀共に皆玉を第一とし

たるは水垣宮（崇神天皇）の御世に鏡劔を他処に齋祭給ひて

天皇の御許に坐すは、神代の旧物には坐さず、只玉のみぞ大

御神の授給へるまゝの物に坐ゆゑに、彼御代よりしては三種

の中に玉を第一とせられけむ。されば其御世より後は常に玉

を先に申しならびたる其次第のまゝに記せる物にして、神世

より然るにはあらずなむ。又大御神の授給ふ時をもて、い

は、鏡第一なる事はさらなり。次に劔其次玉なるべし。其故

は書紀継体ノ御卷、大伴ノ金村ノ大連乃跪上ニ天子ノ鏡劔璽符一

再拜云々。神祇令、凡踐祚之日中臣奏ニ天神之寿詞ニ忌部上ニ神

璽之鏡劔。義解に、此レ即以ニ鏡劔一称スル璽ト。大殿祭ノ祝

詞ニ、高天原ル神留坐須皇親神魯企神魯美之命以氏皇御孫之

命乎天津高御坐尔坐氏天津璽之劔鏡乎捧持賜天言寿宜志久

云々。是ら鏡劔のみをいひて玉をいはず。古語拾遺には、即

以ニ八咫鏡草薙ノ劔二種ノ神宝ヲ授ニ賜皇孫ニ永為ニ天璽ト（所謂

神璽之鏡劔是也）矛玉自從とあるにてしるべし。此拾遺の文

は、世に玉を第一と思ふが古意に非る事を慨て、ことさらに

玉を貶して鏡劔には比びがたき事をしらせたる文なり。これ三種の中には、玉は本軽きが故なり。さはあれども天皇の大御許にしては此玉のみぞ今に至るまで大御神の授給へりしま、の物に坐せば、持伝給ふ三種の中には殊に貴き御宝なりけり。後世に神璽と申すは、此玉の御事なり云々。今此説によりて、三種の次第を鏡劔玉と定て、其物の始また後の事ともあらましいはん。先御鏡は天照大御神の須佐之男神の御荒びによりて天石屋戸を閉てさしこもらししかば、天地常夜ゆく時思金神の思ひばかりによりて、此御鏡八尺勾瓏及種々の物を造備て招禱奉るをりに、伊斯許理度売命の鑄造られし御鏡なり。悉は古事記書紀古語拾遺に見ゆ。かくて迹、芸命の天降まし、よりこのかた御代、大宮中に齋祭給へりしを、崇神天皇の御代に他処に齋祭給ふ。古語拾遺に、至二于磯城瑞垣朝二漸畏玉と神威一同レト殿不レ安故更令下齋部氏ヲシテ率二石凝焼神ノ裔ト天目一箇神ノ裔ト二氏一更ニ鑄レ鏡造ヒテ劔ヲ以テ爲シ玉ヲ護身御璽ト云々、仍就二於倭笠縫邑ニ殊立三磯城神籬一奉レ遷二天照大神及草薙ノ劔ヲ令下皇女豊敏入姫命ヲシテ奉レ齋焉云々。書紀崇神御卷六年云々、先レ是天照大神和大国魂二神並祭二於天皇大殿之内一然畏二其神勢一其住不レ安故以二天照大神一託二豊敏入姫ノ命ニ祭二於倭笠縫邑一云々。さて後、今の伊勢に祭給ひしは、書紀垂仁御卷廿五年三月丁亥朔丙申、離二天

照大神於豊相入姫命一託二于倭姫ノ命ニ爰ニ倭姫ノ命求下鎮コ坐大神一之処上而詣ア菟田ノ後幡一更ニ還テ之入リ近江ノ国ニ東ノ方廻ニ美濃一到二伊勢ノ国ニ時天照大神誨ニ倭姫ノ命ニ曰是神風伊勢ノ国ハ則常世之浪重帰国也傍国可怜国也欲レ居ト是ノ国ニ故随ニ大神ノ教ノ其祠ヲ立三於伊勢ノ国ニ因興ニ齋ノ宮ヲ于五十鈴ノ川上ニ是謂ニ磯宮ト云々。かくて水垣宮の御代に伊斯許理度売神の末の人に仰て鑄造らしめ給ひし御鏡をば、内裡に齋祭給ふ。禁秘御抄に、凡禁中作法先ツ神事後ニ他事ナリ且暮敬神之叡慮無ニ懈怠一白地以ニ神宮并内侍処ノ方一不レ為ニ御跡ト万ノ物随ニ出来ニ必先置ニ台盤処ノ棚ニ召ニ女官ヲ被レ奉云々。自ニ僧尼及憚人ノ許ニ処レ進之物ハ不レ奉レ之云々。自ニ神代一神鏡ハ如ニ神宮ノ奉レ仰為シテ伊勢ノ御代宮ト被ニ留置一也。神事ノ次第同ニ伊勢ニ世ノ始同殿ニ御坐之間主上朝夕不レ放ニ御本鳥一仍冠ノ巾子融レ緒被レ結御冠ノ穴ハ此故也。垂仁天皇御宇始為ニ別殿ト御ニ温明殿云々。天徳ノ(村上上帝御代天徳四年九月廿三日夜)焼亡ニ飛ニ懸南殿ノ楼ニ小野宮ノ大臣請レ袖ニ也。長徳ノ(一條帝御代焼失四度。長保元同三寛弘二同六年也。此長徳ハ長保改元之年也。然此段寛弘二年之焼亡也。寛弘二年十一月十五日之事也。江次第寛弘焼亡始焼給雖然(采説)規不闕云々)焼亡ニ始雖レ焼(亡)脱)無ニ闕損一有ニ諸道ノ勘文公卿勅使一始テ有ニ宸筆ノ宣命一于時殿中光耀知ル御躰不レ変。長久ノ(後朱雀帝御代長曆四年九月十日焼亡。是長久元年也。中右記につ

まびらかなり」焼亡^ニ少納言経信欲^レ奉^レ出火盛^テ不^ニ合期^一而有^レ光入^ニ唐櫃^一実^ニ不^レ燒^{云々}。自^ニ一條^一院御時^ニ十二月有^ニ御神樂^一但多^ハ隔年^ニ行^レ之近代^ハ每年有^レ之新処之時或^ハ被^レ行^レ之又有^ニ臨時^一御神樂^一例寿永大乱之時御^ニ西海^一經^ニ三年^一還洛之時有^ニ三夜^一神樂^一是別例也^{云々}。安徳天皇を始奉り平家の人々都を落、西国処々にて東国勢と戦ひ終打負、文治元年三月廿四日長門国にて天皇を始奉り皆海に沈ぬ。そのをり二位尼といふが天皇を抱奉り神璽宝劔をも持て海に入しが、内侍処をば船に残置奉りしなり。かれ其内侍処をば同年四月廿五日都へ奉れり。其時の事ども東鑑、平家物語、源平盛衰記などに詳に見えたればこゝには記さず。次宝劔は、古事記に速須佐之男命^{ヲフスヒト}云々。故所遯追而降出雲国之肥河上在鳥髮地^{云々}。其八俣速呂智信如言来乃每船垂入己頭飲其酒於是飲醉死由伏寝尔速須佐之男命拔其所御佩之十拳劔切散其蛇者肥河变血而流故切其中尾時御刀之刃毀尔思怪以御刀之前刺割而見者在都牟刈之大刀故取此大刀思異物而白上於天照大御神也是者草那芸之大刀也^{云々}。書紀神代卷に、是時素戔嗚尊自天而降到於出雲国簸之川上^{云々}。至期果有大蛇頭尾各有八岐眼如赤酸醬松柏生於背上而蔓延於八丘八谷之間及至得酒頭各一槽飲醉而睡時素戔嗚尊乃拔所帶十握劔寸斬其蛇至尾劔刃少缺故割裂其尾視之中有一劔此所謂草薙劔也。素戔嗚尊曰是神劔也。吾何敢私以

安乎乃上献於天神也^{云々}。一書云、素戔嗚尊勅蛇曰汝是可畏之神敢不饗乎乃以八甕酒每口沃入其蛇飲酒而睡素戔嗚尊拔劔斬之至斬尾時劔刃少缺割而視之則劔有尾中是号草薙劔此今在尾張国吾湯市村即熱田祝部所掌之神是也^{云々}。又云、其斬尾之時劔刃少缺故裂尾而看即別有一劔焉名为草薙劔此劔昔在素戔嗚尊許今在於尾張国也^{云々}。又云、素戔嗚尊乃以天蠅斫之劔斬彼大蛇時斬蛇尾而刃缺即擘而視之尾中有一神劔素戔嗚尊曰此不可以吾私用也乃遣五世孫天葺根神上奉於天此今所謂草薙劔矣^{云々}。かくて前に引たる古語拾遺にみえたるごとく、水垣宮の御代に天目一箇神の末の氏人に宝劔を造らしめ給ひ、それをば内裡に齋き祭られ、もとよりの草薙劔は御鏡と、もに他処に遷し奉り給ひしなり。其後倭建命東夷を討給ふとき、草薙劔をもて野火の難をのがれ大功をたて給ひ、終に尾張国熱田大御神と齋祭給ふ。古事記に、爾天皇亦類詔倭建命言向平和東方十二道之荒夫琉神及摩都樓波奴人等而^{云々}。給比々羅木之八尋予故受命罷行之時參入伊勢大御神宮^{云々}。拜神朝廷即白其媿倭比売命者天皇既所以思吾死乎^{云々}。患泣罷時倭比売命賜草那芸劔亦賜御囊而詔若有急事解茲囊口故到尾張国入坐尾張国造之祖美夜受比売之家^{云々}。故爾到相武国之時^{云々}。其国造火著其野故知見欺而解開其媿倭比売命之所給囊口而見者火打有其裏於是先以其御刀荷撥草以其火打而打

出火著向火而焼退還出皆切滅其国造等即著火烧云。以其御刀之草那薙劍置其美夜受比売之許而取伊服岐能山之神幸行云。書紀に、日本武尊發路之枉道拜伊勢神宮仍辭于倭姬命曰今被天皇之命而東征將誅諸叛者故辭之於是倭姬命取草薙劍授日本武尊曰慎之莫怠也云。古語拾遺に、日本武尊征討東夷云（順莫怠也云々まで書紀と同じ故略）日本武尊既平東虜還至尾張国納宮竇媛淹留躰月解劍置宅徒行登膽吹山中毒而薨其草薙劍今在尾張国熱田社未叙礼典也。又書紀に、日本武尊更還於尾張即娶尾張氏之（女）脱宮竇媛而淹留躰月於是聞近江膽吹山有荒神即解劍置於宮竇媛家而徒行之至膽吹山云々。また初日本武尊所佩草薙橫刀是今在尾張国年魚市郡熱田社也云々（熱田縁起等のことは古事記伝に引用られたれど、こゝには皆もらしつ）。神名帳、尾張国愛智郡熱田神社名神大、こは即草薙劍を齋祭れる御社なり。かくて天智御卷七年、沙門道行盜草薙劍逃向新羅而中路風雨荒迷而帰。古語拾遺に、況復草薙神劍者尤是天璽自日本武尊愷旋之年留在尾張国熱田社外賊偷逃不能出境神物靈驗以此可觀云々こそ、新羅より参来をりし道行（一名道知）といふ。僧此御劍の靈異なることを聞て、わが国の宝にせんとひそかに狂心を起して可畏も盗出奉りて太宰府まで逃下りしかど、舟出することあたはず。此御劍のゆゑならんと持帰りしかば、其僧を刑なひ給ひ御劍は内裡に

安置奉りしに、天武御卷朱鳥元年六月、卜天皇病崇草薙劍即日送置于尾張国熱田社とあり。されば奸賊僧が盗てより後、此朱鳥元年までは内裡におき奉られたりしに、かく今天皇の御不豫は此御劍の祟なるを思まつれば、尾張国に鎮坐べき深きゆゑあることなるべし。さて安徳天皇の西海にて崩御まし、とき海底に沈て失たる御劍は、前にみえたるごとく水垣宮の御代に造られたる御（劍）脱にて草薙劍にはあらず。さはいへど、水垣宮の御代より安徳天皇の御代まで天津璽と伝持せ給へる大御宝の一種欠たるは、いとものゆゑ、しき禍事なりけり。猶此御劍の事ども、書紀古語拾遺を始源平盛衰記太平記などにも引用ふべき事ども多かれど、かへりてまどはしく、はたくだくしければもらしつ。禁秘御抄に、御劍者神代有三劍其一也。子細雖多不能注其後為宝物伝来而寿永入海紛失之後院御時以后廿余年被用清凉殿御劍仍以璽為先而承元（土御門帝）讓位時有夢想自伊勢進之已来又准宝劍以劍為先也此劍普通蒔絵也。こは安徳帝の御代に失たりしゆゑに、別御劍をもてかへ用ひられしなり。又神璽は前にもいへる大御神の石屋戸をたて、さしこもらしをりに、玉祖命におほせて造らしめ給へる八尺勾璽なり。大人云、此勾璽を或伊邪那岐命の天照大御神に賜へる御頸玉なりとし、或須佐之男命と誓約たまひし時の曲玉なりとし、或大己貴命事代主命の

獻し曲玉なりとするは、皆此の遠岐斯てふ言を得心得ぬ故の推当のひがごとなりといへり。禁秘御抄に、神璽自神代于今不替寿永自海底求出上以青色絹裹之以紫糸結之如網内侍持之間下緒指入程緩此二夜御殿御帳中御枕二階上案覆赤色打物自内藏寮進之内侍雖持之自不取典侍取之伝之讓位時計直取之也。此故僧女又上臆内侍外人不入夜御殿白地安朝餉之時同近候凡重輕服之人不触手月障内侍者闕如之時或持之不可然事也。内侍近衛次将外更不触手也。自神代如見我被誓置尤可敬事也。箇中鏡一程物動返々不可傾匡房曰不淨人不触手他行之時以内侍令守護又夜御殿火不可消是為劍璽也。さて此二とは宝劍と神璽なり。かくて此神璽も安徳帝海に入らせ給へりしとき、彼二位尼が持奉て海に沈しかども、浮出てたるを片岡太郎経春が取上たてまつりて内侍処と、もに京へはかへり上らせ給ふ。栗山潜鋒が保建大記に、古昔三器通謂之璽ト璽ハ信也。皇祖授璽持之宝鏡ト曰吾兒視レト此ヲ猶レ視レ吾又曰莫思コト爾祖一吾在ニ鏡中ニ又曰如ニ八坂瓊之妙ニ如ニ白銅鏡之明一旦提テ神劍一平コト天下ヲ神武建ニ都ヲ橿原ニ奉ニ安ニ物一親祭匪レ懈以為ニ祖先之神ト以為ニ天位之信ト又以為ニ修レ巳之具ト又以為ニ馭ニ天下ノ一之器ト至ニ崇神ニ別ニ模ニ鏡劍一為ニ護身璽ト世々相承テ而莫シ之ヲ改コト也如天下天徳長久之火ニ神鏡一ヲ寿永之失中ガ宝劍上ト世変固ヨリ既大シテ而ニ至元曆無シテ璽而即位ニ則

其変不レ可ニ勝言一當時藤原兼実區々恐開ニ禍端ヲ而其裔良基至レ有下以レ臣為ニ神璽ト尊氏ヲ為ニ宝劍ト之言上焉雖レ然護身之靈器鎮宇之神物万世ノ公議終ニ不レハ容ニ偽主乱レ真ヲ閏位蔑レ正ヲ則世道雖レ夷ト王風雖レ降而三璽之尊コト自若ク矣若ハ夫秦以ニ帝印一為レ璽ト漢因テ為ニ伝國之物上則與ニ周礼之璽節左氏之璽書一固無シテ異コト而至レ秦惟天子称テ璽ト而臣下不レ得レ称コト耳豈可下與ニ吾邦百王授受ニ三種統一之道器ト同レテ年ヲ而語ル哉故至下ハ以ニ三船擁ニルヲ三器一為ニ我真正主上則臣要ニ質シテ鬼神ニ而無レ疑百世以俟ニ其人一ヲ而不レ惑云々といへるぞよき説なる。猶いはまほしきことも多かれど、さのみはと皆もらしつ。

【2】

風土記の中にはこの出羽国のもありけむを、其書全は世につたはらねば古伝説はしるべきよしなし。続紀和銅元年九月越後ノ国言新ニ建ニム出羽ノ郡ヲ許レ之、同五年九月云々於是始置ク出羽ノ國、同年十月割テ陸奥ノ國最上置賜ノ二郡ヲ隸ニテ出羽ノ國ト見え、和名抄に出羽は以天波とあるを今は以をはぶき天を濁りて伝波といふ。又波も和のごとくに唱は訛なり。古は陸奥出羽二国ともに蝦夷ども多く来居てや、もすれば叛き奉て討手の御軍くだりしこと、書紀ヲ始つぎくの史に見ゆ。

【3】

書紀齐明御卷に、陣ニ船ヲ於鸕田ノ浦ニ鸕田ノ蝦夷恩荷進而誓テ

曰云々、若二官軍一以儲二矢一、鰐田ノ浦ノ神知ナム矣云々、仍授二

恩荷ニ以小乙上一。秋田を古は鰐田とかけり。和名抄にも

秋田とみえ統紀にも秋田ノ村とあれば、今の文字に改られし

もふるくよりのこと也。和銅六年五月ノ詔、畿内七道ノ諸国ノ

郡郷ノ名著二好字一とありしときにや改られけん。さて鰐田浦

はいづこなるべき。今はさる名の残りたる処もきこえず。按

に男鹿のあたり北磯南磯などいふ処を広く鰐田浦といへる

か。そはまづ蝦夷の名の恩荷もよしありてきこゆ。さらば浦

神といへるは男鹿山に坐す五社堂の神なるべし。又山のふも

とに北ノ浦といふ処もあり〔海辺には何浦といふことつねなれ

ど、思ひよるまゝにこゝに載せつ〕。この社今は真言僧どものも

ちいつきて例の妄説多かれどいふにたらず。又淳代ノ郡ノ

大領沙尼具那ニ小乙下一、鮎旗鼓弓矢鎧など給し事見ゆ。また鰐

田淳代二郡ノ蝦夷とあるをもて見れば、古淳代は鰐田になら

ぶばかりの大きなりし処なりとみえたり。統紀に宝龜二年六

月、渤海ノ国使青綬大夫壹萬福等三百廿五人駕三船十七隻二著

出羽ノ国ノ賊地野代湊於常陸国ニ安置供給ス。かくて今は能代

と書て湊にはあれど、郡などいふべき程の処にはあらず。

【4】鳥羽ノ天皇ノ詔、不如下闕ニ礼仏ノ勤ヲ全スルニ敬神之忠上矣。い

ずかくあるべき大御事なりけり。

【5】

統紀詔に、復勅之久朕我東人尔授刀天侍之牟留事波汝乃近護

止之天護近與止念天奈毛在是東人波常尔云久額尔方箭波立止

毛背波箭方不立止云天君乎一心乎以天護物曾云々。また万葉

廿の卷大伴家持卿の防人の別をかなしむ心をよまれたる歌

に、天皇のとのほの朝廷としらぬひ筑紫ノ国はあたまもるおさ

への城そときこしをす四方ノ国には人さにはにみちてはあれど

鳥が鳴あづまをのこはいでむかひかへり見せずていさみたる

たけき軍卒とねぎたまひまけのまに云々。又代々の軍書

にも東国人の建きことをほめたる事処々に見ゆ。

【6】書紀仁徳御卷、太子曰我知リス不可奪兄王之志一豈久生之煩二

天ノ下一乎乃自死シテ焉時大鷦鷯尊聞太子ノ薨一以驚之從二難波一

馳之到三菟道宮一爰太子ノ薨マシテ之経二三日ニ時大鷦鷯尊標

擗叫哭不知所乃解髮跨屍ニ以三呼曰我弟皇子乃応時

而活自起以居爰大鷦鷯尊語太子曰云々、太子啓兄王云々、乃進

同母妹八田皇女曰云々、乃且伏棺而薨云々。大人云、解髮云々は

上代に死人を呼活す法なるべし。谷川士清は是我邦招魂之法

也といへり。か、れば今息絶たる人を呼活すことは実に神代

【7】

書紀一書又古語拾遺、大己貴神與二少名彦神ト共ニ戮レ力一レ心
經_ニ宮天ノ下_一ヲ為_ニ蒼生畜産_一ヲ定_ニ療_レ病_レ之方_一ヲ又為_レ攘_ニ鳥獸昆虫_一
之災_一定_ニ禁厭之法_一ヲ百姓至_レ今威蒙_ニ恩賴_一ヲ皆有_ニ効驗_一也_{云々}。
木の実草の葉などをもてさしもくるしき病のなほることは、
此二神の恩賴による事ぞ。

【8】

落穂集に、当御城内八方正面の御櫓は富士見の御櫓八方正面
なり_{云々}〔江戸城の事也〕。

【9】

父をて、といふは古言なり。栄花物語〔月の宴卷〕に、彼ち
ご君も屏風の絵のをとこを見ては、て、とてぞこひきこえ給
ひける_{云々}。

【10】

名また姓の宿祢は、大兄_{オホホエ}に對て少兄_{スクナエ}といへるなるべし。須久
奈延_{スナエツツ}を約て須久祢_{スクナ}といふなり。こは大人の説也。旧説はいふ
にたらず。

【11】

持統記に羽田朝臣齋_{ハタノアソミムコ}といふ人を、続紀に波多朝臣牟後閑_{ハタノムゴヘ}と書
たり。齋字を牟後閑とよめるはいかなるよしならむ。

【12】

姓氏録右京皇別巨勢_{コセヒタ}槭_{アヲヒト}田_{アラヒト}朝臣ノ条に、皇極ノ御世遣_レ佃_ニ葛城_一

長田_一其野上_{リテ}漑_レ水_ニ難_レ至_ニ荒人能解_ニ機術_一ヲ始造_ニ長槭_一ヲ川
水ヲ灌_レ田_ニ。

【13】

神名式出羽国九座〔大ニ座小七座〕。飽海郡三座〔大ニ座小一
座〕大物忌神社〔名神大〕小物忌神社、月山神社〔名神大〕、
田川郡三座〔並小〕遠賀神社由豆売神社伊氏波神社、平鹿
郡二座〔並小〕塩湯彦神社波宇志別神社、山本郡一座副川神
社。

【14】

昔の名高き法師どもは奸智ふかくしてよく世の人をば欺きし
なり。続紀宣命に、今示現賜弊流如來乃尊岐大御舍利波常奉
見余利波大御色毛光照_テ天_ニ甚美久_{云々}。こは隅寺の毘沙門像に
舍利現れたるときの宣命也。さて、同紀神護景雲二年十二
月、先是山階寺ノ僧基真心性無_レ常好_テ学_ニ左道_一ヲ詐_テ咒_ニ縛_一
其童子_ヲ教_テ説_ニム_一人之陰事_ニ至_下乃作_ニ毘沙門天_一ノ像_ヲ一密_ニ置_ニ数
粒_一ノ珠子_ヲ於_ニ其前_一ニ称_ニ為_レス_レル_一現_ニスト_一仏舍利_{云々}擯_ニ飛驒_一ノ国_ニとあ
り。さればこのをりの舍利は、基真僧が偽造れる舍利なり。
また行基僧は伊勢大御神の託宣を偽作り朝廷を欺き奉り、道
鏡僧は八幡の神託といつはりて帝位をさへ伺ひ奉りしなり。
役小角は妖術を行ひ人を欺きまどはして伊豆へ流されし。類

ひ猶多し。

【15】

古語拾遺に御歳神為^{ミトシノカミミケ、ヒヨナズ}崇^{タカ}々々、作^{ツク}男荃形^{オノササガタ}一以加^{ヨシ}レ之^ノ云々、苗葉復^{ナエハ、アエ}茂^{シガトリシユクカナリ}年穀豊稔^トとあり。さてこゝにて男荃形を木にて削て山道などのかたはらに立置き、往來人は小き石を拾ひて其男荃に手向て通る也。そをさいの神といふなり。衢神^{チチノカミ}を祭らむにはかゝる事のあるべきよしも心得す。かれ考に、さいの神はこの御歳神のことにて歳を字音にいひならへるものなるべし。又年の始^{ハジ}ごと^トに町々よりさいの神とて童男^{ワラハバ}どもさまざまにさうぞきて御城^{ミキ}にもまゐりて祝言^{イハヒコト}まをすは、これも御歳神を祭りて年穀の豊ならむ事を祈る心歟。猶能人にも尋べし。

【16】

伊勢貞丈が鎧色談に、數目にまきたる緋威鎧の条、まきたるといふはかざるといふことにて古書に例ありといへり。今昔物語伊衡^{イヘ}少将^{セウシャウ}の伊勢^{イセ}御^ミ許^{キヨ}に御使^{ミツリ}にゆき給へる条に、蜜絵にまきたる硯の箱のふたにきよげなる薄やうを敷て干菓子を入れて出したり^{云々}。これらにて、まくといふはかざるといふ意なりといへることよくしられたり」又、禁秘抄螺鈿厨子^{シラカネ}二脚^{ニカド}〔非螺鈿^{ヒシラカネ}近代^{キナダイ}蒔^{マキ}蜜^{ミチ}繪^エ〕とも見ゆ。

【17】

又貞丈が五武器談に、柿の衣に不動袈裟かけたり^{云々}。註に

柿の衣はすゞかけ衣といふなり。不動袈裟は山伏の金の輪宝をうち、あるひは白きふさを付たるけさなり。今是をすゞかけといふは非と見ゆ。按に柿渋染は煤の色に似たれば、煤掛衣の意歟。今世のすゞかけ色といふもこの煤掛色の訛なるべし。

【18】

又秋草に、源平盛衰記に壹岐判官知康が鎌倉にて鼓うちたりし条に、女房男房心を澄し落涙す^{云々}。男房といふこと常にはいはず。古書にも曾て見えざることなれども、女房といひたる詞の勢ひにたはぶれて男房とかきたるなり。萩生惣右衛門がなるべしといふ草紙に、右の盛衰記の文を引て、古は男房といふこともありと真顔になりて書おきしはわらふべきことなり。萩生は隣の国のことは委くしりたれども、家居住する日本のことには甚うとき人にてありし故に、たまゝ男房といふことを見ておどろきしなり^{云々}。萩生が皇国の事にとときことはさることながら、男房は只詞の勢ひにたはぶれて書たるにはあるべからず。中右記寛治八年八月十九日、今夜大殿於^ニ賀陽院^ニ有^ニ歌合^ノ興^ニ是依^テ承^ノ例^ニ女房與^ニ男房^ノ為^ニ読人^ト云々、歌人左^ハ女房中納言君筑前君周防掌侍〔下略〕右^ハ男房通俊卿匡房卿頭綱朝臣〔下略〕。これ正しく女房と男房と並いへるなり。寛治は堀河天皇の御時なり。

荷田在麻呂が国歌八論云、近き世に至りて古今伝授といふこと出来り。それ書を解するに、書をもて相照しま、発明を加るの外何の伝授といふことあらん。いはんや古今集は一箇の撰歌集のみ、何ぞ言外の意味を秘して作る処あるべき。故に中古に至りても猶古今伝授といへる事なし。是けだし東常縁が偽作して宗祇法師より弘まるもの也。彼伝授をえたりといふ宗祇が古今集を釈せる細川幽齋が伊勢物語、百人一首、詠歌大概を解せる書どもを見るに、巻首より巻尾に至るまでの間、一言も信じて取るべき説なし。其浅見寡聞にして妄に無稽の言を信ぜること彼書中を電見しても明らかなれば、煩はしく論破するに及ず。見つべし、古今伝授をえたる人の言の意をしらざる事を。故に今の世も其才ありて誣られざる人は、古今伝授の人の子といへどもみづからは遺脱して是を受えず。近くは近衛家照公、野宮定俊卿等は也^{云々}。抑、近世及び当時の人にもたま〜博覧強識なるありて、世々の撰集人々の家集をもそらんずるばかりの人あれども、惜かな、力を古書に用ひずして其本を弁へざる故に、定家卿を信ずる事、近世学者の宋儒を信ずるがごとく生涯其旧轍を出る事あたはず。こゝをもて中古も今も歌学明らかならず。歴世の間、僅に清輔朝臣と顕昭法師とのみ其詞の中に取るべきもの

あり。されど猶是を得たりとしもいふべきにあらず。只近年に至りて津国大坂の僧契沖といふ者、万葉古今よりはじめて若干の歌書を釈す。其猶十に一二は甘心しがたき事ありといへども、広く古書を考て千歳の惑を一時にひらけり。又予が養父春満といふ者、幼より古学を好み終に発明論破する処多く衆人の視聴を改む。其説契沖と暗に合るもの也。互に長短あり。只此二人、向來はしらず、中古以来独歩すといふべし。しかるに、其説を聞人明らかなれば則服し、暗ければ則是む。三人聞くときは二人はかならず異端と称せり。しかれども時泰平に属して文花日々にひらけ、此数年に及て学者半ば其説の長ぜるを知て、往々契沖が述作の書を写して是をよろこび、彼定家卿の信ずべからざる事をしる者あり。歌学漸其本に復せんとす。又樂しからずや。

【20】

安藤為章が千年山集に、契沖が万葉の注釈をほめて、彼顕昭仙覚がともがらをこの大徳になぞらへば、あたかも驚駭にひとしといふべしといへる。まことにさることなりかし。そのかみ顕昭などの説にくらべては、かの契沖が釈は、くはふべきふしなく事つきたりとぞ誰もおほえけむを、今又吾縣居大人にくらべてみれば、契沖のともがらも又驚駭にひとしとぞいふべかりける。何事もつぎ〜に後の世はいとはづかしき

ものにこそあれと、玉かつまに見ゆ。

【21】

又玉かつまに、此ちかきころとなりては、やうく古学
よき事を世にもしれるともがらあまた出来て、物よく弁へた
る人は多く契沖をたふとむめり。そもく契沖のよき事をし
るものならば、かれよりも吾縣居大人の又まさりてよき事は
おのづからしるらん、猶契沖にしもとまりて、今一きざ
みえず、まざるはいかにぞや。又縣居大人まではす、めども
其後の人の説は猶とらじとするも同じ事にて、これ皆俗にま
けをしみとかいふすぢにて心ぎたなきわざなるを、かならず
学者の心は多くさるもの也けり。

【22】

僧契沖没実元禄十四年矣〔中略〕、水戸義公之命詞臣為万葉
集纂註也介而請沖固辞不就於是乎撰代匠記以献之〔下略〕。

【23】

内山真龍が記したる縣居大人の伝
あがたるの大人は賀茂縣主氏にて、遠祖は神魂神の孫鴨武津
之身命にて八咫鳥と化て神武天皇を導き奉り給ひし神なるこ
と、姓氏録に見えたるがごとし。此神の末山城ノ国相楽ノ郡
岡田賀茂大神を以齋ノ師朝といひし人、文永十一年に遠江国
敷智ノ郡ノ浜松ノ庄岡部ノ郷なる賀茂の新宮をいつきまつるべ

きよしの詔を蒙りて彼郷を賜り、すなはち彼新宮の神主にな
さる。此事引馬草に見え、又綸旨のごとくなる物あり。又乾

元元年にも詔をかうぶりて、かの岡部の地を領せる。これは
正しき綸旨ありて家に伝はれり。かくて世々かの神主たりし
を大人の五世の祖政定といひし引馬原の御軍に功有て、東照
神御祖君より來国行がうちたる刀と丸龍の具足とを賜はり
ぬ。此事は三河記にも見えたり。さて大人は元禄十年に此岡
部郷に生れ給ひて、わか、りしほどより古学にふかく心をよ
せて、享保十八年に京にのぼりて稻荷の荷田宿祢東麻呂大人
の教をうけ給ひ、寛延三年江戸に下り給ひて後、田安ノ殿に
仕奉り給ふ。彼殿より葵の文の御衣を賜はり給へる時の歌

あふひてふあやの御衣をも氏人のかづかむものと神や
しりけむ、明和六年十月晦の日、年七十三にてみまかり給
ひぬ。武蔵国荏原郡ノ品川の東海寺の中少林院の山に葬」さ
て、此大人は岡部衛士賀茂縣主真淵といひ又縣居大人ともい
ふ。吾本居翁の師にて古学のおやなりけり。貞房、御供つか
うまつりて江戸へのぼりしをり少林院の大人の墓にまうでた
り。碑は大きな石の面に賀茂縣主大人之墓としるせり。そ
の側に、近きころ加藤千蔭が大人の伝をかきてたてたる碑も
あり。

【24】

鈴屋大人の伝

この絵はわが鈴屋の翁六十一の秋みづからかきうつしてその上に、

師木嶋の倭心を人とはゞ朝（日＝脱）に、ほふ山さくら花、といふ歌を書おかれける。そのかたをうつしとれるなり。そもゞ翁は池大納言頼盛卿六世の後、本居縣判官平朝臣建郷主の末也。建郷主の孫左馬助直武主より世々伊勢国司北畠の家につきて、壹志郡阿阪になむ住れける。其後翁が五世の祖左兵衛武秀主は、蒲生宰相氏郷卿に仕へて陸奥の会津にうつり、天正十九年南部九戸の戦に敵あまたうちとり、たけきふるまひありて軍の中にうせら（れ＝脱）きとぞ。其つぎゞは此松坂にすみて、民にてはありしかどむげにいやしき、はにはあらで、家もとみ榮えてなむありけるを、父定利主の世に年経て子なき事をうれひて、大和国吉野にます水分神にこひ申されけるそのしるしありて、享保十五年五月七日此人は生れ出られけり。かくて十一のとし、父主におくれ母刀自のこゝろとしてくすしのわざをならひ、又をさなかりしより書みる事を好み、歌よむわざにも神の道のときごとにも心ざしそめられしより、ありこし学びのありさまは、玉かつまの書にしるされたるがごとし。道のために心をくだきてまめやかにをしへおかれたる功のほども、又心ばへのみ

やびかに正しくして方にいたりふかくきはゞしく雄々しかりしも、皆そのあらはされたる巻々の業のあとゞもにするければ、こゝにはしるさず。六十あまりにて、わが紀の殿にめされてより、度かさね若山にゆきかひつゝ、殿のおまへにさぶらひてふみどもよみつかへまつりて、さまゞあつきめぐみの賜物どもあり。又葵の御衣を給はり着て、其品かろからずつねにおくにさぶらふべきおほせ言をさへかゞふりて、はじめは春庵といひしを、そのほどより中衛とは改められけり。すべてよはひの末まで物かく手つき書よむこはづかひをはじめ、たち居のさまも世の老人のやうにはあらで、わかくものきよげにいづこひとつおいおとろへたりとも見えずて、耳のみなむ年月にぞへてたどゞしかりける。それをしもよはひ長かるべきしるしとたのもしう思ひわたりけるを、享和元年九月廿九日年七十二にて十日ばかりがほど、はかなきこゝちにわづらひてうせられけるこそあかずかなしきわざなりけれ。墓は飯高郡山室の妙楽寺の山の上にて、松と桜を植たる塚のまへに石ぶみをたて、本居宣長之奥墓としるせり。神の代の古ごとをときあかし、大御国の道のまことをさとしてうつせみの世にくちせぬ功をたてられけるも、皇神の御霊の人よりはことにさきはひたまへるゆゑよしぞありけむと、いともかたじけなく尊くなむありける。かれ後の名を秋津彦美

豆桜根大人とた、へいふ。

わが大人のうつしゑみれば宇都志意美今のうつゝにますことおもほゆ、享和三年八月廿八日翁がをしへ子にて、その家つげる本居大平しるしぬ。

【25】

推古御卷十一年十二月、始行^二官位^一大徳小徳大仁小仁大礼小礼大信小信大義小義大智小智并十二階並以^二当色絶^一縫之頂撮捻如^レ囊而著^レ縁焉唯元日著^二髻華^一。

【26】

文化五年正月、平鹿郡八沢木村の土中より掘出たる銅印。つまみは蛇也。渦巻と茄子のごとき形の物を鑄附たる也。上下分らず。おほむねかくのごとき物なり。

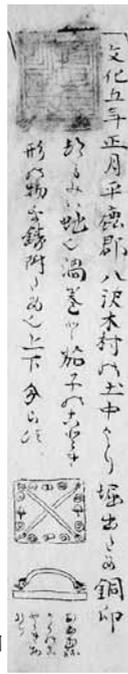


図1

【27】

江戸にゐけるをり、奈須殿にまゐりて與市宗隆主の鎧を見しに、紺糸威の胴丸に同毛の五枚冑なり。威毛は近きころあらたにせられたりとぞ。げにさること、おほしくて其世の物とは見えなむ。直垂は麻にて黄に赤みある薄色なり。朽葉色

ともいふべきにや。裾の方六七寸ばかり紺に染て端は三寸程

緯の糸をぬきとりて総のやうにしたり。衽と袖の端をば紺地の織物にて裁たへたり。平家物語に扇射たりし時の装束は、かちに赤地の錦をもて衽端袖いろゑたる直垂に萌黄威の鎧着てと見え、源平盛衰記には紺村濃の直垂に緋威の鎧着とあるなど、合考るに色目こそ違たれおほくびはた袖いろゑたる直垂といへる製にて、誠に古様おもひやるべし。かくて数百年が程経ぬれど、全其家に残り伝はりたることよ。かへすくもめでたくなむある。又弓矢のこと尋たりしに、それは奈須の八幡宮に納おかれたりとぞ彼家人はこたへたりき。

【28】

同をり、稲垣信濃のかうの殿の御家に伝へもたまへる正成朝臣の冑とて、大黒甲といふを 大御前オホミマエのかりさせ給ひ御覧じ給ひし時、おほせごとによりてまゐりて見き。その冑の形。



図2

- ・ 此処破テ鉢見ユ
- ・ 減金菊鉾

・ 此処裏ニ楠正成と黒漆にて書

・ 立物槌金箔置大サ五寸程、横少シ長シ、宝珠ハ減金

・ 此処鍬形台の如し。減金なり。菊鋌三処に打

・ 鉢裏略図。文字ハ朱漆なり

・ 楠正成所持、毘沙門天、大黒天、麻利支天、前板

廿六間筋^筋胄なり。其鉢の上に麻布を幾重もかさねて烏帽子形にしたり。天辺に図のごとく菊鋌を打、吹返射向の方欠失せて、馬手の方ばかりあり。俵の形也。金箔置にて編符を黒漆にて書たり。鉢もしころもすべて黒漆なり。かくてこの胄は、正成朝臣の田原次郎といふ人にあたへられしよし由緒書あり。そは写とゞめず。

【29】

元真集にからくたものをかくし、歌「こよろぎの渚の風の吹しからくたものこさず波もよせけり。真淵翁云、ごみつあくたを波のよするをいふ^{云々}。按、こ、の詞に器物のやぶれそこなはれたる物などをば、がらくたものといふ。がらは空^{かた}、くたは芥^{アタク}のアを略歟〔唐菓子^{カラクキモノ}を塵芥にとりなしてよめる也〕。

【30】

酣は酒楽なりとも飲洽なりともあり。是を多宜那波といふは宇多宜那加婆の略なり。俗に酒宴最中といふ意なり。是や、盛すぎてしめりたる程の事とするは誤なり〔大人説〕。

【31】

ゆふつげ鳥は雞に木綿をつけて四境に放つ。其始はさだかならねども昔よりありし事とぞ〔真淵翁説〕。按、神祇令道饗祭卜部等於京師四隅道上而祭之言欲令鬼魅自外来者不敢入京師故預迎於路而饗遇也^{云々}。この道饗祭などよりやおこりたらん。雞に木綿つけて放つことは、もと陰陽師などいふ者のせしわざなるべし。

【32】

菅江真澄がくれたる白の曲の唱歌といふものは、松前道広朝臣の筆にて、歌は冷泉為村卿の作なりとぞ。つゞけざまはいかにぞや聞ゆる。又石王寺石の硯もそのをちがくれたり〔青石に白き斑文あり。また菅江は參川国人にてはやくよりこ、にきをり、はた学の道にはまめなるをぢなりき〕。

【33】

波母、波夜は大かた同様なる詞なれども、波母はいづらと尋る意、波夜は嘆息の切なる意にてはもよりおもし、尋る意はなし〔大人説〕。かくて波母は古事記倭建命の御歌に、もゆる火のほなかにたちてとひしこらはも、はやは同命のつるぎの大刀そのたちはや。

【34】

万葉二の巻に、美和山の山辺まそゆふみじかゆふ^{云々}。真淵

翁云、まそゆふは真苧にてつくるゆふ也。麻にてつくるは長木綿、真苧にて作るは短ゆふなり。

【35】

大人云、斉明御卷なる渡嶋はいはゆる蝦夷が嶋なり。其嶋に渡るには津軽より渡る也。津軽は後世陸奥につきたれども、斉明紀によるに古は越国につきたるさまなれば、そこよりは渡るゆゑに越ノ渡嶋といふなるべし。

【36】

又云、浜と磯とのけぢめあり。浜も磯も共に水際をいふ名にて同がごとくなれども、精くいへば浜は陸の方の名にて磯は水の方の名なり。万葉二〔卅丁〕水伝磯の浦わ々、是磯の処にて其磯のあたりの陸を浦回といへり。六〔十二丁〕おきつ嶋ありその玉藻云々、藻は水中に生るものなり。七〔卅九丁〕をちこちの磯の中なる白玉を云々、中とあるは水の中なり。十二〔卅九丁〕磯まよりこぎたみゆかせ云々、漕とあれば水の中なり。十五〔十三丁〕玉の浦に船をとめて浜びより浦磯を見つ、云々。是は正しく浜と浦とを別てよめり。又あひかよはして陸なる物を浜某〔磯の室の木、浜藻〕といふことあれど、それも浜といふは水中ながらも陸の方につきていひ、磯といふは陸ながらも水の方につきていへり。

【37】

古人の名に石川朝臣樽船連大魚、志我閉連阿弥太など見ゆ。又余仁軍といふもあり。これは字音のまゝによみたるべし。

古今集のよみ人のうちにくそといふ人もあり。又紀貫之が幼名を赤屎といひしとか。今より思へば異様なり。

【38】

古事記の撰者大朝臣安麻呂は養老六年七月卒す。従下の四位にて民部卿也。

【39】

続紀養老六年の詔に、其用二百銭^ラ当^ニ一両銀^ニ。

【40】

同紀に、紀伊国鎧作名床等^{云々}とあり。鎧作は職掌の氏になれるものなるべし。さる例多かり。さて今の鎧工明珍家は紀氏なりとぞ。紀国によしありげにおぼゆるまゝにかきつく。猶尋べし。

【41】

同紀、神龜元年太政官奏言^{云々}、其板屋草舎^ハ中古ノ遺制^也難^レ營^レ易^レ破^レ空^レ彈^ニ民財^一請^レ仰^レ有^レ司令^ニ五位^{巳上}及^レ庶人^{堪^レル^ル營者^一}構^ニ立^ニ瓦^一舎^ヲ塗^テ為^ニ赤白^一奏^可レ^之。

【42】

旅行人の道の神に手向る幣は、古は絹布の長きまゝをたむけしなり。今の京になりては五色の絹をこまかに切て袋に入れて

持たるを打ちらし手向るなり〔縣居〕。

【43】

みやこといふは広くわたる名なれども、皇大宮にあづからで、只京のことをいふにはみさと、いへり。和名抄に左右京職はみさとづかさと見え、万葉に京兆爾出而將訴〔大人説〕。

【44】

統紀の宣命に新伎政者不有アタラシキモノアリゾヒニカラズ云々。荒木田久老云、新は万葉などにて皆アラタとよむべし。廿卷なる年月波安多良安多良爾云々といふ歌も一本に安良多安良多爾とあるぞよき。古に新をアタラシといへることなし。後にアタラシといへることは可惜アタラシとまがひたる訛なりといへる説を大人もよろしとて、詔詞解にもとり用ひられたり。かくて催馬樂呂歌にも、新年歌「安良多之支以止之乃波安々々々之女安々々々也安々々々 加久之於々々」曾於々々とあり。これらを思ひあはするに、久老の説ぞげによるしかりける。ついでにいふ、古の太后は皆王にて臣の女はなし。仁徳天皇の太后石之比米命ばかりは、如何なるよしありけむ、臣の女なり。聖武天皇藤原夫人を太后とし給ふとき、それを例に引給ひて新伎政者不有とのり給へり。石之比米命は葛木曾都比古命〔建内宿祢命子〕の女、藤原夫人は不比等公〔鎌足公子〕の女、いはゆる光明皇后なり。

【45】

詔詞解に、今敕御事イマノミコト法者常事ホコトノトコト尔波不有武都事ハニハアラズムツゴトトモホシスビ故云々。武都事とは親しく語ることなり。歌にはむつごともまたつきなくに明ぬめり云々と、古今俳諧歌によめるを始にて後の集にいと多かり。

【46】

万葉四卷に、月夜には門に出たちゆふけとひあうらをせせしゆかまくをほり。解に、足占は今兒童の重か半かいふことある云々。そのごとくして、心のうらをするなり。足ふみて占ごと物を蹴あげて、その落たる表裏によりて天氣のよしあしをうらなふなり。表なればよしとし、裏なればあしと定む。右のあうらと同意にて、古様の遺れるわざなるべし。

【47】

同卷に、あし引の山橋の色に出云々。解に延喜式大嘗会供物註文に山橋子とある。今のやぶかうじとて赤き実なるものなり云々。

【48】

本具ホツは祝寿ホセハフかたにいひ、能牟ノムは乞祈かたにいひ、泥具ネツは右の二方ニヘをかねたる言也。

【49】

東鑑に足利又太郎忠綱がことをいへる条に、末代無双之勇士也云々。一其力対百人也、二其聲響十里也、其齒一寸也云々と見ゆ。古の多治比之柴垣宮に大ましまして天の下しろしめし、腹之水齒別命（後漢様御謚反正天皇）は、御身長九尺二寸半御齒長一寸広二分と記にあり。

【50】

同書（十八、五丁）、葛西（四）三郎重元豊嶋太郎朝経佐々木太郎重綱以下官軍三百人為悪徒被討取云々。其間有可悲事佐々木中務丞経高同三郎兵衛尉盛綱依奉敕定欲発向山門之処同四郎左衛門尉高綱入道（著墨衣檜笠）自高野来謁舎兄等而高綱入道子息左衛門太郎重綱属伯父経高出立之間入道申可見子行粧之由重綱著甲胄来于父之前（父脱）暫見之敢不能瞬亦不出詞其後重綱退去于休所其際経高盛綱等感重綱之今度合戦彰芸（云々）举名預勲功之賞無其疑云々。高綱入道聞之勇士之赴戰場以兵具為先甲胄者輕薄弓箭者短小也。是尤為故実就中如山上坂本刃歩立合戦之時可守此式而重綱之甲胄太重弓箭大兮不相応主之間更不可免死云々。果而不違其旨加之彼時吐兵法才学盛綱等聞之挿件詞意端到合戦之処一事而莫不符合之云々。

【51】

統紀天平五年十二月、出羽柵遷置於秋田村高清水岡又於雄勝村建郡居民。

【52】

三代実録仁和元年、出羽国秋田城下及飽海郡神宮寺西浜雨石鎌。

【53】

文德実録嘉祥三年、出羽国奏言境接夷落動為風塵至有嫌疑必資占驗請省史生一員置陰陽師一員許之。

【54】

又同年、出羽国上言地大震裂山谷易処壓死者衆。

【55】

天平六年二月、天皇御朱雀門覽歌垣男女二百四十余人五品以上有風流者皆交雜其中正四位下長田王從四位下栗栖王門部王從五位下野中王等為頭以本末唱和為難波曲倭部曲淺茅原曲廣瀬曲八裳刺曲之音令都中士女縱觀極歛而罷賜奏歌垣男女等祿有差。

【56】

大國主神の幸魂を祭れる御諸山は三輪山の事也。万葉七、みもろのその山なみに云々。又、味酒三室山云々。同九、みもろの神のおぼせる初瀬川などよめる（は脱）この山なり。又、みもろの神なび山、神なみの三諸山ともよめるは、雷山とも神岳ともいへる処にて、飛鳥神の坐し山にて別也。又、後世の歌に立田によみ合す三室山は古書に見えず。古今集

に、立田川もみぢ葉ながる神なびの三室山にしがれふるらしといふ歌より始めり。此歌の立田心得ぬ事也。大和にはあらず、撰津国なりと大人の玉かつまにあり。

【57】

姓の朝臣は吾兄臣アセオミの意なり。続紀に阿曾美とあり、朝臣とかくはアサオミの訓を借れるのみなり〔大人説〕。

【58】

万葉に、鵜川たちとらさむ年魚のしがはたは云々。こは爾之ハタハ鰯者なり。しがはそれかといはんが如し〔大人説〕。按に、古事記仁徳御卷に、加良怒袁志本尔夜伎斯賀阿麻理許登尔都久理云々。この斯賀阿麻理もそれがあまりにてよく聞えたり〔追考、しがはたはのはたを鱈とせられしはいかゞあらん。久老が説に、はたははなとかよよしをいへるは能考と思はる〕。

【59】

書紀欽明御卷に、有智臣所将来民筑紫ノ物部ノ莫奇委沙奇能ウチノオミカサキツル射火箭イルビヤ云々。さて火箭は今も射るものなるを、古はいかゞしたりけむ。木曾が法住寺殿を攻たりしときに、鳴鏑に火を入れて射たるよし見ゆ。

【60】

つめたしといふもふるき言也。著聞集に、性信二品親王は大御室とぞ申さる云々。院御瘧病の時、諸寺の高僧等そのしる

しを失ひけるに云々。御室信心をいたして孔雀経をよませ給ふ。其おんなみだ経よりつたはりて院の御顔につめたか、りけるに云々。即時に御色なほらせ給ひて、其日はおこらせ給はざりけり。

【61】

藩幹譜⑧石川伯耆守数政〔二本に教政〕が伝に、三方が原の合戦のとき云々、美濃国の守護土岐が許に浅田某は弓矢取てさるふるつはものと聞しかば、数政かれがもとに行向ふて、此度本国にかへらば定て討死仕べし。数政小兵には候得共、弓矢放たん様はかたの如く有て候。ひきしかるに田舎に生れたる身のかなしさは軍陣にのぞまんとささしむすびする様はいまだ学びさぶらはず。されば最後に何某は弓矢の骨法しらざりきと敵にわらはれん事骸の上の恥辱、何事か是にすぐべきあはれ御指南うげばやとてならひてけり。夜を日につぎてはせ下る程に、其日の戦にぞ逢たりける武田大膳大夫入道この事を伝聞て、武士の家に生れて其道をたしなむ事は誰もかくこそあるべけれ。あつばれ徳川が弓矢あなづりにくしと感じ給ふこと斜ならず云々。按に、弓矢の故実も田舎にはしりたる人まれなりしとおほしくて、はやく鎌倉の世に平胡祿に丸緒つくるやう東国の人々はしらざりし故に、平家の侍武藤小次郎資頼罪ゆるされて調進せし事、東鑑に見ゆ。そののみな

らず弓矢の故実をしりたるによりて、罪ゆるされし人も又ありしやうにおぼえたり。今とみに思ひ出す。

【62】

又□田(字應字)が伝に、抑、この忍城と申すは関東七ヶの名城とて、佐野の唐沢〔一本廣沢〕〔天注：唐沢廣沢ともに誤にて鹿沼敷〕新田の亀山佐竹の太田この三ツは山城なり。武蔵の忍河越上野の厩橋下野の宇都宮この四ツは平城なり。この七城は攻落されし事なしと夏目が日記に出云々。

【63】

須田主の家に伝もたるふるき櫛弓あり。おのれ一張こひうけてもたり。白川侯の集古十種に見えたる奥の藤塚某〔塩竈社の神主也〕が家蔵のものと全おなじ。

【64】

片玉後集といふ書〔江戸津村某が随筆の書也〕のうち、備前人士肥経平が著したる春湊浪話に、笠朝臣金村は備前国人にて万葉によめる歌四十二首出し其世に名高き歌人なり云々。又精兵なる事は其歌〔按、万葉三のまきに、笠朝臣金村塩津山にてよめる歌、ますらをの弓はらふりたて射つる矢を後見む人はかたりつぐがね〕に見えて、文武をかねたる人にてぞありし。当国にて歌に名をえし人は古より今に至まで只此人ひとりなるべし。金村の墓は今笠目山の上云々にあり云々。

【65】

冷泉家の流を汲て歌まなびする人の今の冷泉殿もさいつ年御箱伝授といふ事すみたりとあたりき。さて歌にも何の伝授くれの口決などいふ秘事家々におほかりとぞ。昔よりありし事かいかがあらん。吾古学にはさる事なし。

【66】

ある書に、三輪社の額神代の文字とてあり。そのさま梵字といふに似たり。そもく文字は、軽嶋之明宮〔応神天皇〕の大御世に唐土カラシマより書籍を貢りてより後こそ漢字を用ひたれ。神代には文字なし。応神紀十六年春二月、王仁来之則太子菟道稚郎子師之習諸典籍於王仁莫不通達故所謂王仁者是書首等之始祖也とあり。古事記、故受命以貢上人名和迩吉師即論語十卷千字文一卷并十一卷付是人〔即脱〕貢進とあるは、文字書籍の始なりける。それを皇国の上つ代に文字なしといふことを恥のごとく思ふ人もあり。蓋聞上古之世未有文字と古語拾遺にも見ゆ。

【67】

太平記東坂本皇后の条に、藤本房英憲僧都云々、大床に畏候ひける云々。宸筆を染られ御願書をあそばされ、是を大宮の宝殿にこめよと仰下さる。英憲畏て右方権祢宣行親をもて、是を納奉る云々と見ゆ。さてこのごろの山法師共が勢ひは、

祢宜神人などをばありとしもおもはぬさまに聞えて何事も法師等が心のまゝにふるまひしと見ゆるを、此御願書をしも祢宜して奉りたるをおもへば、さすがに法師どもは、宝殿に手ふれ奉ることあたはざりし古の式の残れるゆゑにぞありけむと、いとたふとし。

【68】

若狭の船人のいへりとて、蕃^{サフラン}紅花をふくみて船に乗れば酔事なしとある人語りき。おのれは船に酔て苦しみしことあれば、耳とめて聞つ。

【69】

或人問、天子の御姓何と申候や。答、天子に御姓氏の沙汰心得不申候。かくいひやりしかば、又問はずなりぬ。そもく皇国の皇統は百王一世にして、外に並ものなきゆゑに姓氏の沙汰に及ばず。臣の家々は其統各異に其数もかぎりなく多かれば、その統をわかつたために姓氏は公より給ふものなり。ゆゑに皇國にて姓氏といふは臣にかぎりたることなり。皇子たちの御末といへども、姓氏を給はざるかぎりは、諸王とまをすにても心得べき也。漢土の王などは定りたる統なく時々にかはりぬれば、皇國の例と年を同していふべきにあらずな。ついでにいふ、北史また隋書に至開皇二十年倭王姓阿每字多利思比孤号阿輩弥遣使詣闕^{云々}などしるしたるは、い

つはりなること先師の馭戎慨言に論給へり。開皇廿年は〔隋文帝が年号〕小治田宮（推古天皇）の御代八年にあたりとぞ。

【70】

前にいへるごとく、姓氏は公より給ふものにて私に称せしものにあらず。其証は代々の史に多く見ゆ。かくて今は姓氏を心得たがへたる人もあり。姓は加婆祢と訓て氏につきたるものなり。其は先世^ソにあまねくいふ氏々にていはん。藤原朝臣秀郷また清原真人武則などいふ藤原清原は氏なり。朝臣真人は姓なり。猶姓氏は種々あり。姓氏録を見るべし。藤原清原などを姓といひ、新田足利などの家号を氏と心得るはわろし。又姓字を氏にかよはし用ひたる例も統紀などにをりく見ゆ。かゝることよりまがひつらん。

【71】

ぬなはの草紙に、伊勢の御祓箱に大八王子諸神諸仏とかきたるもあり。又渡海祈禱の祓には両大神宮八大龍王之守とかき、あるは春日大明神八幡大菩薩五大力尊とかきたて、くばりたる事、寛文の御祓銘浄論記に見えたり。いかにあさましきことにあらずやとあり。

【72】

桂秋齋が南嶺子に、園槐記を按に諸社比鈴奏懸鈴曳之啓白其

社氏人退其地不再帰心決時叩鑿鈕為誓此故神人有犯罪放于他郷時使其人叩之立不可帰入於神境之盟(地)云々。

【73】

同書。応永十年八月三日、明の船永楽通宝といふ錢を多くつみ来れり。是より慶長に至りて二百年余永楽錢の直貴く、他の錢を悪錢(レ)と号して、在々処々永楽悪錢の撰つよく、天文九年相模国北條家より下知して永楽錢の外は用ゆべからずとの儀に及、関八州是に習しによりて他錢は上方へのぼし関西の諸国ばかりにつかひしに、豊臣家の時、又永楽錢と他錢と交へつかへども、他錢四ツ五ツをもて永楽錢一ツにあてたり。

慶長十一年十二月八日、永楽錢通用を禁ぜられ、慶長通宝の錢を鑄させ給ひ(永楽錢の撰およそ五十七年の間なり)、其後寛永三年に寛永通宝の錢を行れしより、終に通紀(地)となるよし、天野氏塩尻といふ書にかき載たり云々。

【74】

推古御卷十一年十二月、始行官位(地)云々、并十二階並以当色絶縫之、頂撮捻如囊而著縁焉唯元日著警華と見ゆ。かくてある人の見せたる古画の写小野道風の像といふもの、冠のさま右の頂撮捻如囊(云)々といへるに似たり。写しとゞめずしてくやし。

【75】

志呂とは何にまれ其と定て区れる処をいふ云々。城を志呂といふこと古は見えねども、山背国を延暦十三年、山城と字を改られしときの詔に、此国山河襟帯自然作城(云)とあるを見れば、当昔より志呂といふもありし。故に城を用ひられしならむ(大人説)。

【76】

土左日記元日条、いも、あらめ(海)もはがため(南)もなし云々。けふはみやこのみぞおもひやるる、こへ(小)のかどのしりくめ(注)なは(通)のなよ(魚)しのかしら(頭)ひ、らぎらいかにぞといひあへる云々。

【77】

好古小録に、硯石ハ土佐、石王寺、雨端(アヲハタ)ノ類上材也。土佐ハ海石ナリ。石中銅鉄ノ如キ者ヲ含ム。此者ナキヲ佳トス。石王寺ハ丹波、銀紋ウルミヤスキハ新坑ニシテ佳ナラズ。雨端ハ甲斐、奥山端山二種アリ。奥ヲ佳トス。鳳足、若狭。上材得ガタシ。月輪、山城。古研ニ絶佳ナルモノアリ。高雄、同上。高嶋、近江。新坑ニ上材アレドモ堅実ナラズ。日光石、下野日光山。深黒色上材ナレドモ至テ堅シ。桜川、上野沼田。寒水、嶋寒水、并常陸。黒山、奥州。堅緻ナルモ得ガタシ。金鳳足、参川。養老、美濃。内山石、豊後。上材得ガタシ。高田、美作。古研ニ上品アリ。加茂川石、山城。高野川石、同上。二見石、伊勢白浜ニ似テ柔ナリ。白石、肥後。白

浜石、紀伊。高浜、肥前希二佳ナルモノアリ。木葉石、越後及諸国ニアリ。堅実ノモノナシ。高山石、備後。赤間関、長門又豊前ヨリモ同材出。研材中ノ下品ナリ、と見ゆ。さて石王寺石は昔より名高かりしと見えて、職人尽歌合の詞がきにもしやくわうじは白みが、たりてとあり。

〔貼紙〕

▽五色石 美濃国養老の瀧より二里斗西の山上にあり。割取て硯に用。五色とあれば、左にあらず、紫白色也と。又錦石とて養老の瀧の近山にある大石也。是も割取て硯に用。石質堅からず軽ヤカならず。紫色に白点あり。里人五色石とも云り。

▽桜川石 奥州桜川より産す。石、軽にして黒く光沢あり。白点豆粒のごとき斑文はんもんあり。上品也。上野国ヌマタまた駿河国府中、出雲国、丹波国よりも出う。

▽文字の関石 土佐国栗の御崎甘町沖の海底の産なり。本朝硯石の至品也。又土佐の青石、嶋硯などいへり。色青黒くして赤筋あり。又奥州ヲガチの海中にもあり。名品也。いづれも三月三日の汐干に取といふ。

▽紫金石 江州石山の産也。石山寺の什宝紫式部が硯あり。紫石なり。また和州大峰山に同名あり。硯石の至品也。むらさき色にしてかたからずやはらかならず、石性こまかにして上品の石なり。

▽銀垂石 三河国宝来寺近辺にして川或は谷にあり。うす黒き常の石に銀色の筋あり。硯に用て甚だ見事なり。

右五石雲根志に見えたり。

〔78〕

続紀養老三年二月、初令天下百姓右襟職事主典已上把笏其五位已上牙笏散位亦聽把笏六位已下木笏。

〔79〕

又同紀同四年五月云々、先是一品舍人親王奉勅修日本紀至是功成奏上紀三十卷系図一卷。

〔80〕

同五年、令天下百姓以銀錢一当銅錢二十五以銀一兩当一百錢行用之。

〔81〕

同年七月、始令文武百官（率率脱）妻女姉妹会於六月十二月晦大祓之処。

〔82〕

同年十月、太政官処分唱考之日三位称卿四位称姓五位先名後姓自今以去永為恒例。

〔83〕

真淵翁の古今の註に、菊は和名抄に加波良与毛木一云加波良於波岐とあり。万葉に菊の歌見えず。日本後紀桓武天皇の御

歌に、このごろのしぐれの雨に菊の花ちりぞしぬべきあたらしその香を。又平城天皇、大同二年神泉苑にて四位已上には菊をかざしむること見えて、其時の御歌にふぢばかまとよみ給へる事、類聚国史に見ゆ。されば菊は奈良の末、今の都の始かたなどに異国より渡せしものなるべし。ゆゑにこゝの名はなくて字音のまゝにキクといへり。さて蘭とよみ給ひしは香ぐはしき類の物なれば也〔中略〕。ある説に、後紀に四位已上共挿菊花とありて皇太子の、みな人のその香にめづるふぢばかま君のおほものたをりたりけるとよみ給へるに、天皇御和歌、をる人の心のまゝにふぢばかまうべ色ふかくにほひたりけりとよみて、ふぢばかまの歌なる事明なり。按に、国史も後紀も菊は蘭のあやまりなるべしといへり。

【84】

ある人の見せたる御大工齋藤善兵衛といふ者の日記に
徳雲院様より長刀の柄を金カネでしたといふ謎被仰出候。其頃の謎とき大繩新左衛門は巴と、き申候。祖父善兵衛は甲申ウツメシと、き申候処、大に御褒被遊候云々。

【85】

万葉の東歌に、なが母にこられわはゆく青雲のいでこわざもこあひ見てゆかむ。解に、こられは嘖イハらるゝことなりとあり。今こゝココにの俗言に、人に嘖イハらるゝことをいこらるゝ、又お

こらるゝともいふ。ア行の字をはぶくは常なればこのこらると全同言なり。

【86】

天英公の御歌とて「勝平や名は富士山にあげにける大に平ら鎗留の城。

【87】

倭建命の大御歌に「あゆちがたひかみあねこはわれこむと、こさるらむやひかみあねこは。此処にて若き女をあねこといふは古語なり。わかせこわきもこなどの、ことひとつにて人を親しみ愛しみていふ言なり。又鳥こ猫こなどいふも人をうつくしみていふ言よりうつれるなり。又うつりては器物などにもいふ。鍋こ釜こなど猶多し。此国もとは上の意よりうつれる言にて実は古言なり。さてかゝる言をば江戸の癖にてわらへども、田舎にはかへりて古語の残れるをしらざるなり。又みづからはえもいはぬ俗言も多かれど、皆雅たりと思ひほこるぞかた腹いたき。

【88】

先年保呂羽山の一の鳥居のほとりより掘出たる石器のかた



図3

青石にて長七八寸ばかり也

大友吉言江戸へのぼりしときもち行て見せしに、古の頭槌カウツチなりといへるよし也。かくてその頭槌は記紀の神代巻に見えて、いと古の大刀の制なり。神武卷の大御歌にも久米能古賀久夫都々伊々斯都々伊母知宇知弓斯夜麻牟と見えたり。書紀私記には頭槌劔名其頭曲カ。纂疏頭槌者劔首如槌カ。大人云、久夫都々は頭椎なり、伊斯都々は石椎なり。上の頭椎と一物にて彼は形をもていひ、此は石もて作れるよしの名なりカ。又大和三輪山の近より、劔の頭石にて槌に似たるを掘出したるを谷川士清〔伊勢人〕が見たりといへり。

【89】

此処に蓑の一種に祁良ケラといふ物あり。延喜式に虻蓑ケラあり。又登美蓑トミといふも見ゆ。

【90】

つぎ木といふも昔よりありし事也。著聞集承元四年正月のこ

ろカなえ／＼とある衣冠の人參ぜりカ。誰やらんと見けるに冷泉中納言定家朝臣なりけりカ。南殿へ向て渡殿の前なる八重桜のもとにいたりて立たり。花のころにもあらぬに、梢を見あげてや、久しく程へて侍を木にのほせて枝をきらせて、その枝を袍の袖ぐ、みに取て出にけりカ。花を賞してつぎ木にせんとてとらせけるにこそと御沙汰ありてカと見ゆ。

【91】

政景日記寛永四丁卯六月廿九日水無月祓義宣公御歌

みなづきのみそぎのはらひする人は千年のいのちのぶるとぞきく。

【92】

矢を又す器は鞞ユキ胡祿コ鞞カ羽壺ウツ矢籥ヤなどあまねく人のしる処なり。さて中にも鞞は、古事記上巻に曾毘良迺者負千入之鞞イホノリノユキウツツケ云々。また天石鞞アメノイハキ。また孝徳紀に金鞞コガネユキ。また大神宮式に姫鞞ヒメユキ浦鞞ウラユキ革鞞カハユキあり。推古紀に鞞〔此云由岐〕と見え、和名抄に鞞ハ釈名ニ云歩人ノ所レ帯曰レ鞞初牙ノ反和名由岐以レ箭又ニ其中一也といへり。同書に鞞ハ周礼ノ注ニ鞞ハ音服和名夜奈久比盛ヤナクヅヒ矢器也唐令ニ用ニ胡祿ノ二字ヲ唐韻ニ云筒籠ハ箭室也とありて、鞞胡祿ともに夜奈久比と訓めり。中昔より鞞ハ衣比良ヒラと訓て制作も胡祿とは大に異なり、そも／＼鞞は神

代よりむねと用ひこしものなるを中昔の軍書どもにもたえて

其名の見えずして、只衣比良夜奈久比あるは矢籠羽壺などの
みなり。又朝廷の儀式には夜奈久比を用ひられて衣比良は用
ひ給はずとぞ。かれつら／＼考るに、鞞は絶て其器の伝はら
ざるにはあらで、今の胡祿はすな（は＝脱）ち古の鞞にて名
を異にせしものなり。其よしは大祓詞に鞞負伴男劔佩伴男と
あるは、今をもていはゞ左右大将より下つかたの武官をすべ
いへるなり。職原抄に檢非違使尉をさして、鞞負尉といへる
などにて、大祓詞の鞞負伴男云々は諸衛府をすべいへること
をもさとるべし。かくてその鞞を夜奈久比といひしは、鞞に
矢をさしたるさまヱのヱごとく見ゆるゆゑに、矢之ヤノ之ノ意にて
いひそめしことなるべし。古の鞞、又大神宮御神宝の鞞の軍
器考図式にあるを見よ。今の夜奈久比と其形いと能く似たり
〔壺胡祿をもていふなり。平胡祿といふものは形少し異なり〕。又
近きころ出たる白川侯の集古十種にも鞞胡祿の図あり。合考
べし。和名抄に鞞と胡祿と別にあげたるは、そのころ既に異
もの、やうになりしゆゑなるべし。衣比良は中昔に制作し
ものなるべし。かれ和名抄にも其名見えず〔蚕糸具に衣比良とい
ふもの見ゆ。それとは異也〕。武士のむねと此衣比良を用ひし
は、其形厳しく矢をぬくにもたづきよければなるべし。また
宇都穂志古などは後々に制しものなれば、古書には其名も見

えずとなむ。

〔93〕

延喜式に鞞は鞞編氏造之とあり。姓氏録にも鞞編首といふも
見ゆ。鞞を造るをば、古はあむといひしにやと大人はいはれ
たり。

〔94〕

箴に矢をさすことは、小笠原家にて重き秘事としてたやすく
は教ずとか。貞丈は秘事にはあらねどもかき教へがたきよし
を平義器談にいへり。別に図にあらはしたるはありとぞ。か
くさまの事を秘事とて人に教ざるゆゑに終に絶はて、しる
人もなくなりぬる事も世に多きなり。貞丈のごとく何にもあ
れ、よき事は広く人にも教おきたらむはいみじき功なるべ
し。

〔95〕

台記、仰文章博士茂明朝臣勘印字様是頼字古文也、用名上字
例也云々、印（以銅鑄之）方一寸九分、高一寸八分云々。こは左
大臣頼長公の印也。玉かつまに見ゆ。

〔96〕

年の始にいはゆる振舞などするを節セチといふ。壬生忠見家集
に、ある処の屏風、正月せちするところあり「春霞たつとい
ふ日をむかへつ、年のあるじと我やなりなむ。是も玉かつま

にあり。こゝにても正月の支度するを節といふたとへは、正月着る衣装を染るをおせちをそむるといふ類なり。

【97】

海人藻芥に、毎日三度の供御は御めぐり七種御汁二種なり。

御飯はわりたる強飯を聞召なりと、是も玉かつまに見ゆ。今は饅汁饅菜といふなり。

【98】

万葉一卷に、山越の風を時自見ぬる夜おちず家なる妹をかけてしぬひつ。大人云、ときじみは風の時ならず寒きをいふ云々。千蔭が解に、時自久は集中に非時とかきて時ならずといふ意なり云々。按に文字のまゝに時ならずとばかり心得てはよく聞えたりとおほえず。今按に続紀の宣命に此家自久母藤原乃卿等乎波云々。大人云、万葉十九卷に、師木嶋の人はわれ自久いはひてまたむといふ歌を引て、中昔の物語書に女めきたるを女しくといふは、今の俗言に女らしくといふにあたりて大和国人はたれもく君を我身のこたらしく祝て待むとなり。こゝにも其意にて藤原氏をばなべて皆仲麻呂の家らしく同じことにおほしめすよしなりとあり。此説にて時自久の自久もこゝの家自久また我自久の自久と同じ言にてらしくと心得れば、よく聞ゆる也。そはまづ山越の云々とよめるは、長歌に霞立ながき春日のくれにける云々とあれば、春の

歌なること明也。さて、風の身にしむ時は秋冬なり。其秋冬を時とさして、風の身にしむころにあらねど旅にありて独ぬればいたく身にしみておほゆるゆゑに家なる妹を恋ひおもふとなり。時自見は時らしさになり。又耳我山に時自久ぞ雪は降りける云々、又時自久藤のいやめづらしきとある時自久も、皆らしくと心得るときはよく聞ゆる也。古事記に橘を登岐士玖能迦玖能木実とあるも右の意にて、木ノ実は大かた夏より秋かけて熟するを、橘は冬に至りて熟するゆゑに、なべての木実の熟する秋を時とさして、さて冬ながら時らしくしなび榮ゆる意にて、時自久のかくのこのみとはいひしならん。猶友たちにもかたらひあはせてさだむべし。

【99】

古今集に三鳥の伝とおもき秘事ありとか。其三鳥といふは、百千鳥、稲負鳥、喚子鳥なりとぞ。かくて百千鳥は同集に、も、ち鳥さへづる春はものごとにあたまれども我ぞふりゆく。呼子鳥は、をちこちのたつきもしらぬ山中におほつかなくもよぶこ鳥かな。稲負鳥は、わが門にいなおほせ鳥のなくなべにけさふく風に鳥はきにけり。さて万葉集には、わが門の榎の実もりはむ百千鳥千鳥は来れど君がきまさず。又梅の花今さかりなり百鳥の声のこほしき春きたるらし、などあるにて一種の鳥の名にあらざることば明らけし。喚子鳥を

よめること数多かれど、今おもひ出たるをあぐ。朝ぎりにしぬゝにぬれてよぶこ鳥三船山ゆなきわたる見ゆ、又春日なる羽買山ゆ佐保のうちへ鳴ゆくなるは誰よぶこ鳥。又これをかほ鳥ともいふ也。朝みでにきなくかほ鳥なれだにも君にこふれやときをへずなく、などあり。稲負鳥の歌はいまだ見ず。万葉にありやおぼつかなし。和名抄、喚子鳥稲負鳥は万葉集云其ノ読與不古止里其読以奈於保世度里とあり。百千鳥を載ざるも一種の名にあらざる証ともいふべし。喚子鳥は今のかんこ鳥又かつこ鳥ともいひて、春ごとにくる鳥也。かつほう鳥といふ処もありとなり。そは喚を字音によび、がめたるもの也。又かほ鳥を訛りてかつほう鳥といへり。稲負鳥は契沖などの考もあれど、にかくにさだかならざるよし。大人の説もあれど慥なる証もなし。さればこの稲負鳥は外に考べきものなしと見えたり。又その鳥はしられずとも、古今の歌は一首の意よく聞えたれば、かゝることにしひてか、づらふべきにあらず。すべて物の名は古書に見えたるのみにて、今はさだかにしられぬも多かり。又辺鄙の国にはかへりて古の名の正しく残りてある事もおほかれば、此鳥なども今常にありて慥にしかよぶ処もありなんもしりがたし。前にも見えたるとく古今伝授といふことは近世の妄説なれば論にたらず。

【100】

祝詞に天津金木乎本打切末打断云々。この金木といふは、細木の事なり。こゝの児童の詞に、瘦たる者をかんなぎといふ古言の残たる也。

【101】

宇治拾遺に、白川院御とのこもりて後ものにおそはれさせ給ひける。しかるべき武具を御枕の上におくべきと沙汰ありて、義家朝臣に召されければ、まゆみの黒ぬりなるを一張まゐらせたりけるを、御枕に立られて後おそはれさせおはしまさざりければ、御感ありて此弓は十二年の合戦のときやもたせたりしと御尋ありければ、おほえざるよし申されたりければ、上皇しきりに御感ありけり云々。さてまゆみの黒ぬりなるとは檀の木にて削たる丸木弓の黒漆にしたるなり。すべて古の弓は皆丸木弓也。木は椶、檀、梓、樺などなり。波士弓、麻由美、阿都佐由美、都岐弓と、その木の名をもてよぶ也。

【102】

大宰弥右衛門が歌よまむと思ひて物しけれど、公家の人々の下風にたゝん事を口惜く思ひて、歌をばすて、詩をつくりたりといふことをみづからほこり顔にかきおきたり。今おもへば公家の下風に立ことを口惜く思へるは心高きがごとく聞ゆれど、猶近世の俗習をはなれざるものなり。吾大人は古を考

へて今の誤を正し、公家の人々をしてその下風にたゝしめたるなり。

【103】

江戸にて霜月酉の日に、鷲大明神の祭を酉の町といひて諸人群集する也。東鑑に、武蔵ノ国鷲ノ宮といふ事処々にあり。此神をいふ歟。木立ものふりたる社なり。又浅草觀音の門の右の方、町屋の軒下に大きな石燈籠あり。鎌田兵衛正清が建立なりとある人かたり、さぞはとまれかくまれふるき物とは見ゆる也。

【104】

江戸の盛大なることはいふもさら也。されば人の家地にせんため、ふるき神社なども他処にうつしなるともしたるべくや、鳥越明神湯嶋天神妻乞稻荷神田明神などは御館ちかきあたりなり。向嶋の吾妻社は倭建命の御旧跡なりとぞ。いと神さびて社のさまなにとなくたふとし。又赤坂の山王は大きな社なり。其神主樹下某は豊臣秀頼公の末葉なりといへり。水川神社処々にあり。いづれか式にのりたる御社ならん。人にも尋しかど、さだかにしらざりき。赤木明神とまをす社もよきほどの社なり。いかなる神をか祭れるならん。八幡宮処々にあり。又鈴が森の八幡とまをすは、式、荏原郡磐井神社なりとて鳥居の額磐井神社とあり。式に加美、郡今城青坂

稲実池^{イナミイケ}上神ノ社とあるは、今池上本門寺といふ寺あるあたりかと国図を見るに、加美郡は上野ノ国境近き処なれば、もとより別なるべし。其本門寺よりや、行て矢口ノ村なり。そこに新田義興主を祭れる社あり。その後は彼矢口渡^{ウシロ}の跡なりとて、彼方此方は岸の跡とおぼしくて、や、高く中間はひきく、今は芝生なれど川の跡とはさだかに見ゆるなり。〔天注
…文政十一年、又しも此社に参て見しに、渡の跡なりしといふ芝生皆田になりて昔のさまにはあらず〕。義興主を葬れりといふ塚も社の後にあり。竹多く生ひ茂り物ふりたる塚なり。此義興ぬしをたばかり殺したりし畠山が一族は、此社に詣でぬればかならず怪我するとぞいちはやき社なりけり。かくて江戸にのけるほどは、こゝかしこと見めぐりたりしかど、これぞと心とむる処もなかりしを、この新田の人々は朝廷の御ためにさしもまめやかに心をくだきてばかりこち給ひしかども、禍津日神^{ツヒノカミ}のしわざはすべなきものにて、親子兄弟みな足利がために討れ給ひしことをあかずいきどほらしう思ひわたりけるにあはせて、今この社を拝むにもしきりに涙のながるゝを友なりし人のいかにと、がめければ、

つるぎ大刀ときし心も矢口川うかぶ水沫^{ミナワ}となりしよおもへば、やがて塚の柵の木になんかきつけゝる。

【105】

後世万葉の風調をよみえられたるは、実朝右大臣ばかりなりとぞ。

【106】

道の程を三十六町を壹里とするは、いつの世よりの定ならん。ある説に、織田大臣の世よりの事也といふはたがへり。堯孝僧都の富士道の記に、近江の武佐宿を都より十三里といひ、美濃の垂井を武佐より十四里といへるは、今の世の定と同じと玉かつまにあり。今も奥にては六町を壹里といひ、由利郡にては四十八町を壹里といふ処もありとぞ〔堯孝僧都は享徳四年七月五日死六十五才〕。

【107】

大人云。祝詞に諸聞食止宣神主祝部等称唯餘宣准之。この称唯はヲ、トマラスと訓み、祝詞の文一段訖るごとに雄々と申すをいふ。さて雄々とは答申す声なり。世俗浅深抄に称唯時塞口警蹕時開口也とある。称唯は乎々と申す。乎は上に宇を帯る音にて、宇於々なるゆゑに、塞口といへるなり。塞口とあるによりて字々といふと心得るはわろし。さて警蹕の聲は、於々なるゆゑに開口といへる。これらにても於と乎と差別あることをしるべし云々。さて上の説によるに、答申すときは乎々、警蹕のときは於々なり。しかるに今こゝの殿中にて答申すには夜ヤ安アといひ、警蹕のときは志イといふ。江戸

にて路頭にては保ホといふやうに聞ゆるなり。殿中にてはいかゞあらん。さて又私のうちとけごとには宇また乎と答ふ。又敬てはナイ又ハイといふ也。

【108】

中御門宣胤卿記文明十二年十二月九日、今日禁裏御煤炊。

【109】

仁徳紀に、鹿の耳に百舌鳥の飛入て其鹿を昨殺せしこと見ゆ。其処を百舌鳥ノ耳原といふ。即仁徳帝の陵のある処なり。百舌鳥は小き鳥なれども、形雄々しき鳥なれば、心も建きものと見ゆ。東鑑に、信濃の桜井五郎といふ人鷹飼の上手にて、百舌鳥を飼て御処の御庭にて雀をとらせたり。又雉子をもとらすべきよしをいひけり。

【110】

三関は、令ノ義解ニ伊勢ノ鈴鹿美濃ノ不破越前ノ愛発アラツチなり。大津宮のときの御定めなるべし。皆近江の境なればなり。延暦三年七月勅三関停廢、同廿五年三月伊勢美濃越前三国故関を守らせし事あり。又弘仁元年九月伊勢近江美濃等三國府并故関鎮固とある。越前は遠くして使をやるに煩ひ多ければ、近江逢坂にかへて古の三関の例を残されしなり〔詔詞解〕。

【111】

琵琶は掃部頭藤原貞敏唐国に渡りて廉承武といひし者より秘

曲受伝て帰朝せし事、三代実録貞観九年の条に見ゆ。江談抄に博雅三位流泉啄木の秘曲を蟬丸より伝うけたるよし見ゆ。警者平家物語を琵琶に合せてかたる事は、徒然草に信濃前司行長入道平家物語を作りて生仏といへる盲目に教てかたせたる事見ゆ。

【112】

竹取物語にかまどを三重にしこめて^{云々}、くどをあけて^{云々}とあり。和名抄、窓竈後穿也和名久度。されば古の竈は後に穴を開て、そを久度とはいひし也〔大人説〕。今此処の矢橋にて作る貝焼風呂を山里人は久度といふ。実其形竈に穴をあけたるに似たり〔和名抄の窓は嘗歟窓の誤なるべしといへり〕。

【113】

男鹿より出るおんべのりは、御幣海苔などかく人もあれどいかゝあらむ。考に大贄^{オホニ}海苔^{ウシ}の訛なるべし。そのよしは古今集にも於保尔閑を於保武倍といへり。

【114】

古今恋一、よそにして恋ればくるしいれ紐のおなじこゝろにいざむすびてむ。真淵翁云、入紐は雌紐雄紐とて装束のときとり合せてさし入るゝものなり。よりて入紐といふ。大刀にも入紐ありて片方を輪にしてそれへ入て結ぶなり。よりて同心にむすぶといふによそへていへり。

【115】

東鑑に、囚人前ノ延尉季貞^ガ子息有^ニ源太宗^ト季者^ニ云々。是弓馬ノ伝^レ芸刺作^レ矢達者也。受^ニ矢野橋内処々口伝^ニ云々。宗季作^レ野箭一腰^ニ相^ニ叶御意^ニ間可^レ列^ニ御家人^ニ之由被仰出。

【116】

仁徳御卷、差^ニ白鳥陵守等^ニ苑^ニ役丁^ニ時天皇（親^ニ脱）臨^ニ于役所^ニ爰陵守^ニ目杵^{メキ}忽化^ニ白鹿^ニ以走於是天皇詔之曰是陵自^レ本空故欲^レ除^ニ其陵守^ニ而甫差^ニ役丁^ニ今視^ニ是恠^ニ者甚懼之無^レ動^ニ陵守^ニ者則且授^ニ土師^ノ連等^ニ。

【117】

続紀和銅元年五月始行^ニ銀錢^ニ、また同年七月令^ニ近江国^ニ鑄^ニ銅錢^ニ、また同三年五月以^ニ穀六升^ニ当^ニ錢一文^ニ令^ニ百姓^ニ交関^ニ各得其利^ニ云々。この錢一文は銀銅のうちいづれならん。

【118】

同二年七月、從五位上上毛野朝臣安磨為^ニ陸奥守^ニ令^ニ諸国^ニ運^ニ送兵器於出羽柵^ニ為^レ征^ニ蝦狄^ニ一也。

【119】

禁秘抄、恒例毎日次第^{云々}、各立^ニ御手水^ノ間前^ニ官申^ス御手水^ニまゐらせさぶらはん女房あといふ。女房御楊枝^ニ雙^ニ指^ニ指^ス御簾^ニまかりまゐらせさぶらはんといふ。又女房あといふなり^{云々}。このあといふは答申す詞なり。此処にて同等の人に答

るにはあとといひ、敬ふ方にははいといひ又ないといふ。こ
れらは前の称唯の処にいふべかりしを、今おもひ出たるによ
りてこゝにいふ。

【120】

仏像ほど見悪ざまなるものなし。そは彼天竺といふ国はすぐ
れてあつきゆゑにかゝるさまなりといへど、いかにあつしと
て、うすものひとへ着るにたへざるこゝななめれど、かく裸
体にひとしきはもとより風俗のみだりなる国ゆゑならんか
し。

【121】

一とせ友たち三四人大平山にのほりし事あり。さるは七月廿
六日の明方に出たちて仁別村よりのほる。人氣なきあら山路
にて樵夫のかよふ細道をたどりつゝ、からうじて其日の申時
ばかりに頂に至りぬ。四方のけしきいはんかたなくおもしろ
し。程なく日くれにければ、簷堂とかいふ方一丈ばかりのあ
ばらなる板屋に三十人ばかりこみ入ぬれば、いさゝかの身じ
ろぎもならず、おくてのほりし者は、その堂のあたりに火
を焼て明しをりぬ。凡百人あまりもありなん。さてやうく
明行まゝに豊栄のぼる朝日の御影を人々立出見て、あらたふ
とや三尊の弥陀の来迎正しくをがまれさせ給ふとて、同音に
念仏唱ひ山もゆするゝばかりなりき。おのれらが眼には、す

べてさるものは見えず。常見奉る朝日に異ならずなん。彼と
もがらにかたりなば、そは罪ぶかきがゆゑなりとこそいふら
めとひとりわらひぞせらるゝ。

【122】

寺内村に鎮坐す古四王宮はふるき社ときこゆれど、正き伝説
は絶て今は真言僧が別当職となりて、何事も仏説にて四天王
といふを祭るといへど、それはた慥なる伝説ともきこえず、
大かた中古よりいひならへる妄語なるべくぞおぼゆる。爰に
越後人の説とて鎌田正安がいへるは、古四王は越王にて大彦
命を祭れるなり。越後国にも古四王〔文字は如何あらんし
ず。かれしばらく寺内の社にて書くにならひて記す〕とて大彦命
を祭れる小祠あり。其国には此命を越王と申すよしの伝説
は残れり。又此命と同時に吉備津彦命は吉備国を、丹波道主
命は丹波国を討平て大功ありしによりて、吉備津彦丹波道
主と御名に負ひ給へるにあはせておもへば、大彦命に越国を
討しめ給ひ大功ありしかば越王と申さむこと、吉備津彦丹波
道主の例にもかなひてきこゆといへるはよしある考なり。さ
て大彦命・建沼河別命・吉備津彦命・丹波道主命を四道將軍
とて国々へつかはされし事は、書紀崇神御卷十年九月条に見
ゆ〔わづらはしければこゝに引ず〕。古事記に大毘古命者遣シ高
志道ニ其子建沼河別命者遣シ東ノ方十二道ニ而令シ和乎平其麻

都漏波奴人等^{ツロハヌヒトドモ}、是以各和平所遣之^{コ、ヨモテオシキマケルカニマリアリコトカヘリコトシキ}国政而覆奏^{フクソウ}とあり。其後倭建命を始奉り蝦夷を征に下り給ひし事度々あり。さて、大毘古命は始蝦夷を討平し功ある命なれば、蝦夷の動乱^{サワガヒ}をしづめんがために、越国中に祭り給へりけん（此出羽はもと越のうちなり）。猶よく人にも尋ぬべし。

【123】

万の器物^{モノ}も上つ代の製作^{ツクザマ}はいとくめでたかりけんを、大かたは絶て伝らぬぞ。あかぬわざなりけるそが中にも、鎧横刀^{タチ}刀子弓矢楯矛鞞^{トモ}など兵器^{ヒモノ}の製作は殊に厳く美麗^{イカシメ}かりけん。大神宮御神宝の玉纏^{タマキナ}横刀須我流^{スガノリ}横刀雑作^{イカシメ}横刀^ヲ、軍器考の図式にも見ゆ（雑作を新作に誤る）。延喜式にするされし処、神宝の中にみえし物共は、神代の遺製をや用ひられけん。後ノ代に聞えし物どもにもあらず。まづ玉纏横刀といふは、其柄に仆環^{フセツ}ありて五色の玉を纏ひ、勾金^{コウキン}には鈴八ツと玉二ツづ、附て、鯛形須恵組^{フナガタスエクミ}などいふものあり。次に須我流横刀といふ物は、大やう後ノ代の大刀の製に似たりと見えたり。柄をば鶴羽^{ツルハ}をもて纏ひ、四ノ角に乳形^{チカツツ}着て五色の組の長さ一丈なるをつくるなどいふことあり。又次に新作横刀〔新作は雑作の誤〕といふも柄をば鳥の羽をもて纏など見えけり。今も進らせらる、御神宝共は、其図を見し事のありき。式に見し処を合考れば、大に同して少し異なる処もあるにや

云々。天王寺聖徳太子の像は太子自ら書き給処のよしを云伝侍り。其佩給へる大刀の飾、今の製には異なり（貞房按、此像は楊枝御影といふ像なるべし。其佩給へる大刀は軍器考図式に見えし須我流横刀といふに似たる製に見ゆ）。凡古の制、其物を見ざれば、今の制をもて推測がたきこと多かり。されば、古の大刀小刀などの制いかにやありけん、いぶかし〔軍器考〕。

又荒木田末偶^{スエトモ}が迂宮物語に、玉まきの御大刀ぞよにめづらかなるつくりなる。まづ鞘のたけ三尺五六寸、柄は七八寸もあるべし。みながら錦もてつゝみ其上をひまもなく五色の玉もてまきあげ、金銅の花がたの目ぬき四ツ五ツをつけ、金銅のつば^{ツバ}金銅のふち^{フチ}、同じきかぶとがねひとひら、かしらにわたり五六寸のわがねありて、其輪にさ、やかなる鈴十ばかりぬきたり。ふなのかたちしたるはながねあり。あしがねせめがねしばひきかねなどあり。きりんがたうちたるから錦の長さ三尺あまりなるを帯とりにつけたり。ひら緒一すぢ長さは一丈ばかりたれば、一尺ばかりくじやくあうむなどいふしらぬ国の鳥をしも五色の糸もて縫ものにしたり。赤地のから錦の袋にいれり。そも此みかさ^{ミカサ}だち^{ダチ}ははやく世に絶にたるを、此大宮にのみ古きつくりの残れるぞ。いとめでたきすがるの御大刀と申は、長さ玉まきの御大刀と同ほどにて、柄はしろがねもてさめのさまにうちなし、さやは黒ぬりの上に雲がた

のひやうもんをおし、其上に金して麒麟互を裏おもてにつけたり。其外は玉まきに金ものなどはおほかたひとし。帯どりはだんの組二筋長さ三尺あまり、裏はから綾なり。ひら緒は玉まきに同じ。袋も同じ色也。殊にあではかなる細つくりなり。其外くさぐつくりなど申す御大刀数おほかれど、此ふたふりをなん殊にめでたき物として一振づ、朱ぬりの唐櫃にをさめたる云々とあり。又書紀神武御卷に、天皇長髓彦に詔給へるは、汝所為君（是ハ脱）実天神之御子者必有表物可相示之長髓彦即取饒速日命之天羽々矢一隻及步鞞以奉示天皇天皇覽之曰事不虛也還以所佩天羽々矢一隻及步鞞賜示於長髓彦長髓彦是其天表益懷蹶踏云々。大人云、是をもて見れば、矢又鞞（ツル）などの類も天上のは尋常の制とは遙に勝れてめでたく貴き物なりけり。さて天皇の天表を見て益蹶踏しを思へば、天孫命の御物は又更に絶異たる事しられたりといへるなど、かれこれ考あはせて其制の美麗く厳かりし事を思ひやるべし。近き世になりては古をたづねむものとも思ひたらで、只仏説漢風をのみいひあへるはいともくうれたき事なり。白石翁また貞丈ぬしなどの書のみぞ考のおよばんかぎりは、古の例によりていはれたるぞよき。

【124】

前に見えたる笠朝臣金村の墓は、笠目山の上にあるといへ

る。そは姓氏録笠朝臣の条に、応神天皇吉備国加佐米山に登り給ひし事、また名を賀佐と給ひしゆゑよしあり。ひらき見るべし。

【125】

続紀宝龜二年、震ス西大寺ノ西塔ニトレ之採ニ近江ノ国滋賀郡小野ノ社ノ木ヲ構レニヨリ塔為レ崇充ニ当郡ノ戸ニ烟ヲ。

【126】

万里小路藤房卿は当時の賢臣にて、後醍醐天皇を諫め奉り給ひしかども、聞し召し入れ給はざりしによりて世を遁れて行方しれずなりぬ。或人これを論ひて、かの三度いさめてきかざるときはさるといへるはかゝることにて、臣たる道をつくされたりといへれど、予はうべなはず。いく度いさめ奉りてきこしめしいれ給はずとも、君を捨てさるといふは皇国の道にはなき事なり。もしやむことをえずば正成朝臣のごとくに夜見国へまかるより外なしと心得べし。この事は葛花にも論ひおかれたり。此朝臣の事は今さらにいふべからねど、海ゆかばみづく屍山ゆかば草むすかば（オホキミ）ね天皇のべにこそ死なめといへる古語（続紀宣命詞又万葉にもあり）のごとくにて、道にかなへる忠臣なり。ちなみにいふ、此天皇は逆奴尊氏がために吉野ノ行宮（カリミヤ）に遷幸し、京にては尊氏がはからひにて光厳天皇を御位につけ奉り、吉野を南朝とまをし京を北朝と申せ

り。白石の読史余論に、このとき義をしりたる人々は皆吉野の皇居へ参れり」とあり。

【127】

古事記書紀神代卷に、劔刀弓矢楯矛鞍トセなどは見えたれど、甲冑の名は見えず。されど上の種々の物器ある上は、甲冑のみなかるべきにもあるべからず。其名の伝はらぬは、たま／＼もれたるにこそあらめ。書紀神武御卷より次々兵甲介冑など見えたれど、皆イクサビトと訓て兵士のことなり。正く甲といへるは、崇神御卷十年、彦国葺射ヒコノミツフクニ埴安彦ハニヤスヒコ中ナカレ、胸ムネニ殺コロシツ焉云々、其卒怖走尿漏オウビヤウシラカ于禪ハニヤスヒココト云々、故時人号ナニテニ其脱トクレ甲カ一ヒトヲ曰イハレニ伽和羅カワラ一ヒト禪尿処ハニヤスヒコ曰イハレニ屎禪カクシト云々。また古事記輕嶋之明ノ宮ノ〔応神天皇〕御卷に、隱イクサビト伏兵士フクヘイシ一ヒト衣中服イナカノキ鏡到ヨロヒコトモツミセニ於河ノ辺一ニ云々、渡ワタテ到キル河中ニ之時令レ傾カクニ其船フネ一ヒト随ツ入レキ水ノ中ニ云々、故以レ鉤カケヲ探サグニ其沈シ処ト一ヒト者繫ツニ其衣ノ中ナカレ甲カ一ヒト而カレテ訶和羅カワラ鳴故ナリト号ナリ其地チヲ訶和羅カワラノ前マヘニ云々、又、和名抄、甲カハ唐韻ニ云レ鎧升蓋ノ反ハ和名與路比甲也、积名ニ云レ甲カハ似ニ三物之有ニ鱗甲一也、冑カハ説文ニ云レ冑カハ音宙和名加布カブ度首鎧也と見えたり。白石の軍器考に、上に載たる書紀の号ナニ其脱トクレ甲カ一ヒト曰イハレニ伽和羅とあるをとりて、上代には鎧を伽和羅といふ。又韻書にも甲は物の鱗甲ありて自禦に似たり。甲介函鎧皆堅重の名なりと注せり。今も俗に亀甲を加米乃伽宇羅

などいふは、伽和羅といふ詞に相通へり。屋をふく瓦を伽和羅といふも鱗に似たればかくはいひけめ。昔は革にて造りたりけるを、神功皇后新羅うたせ給ふとき、武内ノ宿祢のはからひにて始て鉄をもて造られしなど世にはいひ伝るにや。此事、国史に見えず。彼大臣を高良明神といはひしことは、かゝるいはれもありけるにや。高良又伽和羅と相通ひぬ。桓武天皇の御時延暦九年三月、太宰府におほせて鉄冑二千余枚を造られしは、鉄にて造れることの正く見えし処なるべし〔貞房按、延暦より前に光仁天皇宝龜十一年八月ノ条に鉄甲のことあり。統紀に見ゆ〕といはれたるは、実にさるごとく聞ゆれど、古事記の繫其衣中甲而訶和羅鳴故号其地訶和羅前とあるを合せ考れば、書紀の伝へも古事記のごとく鳴音により名づけしにあらざるや。彼紀は文章を漢風ウツクシにせんことをつとめられたれば、主とある事をも省きて文字すくなにせられたれば、ことのさまによりては事実マコトに違ヒことも多かり〔記に比々良木之八尋矛とあるを、紀に斧鉞と書れたるたぐひいと多し〕。こゝの故事を古事記に、屎出シデ、懸ケリキキ於禪カニ故号ナニ其地チ一ヒト謂フニ屎禪カクシト云々、又遮サリ其逃軍ニヲ以テ斬ル者如レ鵜ト浮ブ於河ニ故号ナニ其河チ一ヒト謂フニ鵜河ト一ヒト也亦斬波布理其軍士故号ナニ其地チ一ヒト謂フニ波布理曾能ト〔脱甲トクノ事はなし〕とあるを、書紀には則追ツテ破ツ於河ノ北ニ而斬ルト首カ過ル半ニ屍骨多溢タリ故ナ一ヒト其チ一ヒト曰イハレニ羽振苑ハト亦其卒怖走ト

屎漏オチニ干禪ハカヨリ乃脱テ甲ヲ而逃グ之云々、其脱レ甲処ヲ曰ク「伽和羅」
禪屎処曰ク「屎禪」とあり。かれこれを合せ見よ。古事記の方は
斬はぶりしによりてはぶりそのといひ、屎いで、しはかま
にか、りしゆゑに屎ばかまといふよしをさだかにいへり。す
べて彼記はしかぐのゆゑによりしかぐと名づくなどいふ
をも、紀のごとくに文字を省きなどせず故語のまゝにいへる
なり。故甲カシを脱スし云々も、時こそ違へ事は同じければ記に
よりて鳴音の伽和羅といひしによりて名づけしとせんも、強
言にもあらじかとおもふなり〔今俗語に鳴音の殊に高きを具和良
くとも賀良くともいふは、この伽和羅の転語にて古言の残れる
なり〕。さるは埴安彦は彦国葺命に射ころされ其
從軍共猶いたく追ひ追めら（れ脱）て屎出しながら鎧を脱
ぎすて逃げたらんには、いかに伽和羅くくと鳴音も耳とゞろ
くばかり高く聞えつらん〔軍書に草摺なる音をいへる事処々に
あり。今も又常にあることなれどいさ、かおどろかしおく也〕。又
外に鎧を伽和羅といへることもなければ、白石翁の考なりと
も一偏にも用ひがたし。又瓦を加和良とせられたるも、和名
抄に瓦ハ和名加波良蓋フ屋宇ノ上ヲとありて、波ト和と仮字違
へり。さるを貞丈も鎧の古名は伽和羅といふ説を用ひて、か
へりて和名抄の瓦は加波良、又地名の愛甲を阿由加波ハ（和名
抄相模国郡名）とあるをもともに誤なりといはれたるは如

何なり〔地名の字音は種々転用の例あり。貞丈翁そを深く考ざる故
の誤なり〕。又高良明神は建内大臣を祠るとはふるくよりの
説とは聞ゆれど、民部省図帳残編〔古事記伝に引用たり〕に高
良玉垂ノ宮ハ所祭玉垂ノ命也天平ノ年紀武内ノ宿祢荒木田ノ襲
津彦ヲ為ス相殿トとあれば、高良玉垂宮はもとよりありて大臣
と其子襲津彦〔古事記に葛木ノ長江ノ曾都毘古トあり〕を後に相
殿に祭しよしなれば、高良は大臣の名にあらず〔明珍家伝書
といふものに、推古天皇ノ御宇云々、此日於菟道ノ太子ニ奉テ聖化天皇ト
諡ラ於日本武尊ニ奉テ天威天皇ト諡ラ於武内宿祢贈ニ高良大公所諡ラなど
ある。彼書は宗介が偽作の妄談也。弁に不レ及〕。又高は古書に多
く許コの仮字カに用ふる例なれば高良は許羅コと訓べし〔本居翁
説〕とも見ゆ。此説によるときは高良は許羅コと訓べし、伽和羅
にかよふ例ともいふべからず。さて其大臣を如何なる由縁あ
りて高良玉垂ノ宮ノの相殿に祭られたらむ。そのよしはしらね
ども此大臣は鎧工によしあることあり。下にいふべし。玉垂ノ
宮は神名帳筑後ノ国三井ノ郡高良玉垂ノ命ノ神ノ社名神大これな
り。玉垂ノ命の伝しらず〔或書に師時ノ記ニ云江帥曰高良明神者
武内ノ大臣ト也非也高良者藤大臣連保也神号云高良玉垂ノ命ト以ニ干
満阿願ヲ令ニ奉行一之故奉レ号ニ玉垂云々とある中には心得がたきことあ
れど、玉垂命は武内ノ大臣にあらずといへるは図帳の説にかなへれ
ばこゝに記して後の考をまつ〕。さて鎧はもとより与呂比とい

ふべくおもはるよしあり。そはまづ与呂比とは与呂布といふ用語を、第三ノ音を第二ノ音に転じて体語にせるものなり。其例は阿布久多々牟などの久牟〔第三音〕を伎美〔第二音〕に転じて阿布伎多々美といふと同格なり。かくて与呂布といふは物のと、のひたりたるをいふ詞にて、万葉に取与呂布天香山〔この山の万と、のひたりたるをほめて〕とよめると、又後々の書に一具をヒトヨロヒと訓み、又鑑を具足といふも即其文字の義のごとく又与曾保布なども同意の詞と聞えたり。此考いかにあらん。猶人にもかたらひあはせて定むべし。さて建内ノ大臣の鑑工によしありとおもふことは、古事記に大倭根子日子国玖琉ノ命〔孝元天皇〕御子比古布都押之信ノ命娶二木国造之祖宇豆比古之妹山下影日亮一生子建内ノ宿祢云々。書紀に彦太忍ノ信ノ命是武内ノ宿祢之祖父也。また屋主忍男建雄心ノ命〔云建猪心〕紀伊国に九年まし、間に紀ノ直、遠祖菟置彦が女影媛にみあひまして武内宿祢を生給ひしよし見ゆ。是によるときは、孝元天皇の御子彦太忍ノ信ノ命の御子屋主忍建雄心ノ命の御子建内ノ宿祢なり。姓氏録にも同じ趣に見ゆ。いづれか正しからん。かくて今の鑑工明珍が家は紀氏にて建内ノ大臣の末なりといふはさることながら、古事記にこの大臣の子男女九人の中男子七人、其七人の末廿七氏に別れたる中の一ツにて木角宿祢ハ木氏ノ祖〔即紀氏なり〕と

見え、姓氏録にも紀ノ朝臣ハ石川ノ朝臣ト同祖武内宿祢ノ男紀角宿祢之後也とありて、大臣を直に紀氏の祖とせず、此差別は諸氏ともにある事なり。続紀養老六年条〔上略〕紀伊ノ國ノ韓鍛冶杭田鑑作名床等合テ七十一戸雖ニ姓涉ト雖工ニ而尋ニ要ニ本源三元来不レ預ニ雜戸之邑一因除ニ其号ニ並從ニ公戸ニとあると、姓氏録ニ紀辛梶臣ハ武内宿祢男紀角宿祢之後也とあるを合せ見るに、紀ノ辛梶は紀伊ノ國韓鍛冶と一ツにて鑑作は其同族なるべし〔鍛冶鑑作と由縁ある職工なり〕。さらば鑑作も紀角宿祢の末なるべく又建内大臣の御母は木ノ國ノ造〔國造本紀、紀伊國造檀原ノ朝ノ御世神皇產靈命五世ノ孫天ノ道根ノ命ヲ定ニ賜國造ニ姓氏録ニ紀ノ直ハ神魂命五世ノ孫天ノ道根ノ命之後也〕の女にて、大臣は紀ノ國にて生れ給ひ角ノ宿祢はその由縁にて木ノ角宿祢と名づけ、又其宿祢の末紀ノ韓冶鑑作と同族ときこえ明珍が家又紀氏なるなど彼是につきて鑑工によしあれば、昔より此大臣鑑を造り給へりとはいひつらむ。されど軍器考にもいはれたるごとく、この大臣の鑑造り給へることは史にもなく、又大臣とます人の直に鑑造り給はん事あるべくもあらず。其末の氏人の中にこそ其工匠はありけれ。

【128】

続後紀に云々於是中納言藤原ノ朝臣〔吉野ノ脱〕奏言ス昔宇治ノ稚彦ノ皇子者我朝之賢明也。此皇子遺教ニ自使レム散レ骨ノ後世

效^レ之^{云々}。大人ノ云、これ扱ありて奏されたるがいと心得ぬことなり。骨を散すれど当昔^{ソノ昔}にあるべき事にあらず。思ふに後世に火葬といふ悪事^{アクサ}始りて世に普くなりぬる。世に此王の御事をも然いひなせる説の出来しなるべし。形もなき虚説^{ソラゴト}とこそ聞ゆれ。ちなみにいふ土左国には昔より火葬なしとぞ。又持統天皇を火葬し奉る天子火葬の始なるよし、ものに見えたり。いともゆ、しき悪事なりけり。

【129】

聖徳太子命は逆奴蘇我馬子が驛にて、彼に御心を合せ仏法を弘め給ふ。太子命の御子たちは馬子が孫、入鹿がために御首を絞^{ハテ}て薨^{ハテ}給ひ御末絶たり。こは神の御心にそむきて大禍事^{オホワガコト}を世に残し給へる御とがめにやと或人のいへるは、実にさることなるべくこそ。

【130】

古事記に内剥鵝皮剥^{ヒシノカウツケキハキキテシテ}為衣服^{云々}。(大人云鵝は賊の誤なり)。さて内剥^{ウツヒキ}は全剥なり。書紀に全剥此^云二字都播伎^{ウツハキ}とあり。此処にて俗に宇登牟伎^{ウツムキ}といふ。宇登は宇都の転語なり。

【131】

書紀に〔崇神御卷〕雞林をシラキと訓めり。新羅^{シラギノミ}国のことなり。

【132】

中原ノ康富ノ記文安三年条、二献冷麵居之鯛ノ指身居之^{云々}と玉かつまにみゆ。

【133】

続紀宝龜十一年二月、神祇官言^ス伊勢大神宮寺先為^レ有^レ崇遷^ニ建他^ニ処^ニ而今近^{シテ}神郡^ニ其崇未^レ止除^ニ飯高郡^ノ之外移^ニ造便地^ニ者許^ノなどあり。すべて大神宮には仏法を殊にいみきはせ給ふなり。

【134】

延喜十四年、三善清行朝臣の上奏せられたる意見十二ヶ条の始に、臣伏^テ案^ニ旧記^ニ我朝家神明伝^ヘ統^ラ天險開^レ疆^ラ土壤膏腴人民庶富。故^ニ東平^テ肅慎^ラ北降^ニ高麗^ラ西虜^ニ新羅^ラ南臣^{トシ}呉会^ヲ。三韓入朝百濟内属^{云々}。其所^コ以^ハ爾^一者何^ソ也^ヤ。国俗敦龐民風忠厚。輕^{クシ}賦税之科^一疎^{ニシ}徵発之役^ヲ。上垂^レ仁^仁而下^下尽^レ誠^以戴^レ上^一。一国之政猶如^{クシ}一身之治^{云々}。自後風化漸^ク薄^ク法令滋彰^{ハレ}賦斂年^ニ増^シ徭役代^ニ倍^シ戸口月^ニ減^リ田畝日荒。既而欽明天皇之代^ニ仏法初伝^{ハリ}本朝^ニ推古天皇以後此教盛行^{ハレ}上自^ニ群公卿士^一下至^ニ諸国^ノ黎民^ニ無^レ不^レ建^ニ寺塔^ヲ者^不列^レ二人ノ数^ニ。故^ニ傾^ク尽^シ資産^ヲ興^ニ造浮圖^ヲ競^ニ捨^テ田園^ヲ多建^ニ大寺^{云々}。又令^ニ七道^ノ諸国^ヲ建^ニ二寺^一。造作^ノ之費^{云々}。各用^ニ其国^ノ正税^一。於是天下之費十分^ニ而五^ツ云々。また又諸国ノ百姓逃^ニ課役^一通^ニ租調^一者私^ニ落髮^シ狼著^ク法服^ヲ。如

此輩積年漸多。天下ノ人民三分ノ二皆是禿首ノ者也。此皆家ニ蓄ヘテ妻子ヲ口ニ啖ヒ腥膻ノ形ハ似テ沙門ニ心ハハシ屠屠ノ云々。前年攻コ困安芸ノ守藤原、時善ヲ劫コ略セル紀伊守橘公廉ヲ者皆是濫惡之僧為ニ其魁師(師)タル也云々。これらは皆仏法の弊なりとぞ。

【135】

安芸人吉益為則といふ医師の説に、人体を陰陽五行に配当し病因など言痛さたするは、皆臆度の空論なることを論たる。皆古学の意に叶ひたる見識なり。まろは医師の道はしらねど、其論説の實の道によくあへることはおもしろしと思ふなり。

【136】

江源武鑑に、天文十九年十二月五日、將軍家諸国ノ守護ニ仰付テ四十町ヲ一里ト定メ、驗シニ大塚ヲツクベキヨシヲ仰セ下ス。五畿七道ヘ奉行ヲ下スとあり。この書は佐々木家ノ日記なり。

【137】

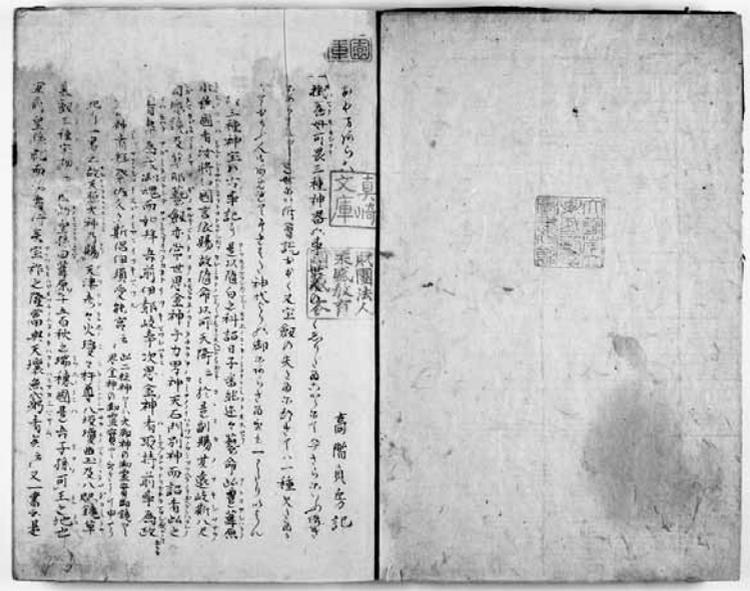
平田篤胤が説に、鎮火祭祝詞によりて伊邪那美命の崩御まし、事を、大國主神のごとく此國をば現身ながら避り給ひし趣にときまけたり。されど紀記ともに崩御まし事は明らかに見え、其上山陵の在処をさへ詳に記しおかれたる上は其邪説なるはいふに及ばぬことなれども、あまりなる強言(シヒコト)なり。す

べてこの男の説にはかくさまの邪説多し。しるべすと醜のも
のしり中々によこさの道に人まどはずも、と大人のよみおか
れたるはかゝるしれ人のしれわざをうれたみてのことなりけ
り。

文政六年九月かきをへぬ (花押) (「須賀能園高階貞房記」印)

(「真崎文庫」印)

表紙見返し



第一丁表

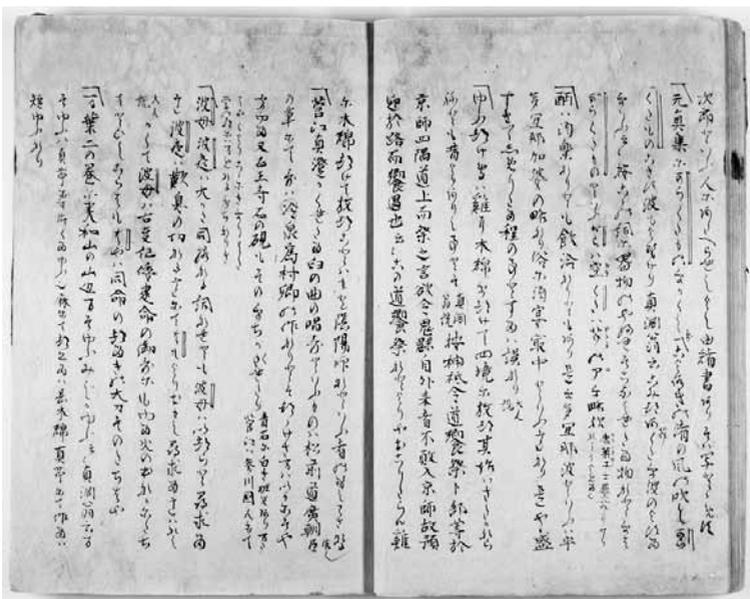
〔30〕

〔31〕

〔32〕

〔33〕

〔34〕



第十七丁ウラ

第十八丁表

「琉球国人ども江戸へまゐきけることをきよてよめる」

琉球国人ども江戸へまゐきけることをきよてよめる

神武代みづからしはみまをさやくら
作らぬゆきあまのりのゆりてあまの
掛すくも河やうりしあまを免れ
まきの御門をまうぬくあぢるん
國のもぢみ城をちをふまては物
部ゆきよの君のむむ刑ふをよ
百をゆきを鹿ぬひひしゆり物部
あかからゆりゆきいもやゆりやま
ゆきをふりてはゆりぬりしあまを
は物部をゆき神武のおぢを、御稜威
はゆりゆきぬりて

藤はらの貞房

琉球国人ども江戸へまゐきけることをきよてよめる

神國の みいつかしこみ ことさやぐ からの国
べゆ はろくに のほりまゐきて 掛まくも
あやにかしこき すめろぎの とほの御門と 鳥
がなく あづまの國の おほみ城を ちよにしき
ます 物部の おほみ城を ちよにしきます 物
部の いくさの君の おほ前に よごとまをすと
を鹿なす ひざをりふせ(て) うづらなす
いはひもとほり とことはに つかへまつろふ
かくのごと まつろふ見れば 神國の おほき御
稜威は たふとき道かも

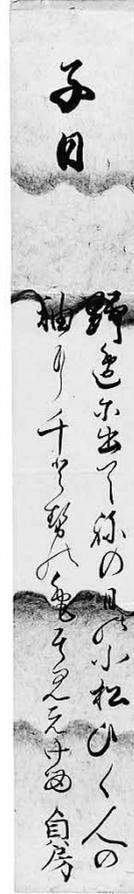
藤はらの貞房



厳梓君のまもりと取もちて
いかし建男の名をたつらしも

貞房

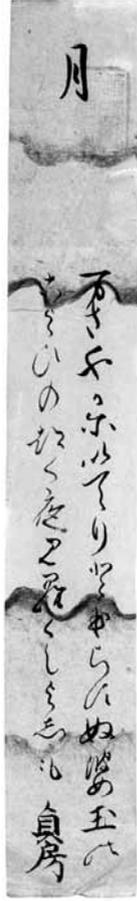
大館市立中央図書館蔵
「古登保喜の歌」短冊二葉のうち



子日
野辺に出てねの日の小松ひく人の
袖に千とせの色ぞ見えける

貞房

大館市立中央図書館蔵
「古登保喜の歌」短冊二葉のうち



月
まさやかにいでりとほらすぬば玉の
こよひのつく夜見らくしよしも

貞房

秋田県立図書館蔵



昔江真澄が筆のまにくといふ書かきて見せにおこせたるをかへすとてよみてやりける
いやつぎにつぎてふるごとかきつがむ
千よろづまきも筆のまにく

貞房

秋田県立図書館蔵

真澄研究 十八号

平成二十六年三月二十六日発行

編集・発行

秋田県立博物館

菅江真澄資料センター

〒〇一〇一〇三四

秋田市金足鳩崎字後山五二

